

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	印紙税のあり方の検討		
税 目	印紙税		
要 望 の 内 容	印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— （ （	百万円 百万円） 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。		
	(2) 施策の必要性		
	① 印紙税が創設された明治6年以降、経済実態の変化に伴い、金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点（5万円未満）が設けられている。他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が、中小零細企業を始め、企業にとって無視できないコストとなっているとの指摘がある。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	② また、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が阻害されているとの指摘もある。		
	③ 特に、小売・物販業等においては、近年、カード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。		
	上記の視点を踏まえ、制度の根底から、そのあり方を早急に検討することが必要である。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	経済取引に伴う事務的負担及び税負担を公平かつ簡素にすることにより、国内経済の活性化を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	電子商取引など印紙税の対象とならない取引と、引き続き印紙税の対象となる取引との間の公平性について検証し、制度のあり方を見直すことは妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 22～令和 7 年度税制改正要望で検討事項として要望。

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（ 経 済 産 業 省 経 済 産 業 政 策 局 企 業 行 動 課 ）

項 目 名	申告・納税手続に関する制度及び運用に係る所要の整備		
税 目	-		
要 望 の 内 容	申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化に資するよう、利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずる。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 申告・納税等の税務手続の一層のデジタル化の推進等の観点から利便性向上等を図るための所要の見直しを講ずることで、企業等の事務負担軽減やバックオフィス効率化等を目指す (2) 施策の必要性 骨太の方針に「デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する」とされていることから、税務手続について一層デジタル化を推進する必要がある。 「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 第 3 章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 1. 「経済・財政新生計画」の推進（税制改革） 骨太方針 2024 等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、ローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な検討を進める。物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点から、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む所得税の抜本的な改革の検討を進める。EBPM の取組を着実に推進するとともに、デジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの対応を進める。					
		<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">今回の要望（租</td><td rowspan="2">合理性</td><td>政策体系における政策目的の位置付け</td><td>1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展</td></tr> <tr> <td>政策の達成目標</td><td>-</td></tr> </table>	今回の要望（租	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展	政策の達成目標
今回の要望（租	合理性	政策体系における政策目的の位置付け			1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展		
		政策の達成目標	-				

		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	-
	前回要望時の達成目標	-
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		継続要望

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	食事支給に係る所得税非課税制度の見直し		
税 目	所得税 所得税基本通達 38-38 の 2		
要 望 の 内 容	食事支給に係る所得税非課税制度について、必要な見直しを行う。		
	平年度の減収見込額		精査中
	(制度自体の減収額)		(-)
	(改正増減収額)		(精査中)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 物価上昇が継続していることを踏まえ、長年据え置かれてきた本制度を見直し、物価上昇を上回る賃金上昇の実現を図る。 (2) 施策の必要性 骨太の方針等で指摘されるとおり、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984 年の見直し以降、40 年以上据え置かれている。その間、物価が上昇しており、本制度の速やかな見直しが必要。 骨太の方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 4. 物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直し 賃上げや投資が増加し、コストカット型経済からの脱却が見えてきた今、政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先すべく、以下の 3 つの取組を総合的に実行する。その際には、労働の価値、平素からの備えの価値を正しく評価し、価格に表すことの重要性を軸に据えて取組を進める。 物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響²⁶⁹が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める。 ²⁶⁹ 長年据え置かれてきた公的制度の基準額や閾値の例として、交通遺児育成給付金、子どもの学習・生活支援事業（生活困 窮者自立支援制度）、食事支給に係る所得税非課税限度額、マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額が存在し、これらについては速やかに見直しを行う。 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 （令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅷ. 新しい資本主義実現に向けた取組の確実な推進 1. 全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直し 経済が物価上昇に転じた中で、政府の予算や制度もまた物価上昇に的確に対応できるよう変わっていかねばならない。政府自身が、物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、省庁横断で総合的に予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の点検と見直しに取り組む。 （略） ・ 中小企業を含め、社員の食事補助の充実を図る取組が見られるが、食事支給に係る所得税の非課税限度額は、1984 年の見直し以降、食料品価格が上昇する中で、40 年以上据え置かれている。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	-
		租税特別措置の適用又は延長期間	-
		同上の期間中の達成目標	-
		政策目標の達成状況	-
	有効性	要望の措置の適用見込み	-
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	-
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	-

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	-
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	-
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯		経済産業省として過去要望したことはない。

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省 経済産業政策局 総務課）

項 目 名		地域における生活環境の維持に必要なサービスを確保するための特例措置の検討	
税 目		—	
要 望 の 内 容	—	人口減少下における地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域における住民の生活環境の維持に必要なサービスの供給を確保すべく、当該サービスを供給する事業者等の事業継続等に資する所要の措置を検討する。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	—万円 (—万円) (—万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 人口減少下における地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域における住民の生活環境の維持に必要なサービスの供給を確保する。 (2) 施策の必要性 我が国経済において、地域の成長発展は、GDP や生産人口の観点から重要であり、その基盤を強化する必要がある。人口減少により地域における生活環境を維持するために必要なサービスの供給の確保が難しくなりつつある中、中長期的な経済成長のためにも、地域の産業を下支えする人的資本である住民の当該サービスの需要を満たすことが重要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （2）三位一体の労働市場改革及び中堅・中小企業による賃上げの後押し（中堅・中小企業による賃上げの後押し） 地域の生活を支えるサービスの供給を維持・発展させる「地域協同プラットフォーム」※を支援する。 ※人口減少地域では、地域社会に不可欠なサービスの供給が困難になりつつあることを踏まえ、省力化・デジタル化、協同化等の生産性向上を図り、サービス供給を維持・発展させることに取り組む協同組合や住民出資会社等を主体とした新たな共助型事業体。 ○地方創生 2.0 基本構想（令和7年6月13日閣議決定） 6. 政策パッケージ （1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生 ⑤社会の情勢変化に適応可能な将来を見据えた地域のサービス拠点づくり v. 「地域協同プラットフォーム」の構築 人口・生産年齢人口の減少等により事業継続が難しい地域において、社会生活に不可欠なサービスの提供を可能とする共助型事業体を「地域協同プラットフォーム」と位置付け、省力化・デジタル化・協同化によって、事業継続に取り組む事業体への支援の枠組みを新たに設ける。
		政策の達成目標	人口減少下における地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域における住民の生活環境の維持に必要なサービスの供給を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局産業組織課）

項 目 名		スピノフの実施の円滑化のための税制措置の見直し	
税 目		所得税・法人税 租税特別措置法第 68 条の 2 租税特別措置法施行令第 39 条の 34 の 2	
要 望 の 内 容	元親会社に一部持分を残すパーシャルスピノフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とする特例措置において、スタートアップの創出だけでなく、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進するため、事業再編には検討から完了まで数年間を要することも鑑み、適用要件を見直した上で、恒久化のための所要の措置を講じる。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	（制度自体の減収額）		（ － 百万円）
	（改正増減収額）		（ － 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 事業環境が大きく変化する中で、我が国経済が中長期的な成長を実現するためには、企業が事業ポートフォリオの見直しを図ること等により、限られた経営資源を適切に配分していくことが重要。 特に、スピンオフについては、現在のグループの中では成長戦略の実現が難しい事業を分離・独立させることで、その潜在力を発揮させる重要な切出し手法であり、海外では大規模案件を中心に事業切出しの手段の一つとして活用されているが、我が国では、活用実績が限られている。 スピンオフを活用した事業の切出しを行いやすくするため、スピンオフの実施の円滑化のための所要の措置を講ずることで、大企業発のスタートアップの創出や企業の事業ポートフォリオの最適化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。 (2) 施策の必要性 この 10 年間、日本の上場企業全体では、売上高・当期純利益の増加に加え、社外取締役数の増加等のコーポレートガバナンス改革も着実に進捗する等、一部の企業は成長と企業価値向上を実現した。 一方、こうした一部の企業を除いて ROE や PBR は十分には上昇していない。この要因の一つとして、日本企業は機動的な事業ポートフォリオの見直しができておらず、自社が本来専念すべきコア事業以外の事業まで抱え込んでいる結果、企業の成長戦略の実行に必要なリソースを、コア事業に投入できていない可能性がある。例えば、日米の上場企業トップ層を比較すると、専業事業の企業の営業利益率は拮抗するも、巨大規模かつ事業多角化度合いの高い企業では日本企業は米国企業の半分以上の水準。また、日本企業だけを見ても、事業切り出し件数は依然として合併や買収等の M&A の件数の半分以上に留まる。ノンコア事業の分離・独立を含め、事業ポートフォリオを不断に見直し、コア事業にフォーカスすることが必要。 こうした中、事業再編手法の一つである、スピンオフ及びパーシャルスピンオフについて、平成 29 年度税制改正でスピンオフ税制が、令和 5 年度にパーシャルスピンオフ税制が創設されたことで、その利用が徐々に進展している。令和 6 年度にはスピンオフが 1 件実行され、令和 7 年度にも 2～3 件の実行が見込まれている。また、パーシャルスピンオフについても実施及びその検討を公表している企業が 2 件存在しており、他の企業にも潜在的なニーズは存在していると考えられる。特にパーシャルスピンオフについては、事業を切り出す際に、情報システム等の社内基盤整備や新ブランドへの移行、取引先や従業員等の理解醸成等の観点から、事業再編手法として、ニーズが高いことを踏まえる必要がある。 一方、現在のパーシャルスピンオフ税制はスタートアップ創出のための政策税制として期限付きで措置されていることから、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進すべく、また、事業再編には検討から完了まで数年間を要することも鑑み、適用要件の見直し及び恒久的な措置とすることが必要である。
--	---

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版（令和7年6月13日閣議決定） IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化 2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化 ③東京証券取引所のグロース市場の在り方の検討 「スタートアップの育成に支障が生じないように、クロスオーバー成長資金の供給や M&A・カープアウト・スピンオフの強力な促進、非上場株式のセカンダリー取引が円滑に行われるようプラットフォームの創設・活性化を図るとともに、（中略）未上場から上場後まで切れ目なくスタートアップの成長を後押しするための支援を実施する。」											
		政策の達成目標	スピンオフを行う企業に持分を一部残す場合について所要の措置を講ずることで、事業再編を促進する。											
		租税特別措置の適用又は延長期間	期限の定めなし											
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ											
		政策目標の達成状況	本税制を措置した令和5年にパーシャルスピンオフの検討を1社が公表、令和7年10月に実行予定。さらにもう1社がパーシャルスピンオフ実施の検討を公表済み。											
	有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><th colspan="3">【適用見込み】</th></tr><tr><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th><th>令和9年度</th></tr><tr><td>1件</td><td>1件</td><td>1件</td></tr></table>			【適用見込み】			令和7年度	令和8年度	令和9年度	1件	1件	1件
		【適用見込み】												
	令和7年度	令和8年度	令和9年度											
	1件	1件	1件											
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	現行制度は、大企業が有する経営資源（人材、技術等）の潜在能力の発揮や大企業発のスタートアップ創出を目的としており、切り離す事業の成長発展や新規性に関する要件が設けられた時限措置である。他方、企業のさらなる成長のためには、スタートアップ創出だけでなく、ノンコア事業を切り出し、コア事業に専念するための事業ポートフォリオの組替えも促進する必要があるため、適用要件を見直す。また、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることに加え、スピンオフは様々な企業が恒常的に検討しうる事業再編手法であることを踏まえ、本税制措置について恒久化等の所要の措置を講ずることが有効である。												
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—												
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—												

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—							
		要望の措置の妥当性	本特例措置は元親会社に一部持分を残すパーシャルスピンオフ（株式分配に限る）について、一定の要件を満たせば再編時の譲渡損益課税を繰延べ、株主のみなし配当に対する課税を対象外とするものである。 本措置の存置によって、子会社の段階的な分離・独立を検討したい企業にもスピンオフの活用が広がり、企業における事業ポートフォリオの見直しや大企業発のスタートアップ創出を加速することができる。 その上で、事業再編は通常、検討着手から実施までに数年単位の時間が必要となることから、制度の存続に関する企業の予見可能性を確保するため、恒久化が妥当。							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	【適用件数】 <table><tr><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度（見込み）</td></tr><tr><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td></tr></table>			令和5年度	令和6年度	令和7年度（見込み）	0件	0件	1件
	令和5年度	令和6年度	令和7年度（見込み）							
	0件	0件	1件							
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—								
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を講じた結果として、パーシャルスピンオフの実行を公表した企業が出てきており、手段として有効。								
	前回要望時の達成目標	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数：1件以上 認定株式分配の検討を公表した企業数：3件以上								
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	認定株式分配に係る事業再編計画の認定件数について1件、令和6年度中に認定済。 認定株式分配の検討を公表した企業数は累計2件であり、今後さらなる適用が見込まれる。									
これまでの要望経緯		平成29年度 組織再編税制等に係る所要の見直しを要望。スピンオフのための税制創設。 平成30年度 スピンオフの実施の円滑化のための適格要件の見直し等組織再編税制における所要の措置を要望。要件の明確化等が実現。 令和4年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。検討事項とされた。 令和5年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で1年間の時限措置が実現。 令和6年度 スピンオフの実施の円滑化のための税制措置の拡充を要望。租税特別措置法で4年間（令和10年3月末期限）の延長が実現。 令和7年度 スピンオフの実施の円滑化のための分配資産割合の計算に係る所要の措置を要望。法人税法本則にて実現。								

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業組織課）

項 目 名	早期事業再生法の成立に伴う所要の措置		
税 目	法人税、所得税、消費税、相続税、贈与税		
要 望 の 内 容	「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（早期事業再生法）の成立に伴い、既存の法的整理手続や私的整理手続における措置も参考に、税制上の所要の措置を講ずる。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることで、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげる。		
	(2) 施策の必要性		
	日本企業の債務残高は、昨年 6 月には約 700 兆円となり、コロナ禍前に比べて約 120 兆円増加している。また、昨年の倒産件数は 11 年ぶりに 1 万件を超えた状況。今後の円安や物価高、人手不足の状況等を踏まえると、債務負担が収益性向上の事業活動の足かせとなって事業再生の機会を逃し、倒産に至る企業が更に増加するおそれがある。こうした経済社会情勢の動向を受け、事業者が早期での事業再生に取り組み、事業価値の毀損や技術及び人材の散逸を回避できる制度基盤を整備することが重要であり、こうした観点から、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の円滑な事業再生の実施を図るため、事業者の金融債務に係る権利関係の調整を行うことができる手続の創設等の措置を講ずるべく、早期事業再生法が本年 6 月に成立・公布された。 早期事業再生法の施行に向けて、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげるため、本要望に基づく税制上の所要の措置を講ずることが必要である。		
平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることで、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることは、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和 5 年度要望において「事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討」を要望し、「令和 5 年度税制改正の大綱」（令和 4 年 12 月 23 日閣議決定）において、事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、複数の措置が講じられることとなった。 その後、当該法制の更なる具体化に向けた検討が進められ、本年 6 月、早期事業再生法が成立・公布された。

令和 8 年度 税制改正要望事項（新 設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業創造課）

項 目 名		大胆な投資促進税制の創設	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容		国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5 年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	精査中 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由		(1) 政策目的 賃上げを含めた好循環を形成するべく、国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させること。	
		(2) 施策の必要性 高付加価値型の経済・産業構造に転換するには、過去最高水準に上昇した企業の現預金も活用しながら、国内投資と賃上げを進めていくことが不可欠。2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円の新たな官民国内投資目標を設定した中、これを必ず達成するため、引き続き官民一体となって国内投資の拡大と賃上げを継続していく必要がある。 一方で、足下では、米欧中をはじめとして各国が国内投資促進政策を大幅に強化。また、国際情勢の不確実性が高まる中、国内成長投資の先送りが生じかねない状況にある。 このため、国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、5 年間で集中投資期間と位置づけた上で、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制を創設する。	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版】（令和 7 年 6 月 13 日 閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		政策の達成目標	2030 年度に 135 兆円、2040 年度に 200 兆円という新たな官民国内投資目標の達成及び産業構造の高付加価値化。
		租税特別措置の適用又は延長期間	5 年間
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	米国関税措置等の厳しい国際情勢においても、経営者による国内投資の判断を後押しし、国内経済の高付加価値化を通じた経済成長の実現に繋げることができるため、当該措置は有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額 上記の予算上の措置等と要望項目との関係	

		要望の措置 の 妥 当 性	民間投資の拡大という政策目標には、全国あまねく政策効果が行き渡る税制による措置を講ずることが適當。また、導入事業者の生産性向上のためには、高付加価値化のための設備投資を支援することで、最小限の措置で大きな効果が期待できる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
		前回要望時 の達成目標	
		前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	
これまでの 要 望 経 緯			

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局投資促進課）

項 目 名	租税条約ネットワークの拡充		
税 目	—		
要 望 の 内 容	日本企業による取引や投資の実態、要望等を踏まえ、我が国の経済の活性化や事業環境の整備に資するよう、租税条約ネットワークを迅速に拡充すべくその内容や交渉相手国の選定について、各省庁が連携して具体的な検討を行う。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		(制度自体の減収額)	(— 百万円)
		(改正増減収額)	(— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 我が国経済の活性化のためには、日本企業の海外展開を推進し、成長が見込まれる新興国市場等においてシェアを獲得することで外需を取り込み、さらにその海外で得た利益を我が国に還元することが重要である。 しかし、日本企業の進出先国においては、高税率な源泉課税により十分な収益の国内還流が損なわれる、課税権を決定する重要な指標である PE (Permanent Establishment：恒久的施設) の認定範囲が不明確なため予見されていない課税を受ける、税務紛争に発展した場合の税務当局間の相互協議等の実効的な法的枠組みが構築されていない等の課題がある。 また昨今、新興国等において日本企業が不当な課税を受けるケースが増加しているところ、今後、新興国等が BEPS プロジェクト最終報告書の本来の主旨に反して、制度改正等を実施する場合には、不適切な課税が助長されることが懸念される。 加えて、租税条約の新規締結・改正は、海外から国内への投資環境を税制面から整備することにつながるため、海外企業や外国人による我が国への投資拡大を促進する観点からも租税条約ネットワークの拡充は重要といえる。こうした点を踏まえ、租税条約の新規締結・改正を促進し、そのネットワークの迅速な拡充を図る。 (2) 施策の必要性 租税条約は、投資所得（配当・利子・使用料）の源泉税率の上限の設定や、PE の範囲の明確化、両国税務当局間の相互協議メカニズムの確立等の機能がある。こうした機能は、日本企業の投資予見性の拡大、進出先国における利益の我が国への還元の促進や、進出先国での課税問題の改善のために極めて重要な役割を果たす。 日本企業の海外投資が積極的に行われている現在において、日本企業の進出先国における事業環境、投資環境のイコールフットINGを確保し、整備していくことが大きな課題である。 また、我が国に進出、投資を行う海外企業や外国人にとって、我が国への更なる投資拡大を促進する観点から、租税条約の新規締結・改正を通じて、我が国への投資環境の整備を図ることも重要である。 このため、引き続き、投資の動向、我が国の産業界のニーズ、他国との競争条件等を踏まえ、交渉相手国の選定について具体的な検討を行い、近年の経済情勢の変化に対応した租税条約の新規締結、改正による質的・量的な租税条約ネットワークの拡充を推進していくことが必要である。		
今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
（租税特別		政策の達成目標	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善
別		租税特別措置の適用又は延長期間	—

		同上の期間 中 の 達 成 目 標	—
		政策目標の 達 成 状 況	—
	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	海外に進出する日本企業及び我が国に進出する外資系企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	租税条約ネットワークの拡充により、日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等が見込まれる。
	相 当 性	当該要望項 目以外の税 制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	同一の目的である他の措置はない。
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との 関係	—
		要望の措置 の 妥 当 性	日本企業の海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題の改善等の効果が見込まれるため、租税条約ネットワークを拡充することは妥当。
	置 の 適用実績と効果に 関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 7 年 8 月現在、我が国は、82 か国・地域との間で租税条約等（※）を適用済み。今後も日本企業の更なる海外投資及び利益の我が国への還元の促進、進出先国における課税問題への対応のため、引き続き、租税条約ネットワークの拡充が必要。 ※二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約（いわゆる「租税条約」）及び「日台民間租税取決め」
これまでの要望経緯		平成 25 年度以降、租税条約ネットワークの拡充を要望。

（経済産業省経済産業政策局投資促進課）

項 目 名	経済のデジタル化等に対応した新たな国際課税制度への対応		
税 目	法人税（法人税法第 82 条～第 82 条の 10、150 条の 3） 地方法人税（地方法人税法第 24 条の 2～第 24 条の 8）		
要 望 の 内 容	OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）における「2本の柱（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）」のうち、市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、多数国間条約等の規定の国内法制化が行われる際には、対象となる日本企業に過度な事務負担を課さないように配慮しつつ、課税のあり方等について検討を行う。 法人税引き下げ競争に歯止めをかけるとともに、企業間の公平な競争条件を確保することを目的としたグローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、今後の国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないよう必要な見直しを検討する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 国境を越えたグローバルな取引が進展する中で、経済のデジタル化に伴う新たな課税上の課題等に対応した措置を講ずるため、2021 年 10 月、OECD/G20 BEPS 包摂的枠組み（Inclusive Framework on BEPS：IF）において2つの柱からなる解決策（市場国への新たな課税権の配分、グローバル・ミニマム課税）が最終合意された。 市場国への新たな課税権の配分（第1の柱）については、2023 年 10 月に多数国間条約案が公表され、早期の署名に向けた交渉が継続している。 グローバル・ミニマム課税（第2の柱）については、各国で実施が進んでいる。我が国でも令和5年度税制改正にて、所得合算ルール（IIR：Income Inclusion Rule）に係る法制化が、令和6年度税制改正では同ルールについて、OECD により発出された追加ガイダンスの内容や国際的な議論の進展を踏まえた見直しが行われ、2024 年 4 月より適用が開始された。また、令和7年度改正においては、軽課税所得ルール（UTPR：Undertaxed Profits Rule）や国内ミニマム課税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の法制化等がなされ、2026 年 4 月に適用が開始される見込みである。 今後の市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や、OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しを行う際には、既存制度との関係にも配慮しながら、各制度の対象となる日本企業に過度な負担が生じないようにするとともに、国内外の企業間の公平な競争環境を確保し、日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものとする必要がある。 (2) 施策の必要性 OECD/G20 を中心に議論されている国際課税ルールの見直しの議論やそれに基づく国内法制化等の作業は、日本企業と外国企業の公正な競争環境の確保、及び国際的な租税回避の防止に資するものであり、重要である。特にグローバル・ミニマム課税は、国際的な法人税の引下げ競争に歯止めをかけるという意味をもつ。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外事業活動の円滑化及び日本の立地環境の改善
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	海外で事業活動を行う日本企業、我が国で事業活動を行う外国企業等への適用が見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本企業と外国企業の国際的な競争条件のイコールフットイング、我が国立地環境の改善及び国際的な租税回避の防止が見込まれる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	同一の目的である他の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国際合意に基づく市場国への新たな課税権の配分に係る国内法制化や OECD 等での議論を踏まえたグローバル・ミニマム課税の見直しの際には、企業の実務上顕在化した課題等を踏まえつつ、国際的な議論への参画・対応を行い、企業に過度な負担が生じないように必要な見直しを検討することは、国内外の企業間の公平な競争環境の確保と日本企業の国際競争力の維持及び向上につながるものであるため、妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		令和５年度 新設（グローバル・ミニマム課税（所得合算ルール（IIR））の導入） 令和６年度 拡充（グローバル・ミニマム課税の改正） 令和７年度 拡充（グローバル・ミニマム課税（軽課税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT））の導入）等

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局投資促進課）

項目名	外国子会社合算税制の見直し		
税目	法人税（租税特別措置法第 66 条の 6～9） 所得税（租税特別措置法第 40 条の 4～6）		
要望の内容	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 外国子会社を利用した租税回避の防止を目的とする外国子会社合算税制（CFC 税制）について、①租税回避と関係しないものと考えられる場合であっても、形式的に課税対象となるなど、海外展開を行う企業から負担の軽減を求める要望が大きく、②軽課税国に所在する子会社の所得を本邦で課税する点で類似するグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い、海外でも対象の縮減等の見直しが進んでいる。わが国においても、企業の海外展開を後押しするため、外国子会社合算税制への対応に伴う企業の負担等を踏まえた見直しを行う。		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 外国子会社合算税制について、ビジネスの実態や国際課税環境の変化等を踏まえた見直しを行い、同税制が日本企業の海外展開を阻害することのないよう、企業の負担軽減を図る。 (2) 施策の必要性 外国子会社合算税制は、外国子会社等を利用した租税回避（例：軽課税国に所在する子会社への有価証券、無形資産等の資産移転）を防止するため、活動実体に基づかない外国子会社の所得を日本の親会社等の所得として合算して課税する制度である。一方で、同税制においては、租税回避と関係しないものと考えられるケースへの形式的な課税や、ビジネス実態と経済活動基準等の乖離による事業活動上必要な会社等への課税が生じている。そのため、海外展開を行う日本企業から同税制に係る負担の軽減を求める要望が大きく、制度の見直しが必要である。 また、グローバル・ミニマム課税の導入により新たな事務負担の発生が見込まれていることや、諸外国においてはグローバル・ミニマム課税の導入等に伴い対象の縮減等の見直しが進んでいること等を踏まえ、日本企業に過度な事務負担が生じないよう、既存の外国子会社合算税制を簡素な制度にする必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久的措置
		同上の期間中の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	日本企業の海外での健全な事業活動における課税リスクや事務コストを低減し、海外展開を円滑化することが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	本要望項目以外の税制上の支援措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	予算上の措置等はない。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	健全な海外展開を行う日本企業に係る負担や、グローバル・ミニマム課税の国内法制化に係る事務量の増加等を踏まえて、外国子会社合算税制について必要な見直しを行うことを求めるものであり、対象企業の負担軽減を図るものとして、当該税制の見直しによる措置が妥当。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	世界的なビジネス環境の変化等に応じた制度の適正化が図られてきたことによって、日本企業の海外展開の円滑化等に一定の効果が得られた。
	前回要望時の達成目標	日本企業の海外展開の円滑化
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 22 年度 拡充	（合算対象を判定する租税負担割合（トリガー税率）の引下げ（25%→20%）） （統括会社特例の導入）
	平成 25 年度 拡充	（無税国所在外国子会社の外国税額控除の見直し）
	平成 27 年度 拡充	（被統括会社の範囲の見直し） （税務申告時の別表添付要件の見直し）
	平成 28 年度 拡充	（外国税額控除の適正化）
	平成 29 年度 拡充	（外国関係会社の判定方法における少数株主排除基準の導入） （航空機の貸付けの取扱いの見直し）
	平成 30 年度 拡充	（日本企業による外国企業買収後の組織再編における株式譲渡益に対する合算課税の見直し） （その他外国子会社合算税制について日本企業の経済実態を踏まえた見直し）
	令和元年度 拡充	（ペーパーカンパニーの範囲等の見直し）
	令和 2 年度 拡充	（部分合算課税制度における受取利子等の範囲の見直し）
	令和 5 年度 拡充	（特定外国関係会社の適用免除基準の見直し） （書類添付義務の見直し）
	令和 6 年度 拡充	（ペーパーカンパニー特例の見直し）

	令和7年度 拡充 (合算時期の見直し) (申告書添付書類の一部見直し)
--	--

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局投資促進課・商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室）

項 目 名	国境を越えた EC 取引に係る消費課税の在り方の検討		
税 目	消費税		
要 望 の 内 容	国内事業者と国外事業者の間における課税の公平性や競争条件の中立性確保の観点から、国境を越えた EC 取引に対する消費課税の在り方について検討する。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 近年、グローバル化やプラットフォーム経済の発展により、国外事業者が容易に他国市場へアクセスできるようになり、国境を越えた EC 取引に係る市場規模の拡大が続いている。またこうした取引による国外事業者からの少額貨物の輸入も急増している。 諸外国では、プラットフォーム事業者を介した物販に対する付加価値税について、付加価値税の効果的かつ効率的な課税を確保するとともに、税務当局、プロバイダー及び消費者の負担を軽減する観点から、プラットフォーム事業者に申告・納税を求める制度が既に導入されている。また、少額輸入貨物の免税制度についても見直す動きが広がっている。 我が国においても、諸外国における制度や執行上の課題、プラットフォーム運営事業者の役割等を踏まえ、事業者の事務負担や税務当局の執行可能性に配慮しつつ、国内外の事業者間の競争条件の公平性と中立性の観点から、国外事業者の効果的かつ効率的な課税を確保するための方策の導入に向けた具体的な検討を進める。 (2) 施策の必要性 国外事業者が、プラットフォーム事業者が管理する国内倉庫に一旦納めた商品について EC サイトを通じて販売する場合、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負うが、多くの無申告が生じているおそれがある。 また、EC サイトを通じて販売した商品を国外事業者が国内消費者に直送する場合、少額な貨物が免税対象とされているほか、課税価格の計算上有利に取り扱われる。 これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。 今後も、国境を越えた EC 取引は大きく拡大していくことが見込まれている中、国外事業者の適切な納税を担保し、国内外の事業者間における課税の公平性を実現することによって、国内外の競争条件の中立性を確保することは喫緊の課題である。		
	平年度の減収見込額	— 百万円	
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）	
	（改正増減収額）	（ — 百万円）	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	2. 対外経済関係の円滑な発展
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局地域産業基盤整備課）

項 目 名		地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備の促進に向けた所要の措置	
税 目		所得税、法人税	
要 望 の 内 容	全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、限られた適地の有効利用及び計画的な土地利用を図るべく、地域経済に波及効果をもたらす国内投資の増加を目的とする産業用地整備を行う場合において、土地の譲渡に係る税制上の措置を検討する。		
	平年度の減収見込額		精査中
	(制度自体の減収額)		(ー 百万円)
	(改正増減収額)		(ー 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。 (2) 施策の必要性 2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年 6 月閣議決定））を達成するためには、半導体・電子部品の製造工場やデータセンターをはじめとする、地域の特性に応じて高い付加価値を創出する産業施設に活用するための産業用地を確保することが不可欠だが、こうした施設の中には、広大な敷地を要する、多量なエネルギーを消費する、豊富な水資源を要する、精密機器を安全に運搬するための交通の利便性が必要になるといった、立地条件が厳しく、適地が限られる施設が存在。 こうした施設の立地需要に対応し、地域に付加価値を創出する産業用地の整備を進めるためには、限られた適地を有効利用し、計画的に開発することが不可欠となる。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、地方公共団体主導の産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、ノウハウ等の補完のために民間開発事業者と連携し、産業用地整備を行う地方公共団体もある。 地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業においても、土地の譲渡に係る税制措置を講ずることにより、限られた適地の有効利用及び土地の計画的な利用を図り、地域経済に波及効果をもたらす国内投資を後押しする。		
今回の要望（租税特別措置）に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
		政策の達成目標	2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
		租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標	検討中 政策の達成目標と同じ

		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	精査中
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地方公共団体が、地域経済に波及効果を及ぼす高付加価値産業の基盤となる産業用地の整備を、地域の特性・実情を踏まえて行っている一方、令和7年7月に経済産業省が実施した調査では、今後産業用地を造成する際に、民間開発事業者と連携したいと考えている地方公共団体が約60%に上ることから、地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業において、税制措置を講ずることは有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、地域経済に波及効果をもたらす産業用地を整備する際、地方公共団体が単独で行う産業用地整備に加えて、民間開発事業者と連携して行う産業用地整備の事業においても、土地の適正な利用・管理の観点等から土地の譲渡にかかる税制措置を設けることは、政策手段として有効且つ妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—

	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課）

項 目 名	独立行政法人中小企業基盤整備機構に係る産業用地の整備に向けた税制上の所要の措置		
税 目	所得税 （所得税法第 11 条第 1 項） 法人税 （法人税法第 2 条第 6 号、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 3 号） 消費税 （消費税法第 60 条第 8 項） 印紙税 （印紙税法第 5 条第 3 号） 登録免許税 （登録免許税法第 4 条第 2 項）		
要 望 の 内 容	全国的に不足している産業用地を新たに確保し、国内投資の増加に資する観点から、独立行政法人中小企業基盤整備機構が新たに実施する、産業用地整備に関する融資・指導業務の実施に係る所要の税制上の措置を検討する。 ○特例措置の内容 ・所得税法別表第一に掲げる法人として非課税措置を適用 ・法人税法別表第二に掲げる法人として非課税措置を適用 ・法人税法施行令第 5 条第 1 項第 3 号に規定する非収益事業として非課税措置を適用 ・消費税法別表第三に掲げる法人として課税の特例措置を適用 ・印紙税法別表第三に掲げる非課税文書として非課税措置を適用 ・登録免許税法別表第三に掲げる法人として非課税措置を適用		
		平年度の減収見込額	－ 百万円
		（制度自体の減収額）	（ － 百万円）
		（改正増減収額）	（ － 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 産業用地に対するニーズが高まる中、限られた適地を有効利用し計画的な土地利用を図ることで、地域経済に波及効果をもたらす高付加価値産業の立地を後押しし、国内投資の増加に寄与する。 (2) 施策の必要性 2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標（「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年 6 月閣議決定））を達成するためには、半導体・電子部品の製造工場やデータセンターをはじめとする、地域の特性に応じて高い付加価値を創出する産業施設に活用するための産業用地を確保することが不可欠だが、こうした施設の中には、広大な敷地を要する、多量なエネルギーを消費する、豊富な水資源を要する、精密機器を安全に運搬するための交通の利便性が必要になるといった、立地条件が厳しく、適地が限られる施設が存在。 こうした施設の立地需要に対応し、地域に付加価値を創出する産業用地の整備を進めるためには、限られた適地を有効利用し、計画的に開発することが不可欠となる。 産業用地整備は、地方公共団体や土地開発公社が地域の特性・実情を踏まえて行っているが、一方で、地方公共団体の中には用地整備に必要なノウハウの不足（技術者の不足）や、整備に係る財政負担の大きさ、土地開発公社の減少により、産業用地整備が難しい状況になりつつあることから、独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業用地整備に関する融資・指導業務を新たに実施するものである。		
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け 【経済産業省政策評価基本計画】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）】 Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。
			政策の達成目標 2040 年度 200 兆円の官民国内投資目標の達成に向け、地域経済に裨益する高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の確保を後押しする。
			租税特別措置の適用又は延長期間 期間の定めのない措置
			同上の期間中の達成目標 政策の達成目標と同じ
			政策目標の達成状況 —
	あり	要望の	

		措 置 の 適用見込み	1 法人（独立行政法人中小企業基盤整備機構）
		要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当されている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に産業用地整備にかかる融資・指導業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、円滑な業務の執行に支障を及ぼしかねない。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	【地方税】 ○法人住民税（（法人税割）法人税法施行令第5条第1項第3号に規定する非収益事業としての非課税措置を適用） ○事業税（地方税法第72条の5第1項による非課税措置を適用） ○事業所税（法人税法施行令第5条第1項第3号に規定する非収益事業としての非課税措置を適用） ○地方消費税 ※消費税（国税）と連動した要望
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	令和8年度予算要求（独立行政法人中小企業基盤整備機構交付金等）
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、円滑な業務遂行が可能となる。
		要望の措置 の妥 当 性	高付加価値産業の立地基盤となる産業用地の適地が限られてきている現状において、独立行政法人中小企業基盤整備機構の他の融資・指導業務と比較しても、新たに産業用地整備にかかる税制措置を設けることは、政策手段として妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	—
		前回要望時 の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯		—

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省イノベーション・環境局 総務課 産業技術法人室）

項 目 名	国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入の拡充		
税 目	所得税（所得税法第 42 条第 1 項、同施行令第 89 条第 1 項第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号） 法人税（法人税法第 42 条第 1 項、同施行令第 79 条第 1 項第 2 号・第 3 号・第 4 号・第 5 号）		
要 望 の 内 容	法人税法の本則において措置されている国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入及び所得税法の本則において措置されている国庫補助金等の総収入額不算入について、福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）第七条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第三号及び第三号の二（業務の範囲）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十九条第一号（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第十五条第十五号に基づく国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の供給確保事業助成金（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第三項第一号（安定供給確保支援法人の指定及び業務）に規定する助成金をいう。）の適用対象に令和 8 年度の新規補助事業等を追加する。 ＜令和 8 年度新規補助事業等＞ ・ 水素社会構築技術開発事業（地域モデル）（仮） ・ 地熱ポテンシャル活用促進に資する研究開発（仮） 等		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）		▲ 349 百万円 （－ 百万円） （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 民間企業等の研究開発及び技術開発等に対し助成を行うことにより、我が国の産業技術力を強化し、新市場の開拓を可能とする創造的技術革新を促進し、新規産業の創出を図り経済社会の持続的な発展を達成する。また、市場創出につながる社会的ニーズに対応する技術課題への重点的な取組を促進し、技術開発の成果を実用化することにより国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。 (2) 施策の必要性 国庫補助金等の交付を受けた者においては、課税所得の計算上、国庫補助金等の額が益金の額又は総収入金額に算入され、法人税又は所得税負担が生じることになる。その結果、国庫補助金等をもって実施する研究用機器の取得や試作品の製作等における資金に課税額分の不足が生じることとなり、研究開発等に支障をきたすことになる。 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下、NEDO）を通じた補助事業（「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第15条第3号等に基づくNEDO補助事業等）においては、令和8年度予算等においても補助事業の新規追加が見込まれるため。		
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
		政策の達成目標	研究開発の促進及びこれらの技術の利用促進等の業務を行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の一層の促進を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	・減収額（経済産業省試算） 令和3年度：3,285百万円 令和4年度：165,034百万円 令和5年度：37,308百万円 令和6年度：94,000百万円 令和7年度：289,364百万円	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	

これまでの 要望経緯	平成 13 年度税制改正において、法人税法施行令及び所得税法施行令が改正され、NEDO の補助事業が本税制の対象となった。以降、各年度の税制改正において新規補助事業を対象に追加。各年度の事業については以下の通り。 平成 20 年度税制改正 ・省エネルギー革新技术開発事業(平成 24 年度から戦略的省エネルギー技術革新プログラムに統合、令和 3 年度より脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに名称変更) 平成 22 年度税制改正 ・新エネルギーベンチャー技術革新事業業(平成 29 年度からベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業に、令和元年度から新エネルギー等のシーズ発掘・事業化に向けた技術研究開発事業に名称変更) 平成 24 年度税制改正 ・戦略的省エネルギー技術革新プログラムなど(令和 3 年度より脱炭素社会実現に向けた省エネルギー技術の研究開発・社会実装促進プログラムに名称変更) 平成 25 年度税制改正 ・固体酸化物形燃料電池等実用化推進技術開発 平成 26 年度税制改正 ・低炭素社会を実現する次世代パワーエレクトロニクスプロジェクト ・風力発電等導入支援事業 平成 27 年度税制改正 ・未利用エネルギーを活用した水素サプライチェーン構築実証事業 ・次世代燃料電池の実用化に向けた低コスト化・耐久性向上等のための研究開発事業 ・研究開発型スタートアップ支援事業 ・課題解決型福祉用具実用化開発支援事業 ・ロボット活用型市場化適用技術開発プロジェクト ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発 ・地熱発電技術研究 平成 28 年度税制改正 ・インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発プロジェクト ・国際研究開発／コファンド事業 ・クリーンコール技術開発 ・エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業 ・国際エネルギー消費効率化等技術・システム実証事業 ・高温超電導実用化促進技術開発 ・次世代火力発電等技術開発 ・アジア省エネルギー型資源循環制度導入実証事業 ・バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業 ・植物等の生物を用いた高機能品生産技術の開発 平成 29 年度税制改正 ・ロボット・ドローンが活躍する省エネルギー社会の実現プロジェクト ・ベンチャー企業等による新エネルギー技術革新支援事業 平成 30 年度税制改正 ・海洋エネルギー発電実証等研究開発事業 ・高性能・高信頼性太陽光発電の発電コスト低減技術開発 ・超高圧水素インフラ本格普及技術研究開発事業
-----------------------	---

- ・AI チップ開発加速のためのイノベーション推進事業
- ・環境調和型プロセス技術の開発
- ・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業

令和元年度税制改正

- ・超先端材料高速開発基盤技術プロジェクト
- ・高効率・高速処理を可能とする AI チップ・次世代コンピューティングの技術開発
- ・Connected Industries 推進のための協調領域データ共有・AI システム開発促進事業
- ・再生可能エネルギーの大量導入に向けた次世代電力ネットワーク安定化技術開発・再生可能エネルギー熱利用にかかるコスト低減技術開発
- ・省エネ化・低温室効果を達成できる次世代空調技術の最適化及び評価手法の開発
- ・未利用熱エネルギーの革新的活用技術研究開発
- ・地熱発電技術研究開発

令和2年度税制改正

- ・燃料電池等利用の飛躍的拡大に向けた共通課題解決型産学官連携研究開発事業
- ・バイオジェット燃料生産技術開発事業
- ・太陽光発電主力電源化推進技術開発
- ・官民による若手研究者発掘支援事業（産業技術分野）
- ・官民による若手研究者発掘支援事業（エネルギー・環境分野）
- ・次世代複合材創製・成形技術開発
- ・炭素循環社会に貢献するセルロースナノファイバー関連技術開発
- ・革新的ロボット研究開発等基盤構築事業

令和3年度税制改正

- ・水素社会構築技術開発事業
- ・地熱発電導入拡大研究開発
- ・木質バイオマス燃料等の安定的・効率的な供給・利用システム構築支援事業
- ・カーボンリサイクル実現を加速するバイオ由来製品生産技術の開発
- ・5G 等の活用による製造業のダイナミック・ケイパビリティ強化に向けた研究開発事業
- ・航空機エンジン向け材料開発・評価システム基盤整備事業
- ・自動走行ロボットを活用した新たな配送サービス実現に向けた技術開発事業
- ・ポスト 5G 情報通信システム基盤強化研究開発事業
- ・炭素循環型セメント製造プロセス技術開発
- ・安全安心なドローン基盤技術開発
- ・アルミニウム素材高度資源循環システム構築事業

令和4年度税制改正

- ・産業DXのためのデジタルインフラ整備事業
- ・IoT社会実現に向けた次世代人工知能・センシング等中核技術開発
- ・プラスチック有効利用行動化事業
- ・グリーンイノベーション基金事業
- ・燃料アンモニア利用・生産技術開発
- ・SBIR 推進プログラム
- ・次世代空モビリティの社会実装に向けた実現プロジェクト

令和5年度税制改正

- ・競争的な水素サプライチェーン構築に向けた技術開発事業
- ・チップレット設計基盤構築に向けた技術開発事業
- ・省エネ AI 半導体及びシステムに関する技術開発事業
- ・次世代低 GWP 冷媒を使用した高効率中小型冷凍空調基盤技術の開発

	・宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業（超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援） ・日本企業のグローバル化推進のための戦略的国際研究開発推進プログラム事業 ・量子・AI ハイブリッド技術のサイバー・フィジカル開発事業 ・サプライチェーン強靱化に資する革新的磁性材料開発事業 ・IoT 社会実現のための革新的センシング技術開発 ・特定半導体基金事業 ・次世代ファインセラミックス製造プロセスの基盤構築・応用開発 令和 6 年度税制改正 ・再生可能エネルギー熱の面的利用システム構築に向けた技術開発事業 ・ディープテック・スタートアップ支援事業 ・研究開発型スタートアップの起業・経営人材確保等支援事業 ・バイオものづくり革命推進事業 ・安定供給確保支援基金事業（機構法第十五条第一項第十五号業務の追加） 令和 7 年度税制改正 ・ウラノス・エコシステムの実現のためのデータ連携システム構築・実証事業 ・デジタル・ロボットシステム技術基盤構築事業 ・太陽光発電導入拡大等技術開発事業 ・水素利用拡大に向けた基盤強化のための研究開発事業 ・GX 分野のディープテック・スタートアップに対する実用化研究開発・量産化実証支援事業（機構法第十五条第一項第三号の二の追加）
--	--

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省イノベーション・環境局 イノベーション創出新規事業推進課、
中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室）

項 目 名	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例の延長等		
税 目	法人税 租税特別措置法第 66 条の 13 租税特別措置法施行令第 39 条の 24 の 2 租税特別措置法施行規則第 22 条の 13		
要 望 の 内 容	スタートアップ等の出口戦略の多様化の観点も踏まえ、オープンイノベーション促進税制（スタートアップの株式取得価格に対する 25%の所得控除）の延長等を行う。		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		精査中 百万円 (▲1,900 百万円) (▲3,000 百万円)

平年度の減収見込額	精査中 百万円
(制度自体の減収額)	(▲1,900 百万円)
(改正増減収額)	(▲3,000 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 事業会社の有する経営資源を最大限活用したオープンイノベーションを促進し、自前主義の傾向が強い日本企業の行動変革を後押しするとともに、新しい資本主義の担い手であるスタートアップの出口戦略の多様化を図ることで、我が国企業の競争力を強化することを目的とする。 (2) 施策の必要性 日本の企業は自前主義の傾向が強く、スタートアップ等とのオープンイノベーションを進める際には、企業行動の変革を後押しすることが重要であり、またスタートアップへの投資を促進する観点から、一定の要件を満たしたスタートアップへの投資を行う事業会社を対象とした税制優遇措置を令和2年度税制改正で創設した。 2022年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少する中、我が国の国内スタートアップへの投資金額においては堅調に推移し、その内、事業会社における国内スタートアップ投資金額は全体の約25%を堅持している。本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、本税制は事業会社によるスタートアップ投資の増加に一定の後押しを行ってきたと見込まれる。 スタートアップ育成5か年計画の様々な施策と相まって、事業会社とスタートアップによるオープンイノベーションは一定程度促進されてきたが、スタートアップへの投資・オープンイノベーションを経営戦略として根付かせるためには、中長期的に一定の投資が必要である。また、スタートアップ育成5か年計画においてスタートアップへの投資額を5年で10倍にする目標を掲げている中、事業会社等によるスタートアップへの投資は重要な役割を持つ。こうした状況を踏まえ、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。 また、令和5年度税制改正においては、スタートアップの出口戦略の多様化を図り、スタートアップが飛躍を遂げることができる環境を整備することを目的としてM&A型を創設した。 制度創設初年度である令和5年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップのM&Aの金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。 加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。 こうした中、スタートアップの更なる成長により、我が国企業の競争力を強化する観点から、大企業や既に成長したスタートアップ等の事業会社と、スタートアップの更なる連携を促し、またスタートアップ等の出口の多様化を実現することができる本税制を引き続き措置することが有効であると考えられる。 以上のことから、引き続き事業会社とスタートアップの更なるオープンイノベーションを促すため、本税制の適正な運用を図るとともに、適用期限を令和10年3月31日まで延長し、M&A型について必要な拡充等見直しを図ることが必要である。
今回	里合 政策体系における 3. イノベーション政策の促進並びに産業標準の整備及び普及

		政策目的の 位置付け	【スタートアップ育成5か年計画（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）】 6. 第三の柱：オープンイノベーションの推進 (1) オープンイノベーションを促すための税制措置等の在り方 ○スタートアップが事業会社の傘下で大きく成長する出口戦略となる M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、特にスタートアップの成長に資するものに限定したうえで、既存発行株式の取得に対しても税制措置を講じる。その際、十分に実効的な税制措置とする。 2. 目標 目標については、創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、同時に着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。 ○ この投資額は、スタートアップ5か年計画策定前と比較し増加しており（5,700億円（2020年）→7,800億円（2024年））、現在、約8,000億円規模であるが、本5か年計画において2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを大きな目標に掲げて、官民一体で取組を進めていくこととする。 3. パッケージの方向性 ○ スタートアップのエグジットを考えた場合、M&A と IPO の比率に着目すると、件数としては、米国では M&A が9割を占めるのに対し、我が国では IPO が4割程度あり、諸外国と比較して IPO の比率が高く、さらに M&A の比率を高めていくことが求められる。 ○ このように、スタートアップを買収することは、スタートアップのエグジット戦略（出口戦略）としても、また既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要であり、既存企業とスタートアップとのオープンイノベーションを推進するための環境整備を進めることは重要である。 【統合イノベーション戦略 2023（令和5年6月9日閣議決定）】 第1章 総論（国家的重要基盤を支え、社会課題を成長のエンジンに転換する科学技術・イノベーション） 2. 科学技術・イノベーション政策の3つの基軸 (3) イノベーション・エコシステムの形成 ③ 成長志向の資金循環形成と研究開発投資の拡大（成長志向の資金循環形成） オープンイノベーション促進税制やエンジェル税制等について引き続き広報・周知等をはじめ活用促進に取り組み、スタートアップエコシステムの強化を図る。 【経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和5年6月16日閣議決定）】 第2章 新しい資本主義の加速 2. 投資の拡大と経済社会改革の実行 (3) スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進（スタートアップの推進と新たな産業構造への転換） さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。 【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023年改訂版（令和5年6月16日閣議決定）】 V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進
--	--	---------------	--

		2. スタートアップ育成5か年計画の推進 (6) オープンイノベーションの推進 ①オープンイノベーションを促すための税制措置等 スタートアップの出口戦略となる事業会社による M&A を促進するため、オープンイノベーション促進税制について、従来は新規発行株式のみが対象であったが、スタートアップの成長に資するものについて、5 億円以上の取得で既存発行株式も対象化した。既存企業とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するため、オープンイノベーション促進税制の適用期間延長等を検討する。 【統合イノベーション戦略 2025（令和7年6月6日閣議決定）】 2. 第6期基本計画の総仕上げとしての取組の加速 (3) イノベーション・エコシステムの形成 ③ 人材・技術・資金の好循環の促進 スタートアップの成長経路及び投資家の出口の多様化に向けて、税制を含むオープンイノベーションを促すための政策の在り方等について、政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、必要な措置を検討する。 【経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月13日閣議決定）】 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (5) スタートアップへの支援 出口戦略の多様化に向け、M&A を活性化させる。大学や大企業に加え、スタートアップも参画する新たなオープンイノベーションを実施する。 【新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）】 IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化 3. オープンイノベーション・調達の推進 ①オープンイノベーション促進税制の活用促進 スタートアップとの M&A を含めたオープンイノベーションを促進するため、国内 の事業会社又はコーポレート・ベンチャー・キャピタルがスタートアップに出資する際に取得価額の 25%を課税所得から控除するオープンイノベーション促進税制について、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、出口の多様化、特に M&A の促進は、極めて優先度の高い事項であることを十分認識した上で、これまでの活用実績の精査や政策ニーズや利便性を含む課題を踏まえつつ、スタートアップの出口の多様化と更なる成長のための M&A や出資を促進する。
	政策の達成目標	・スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027 年度に 10 兆円規模とする）に向けて、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする。 ・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率（IPO:M&A=1:3）へ高める。
	租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

		同上の期間 中の達成 目 標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の 達成状況	○事業法人によるスタートアップ投資額 2020年 事業法人系 1,896 億円、全体 5,957 億円 2021年 事業法人系 2,293 億円、全体 12,472 億円 2022年 事業法人系 2,451 億円、全体 10,256 億円 2023年 事業法人系 2,378 億円、全体 8,787 億円 2024年 事業法人系 2,125 億円、全体 8,622 億円 ※投資額はスタートアップへの「資本参加」を対象とし、第三者有償割当などによる出資だけでなく、「株式の移動」や「企業買収・子会社化」、その後の EXIT までの投資なども含む ※事業法人系は事業法人、CVC を含む。全体には、事業法人系に加え、独立系 VC、金融機関係（金融機関、金融系 VC）、政府・大学系（政府・地方自治体などの投資、政府系 VC、大学系 VC）、海外（海外金融機関、海外法人、海外 VC）、その他（上記以外（不明含む））を含む。 ※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025 年 1 月 20 日時点） ○日本のスタートアップにおける M&A Exit の割合 2020年 M&A 23 件、IPO 36 件 2021年 M&A 46 件、IPO 46 件 2022年 M&A 45 件、IPO 40 件 2023年 M&A 34 件、IPO 34 件 2024年 M&A 57 件、IPO 38 件 ※スタートアップは被買収時点で VC、CVC、エンジェル投資家等から出資を受けていた企業 ※M&A は被買収・子会社化・主要株式取得を指す ※スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025 年 3 月 27 日時点） 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 出典：スピーダスタートアップ情報リサーチ（2025 年 3 月 27 日時点）より経済産業省作成 ○初期の目標の達成状況 スタートアップ投資額は、2020 年以降着実に増加してきたが、2022 年以降、地政学リスクの高まり等の煽りを受け、世界的にスタートアップの資金調達額が減少（2021 年比 米国△59%、英国△48%、中国△35%、日本△8%）。その中、国内スタートアップの資金調達額は比較的堅調に推移しており、その内、事業会社・CVC によるスタートアップへの出資は、25%を堅持しており、これを下支えしている。また、日本のスタートアップにおける M&A Exit については、IPO に対する M&A の件数比が 2020 年において IPO:M&A=1: 0.64 であったのに対し、2024 年には 1:1.5 となっており増加傾向が見られている。スタートアップ育成 5 か年計画において掲げた、スタートアップへの投資額を 5 年間で 10 倍とする目標に向け、その施策の一つとして、事業会社からスタートアップへの投資を根付かせるためには、本税制による後押しを継続し、投資活動を定着させる必要がある。
	有効	要望の 措置の 適用見込み	精査中

		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップ企業に投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップ企業とのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。																																								
	相 当 性	当該要望項目 以外の税制 上の措置	—																																								
		予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	—																																								
		上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	—																																								
		要望の措置 の妥当性	事業会社の事業再構築と、スタートアップの更なる成長・出口戦略の多様化を実現するためには、事業会社とスタートアップとの出資を通じたオープンイノベーションを促進する必要がある。 さらに、本特例措置では純投資ではなく、オープンイノベーションに向けた出資のみに対象を限定することで、必要最小限の措置となるよう制度設計がなされている。 また、日本においてスタートアップの M&A が進まない要因への対応策としてより有効な税制措置を講じ、投資判断を後押しするインセンティブを付与することは、政策手段として有効である。																																								
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項			【本特例措置の適用を受けた適用事業者数・所得控除額・推定減収額】（出資年度ベース） <table border="1"> <thead> <tr> <th>出資年度</th><th>令和3年度</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用事業者数</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新規出資型</td><td>46</td><td>52</td><td>38</td></tr> <tr> <td>M&A 型</td><td>—</td><td>—</td><td>5</td></tr> <tr> <td>所得控除額 (億円)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新規出資型</td><td>88</td><td>131</td><td>74</td></tr> <tr> <td>M&A 型</td><td>—</td><td>—</td><td>9</td></tr> <tr> <td>推定減収額 (億円)</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>新規出資型</td><td>20</td><td>30</td><td>17</td></tr> <tr> <td>M&A 型</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> ※推定減収額は法人税率を 23.2%として試算 ※令和3年、令和4年実績は新規出資型のみの実績	出資年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	適用事業者数				新規出資型	46	52	38	M&A 型	—	—	5	所得控除額 (億円)				新規出資型	88	131	74	M&A 型	—	—	9	推定減収額 (億円)				新規出資型	20	30	17	M&A 型	—	—	2
出資年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																								
適用事業者数																																											
新規出資型	46	52	38																																								
M&A 型	—	—	5																																								
所得控除額 (億円)																																											
新規出資型	88	131	74																																								
M&A 型	—	—	9																																								
推定減収額 (億円)																																											
新規出資型	20	30	17																																								
M&A 型	—	—	2																																								

		※上記表の適用事業者数及び所得控除額は租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 217 回国会提出）による
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	①根拠条文 租税特別措置法第 66 条の 13 租税特別措置法旧第 68 条の 98 ②適用件数 令和 3 年度（新規出資型のみ） 単体法人 32 社、連結法人 14 社 令和 4 年度（新規出資型のみ） 単体法人 48 社、連結法人 4 社 令和 5 年 新規出資型 38 社、M & A 型 5 社 ③適用総額 令和 3 年度 単体法人 7,051,927 千円 連結法人 1,740,431 千円 令和 4 年度 単体法人 12,618,902 千円 連結法人 488,149 千円 令和 5 年度 新規出資型 7,429,113 千円 M & A 型 938,627 千円
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例措置を講ずることは、事業会社がスタートアップに投資をする際の財務リスクの軽減に繋がり、事業会社による投資判断の後押しとなるため、事業会社による出資を通じたスタートアップとのオープンイノベーションの促進という政策目的の達成に有効な手段である。 本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、事業会社によるスタートアップ投資に貢献しているものと推測される。 制度創設初年度である令和 5 年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップの M&A の金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。 加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。
	前回要望時の達成目標	・事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しすることで、スタートアップ育成 5 か年計画において掲げるスタートアップへの投資目標（2027 年度に 10 兆円規模とする）を実現する。

		・我が国スタートアップのエグジットに占める M&A の比率を 2027 年度までに欧州並みの比率へ高める。
	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理由	本税制を利用した事業会社による国内スタートアップ投資の伸び率は、利用していない場合の伸び率よりも大きいことも含め、事業会社によるスタートアップ投資に貢献しているものと推測される。事業会社等によるスタートアップへの投資は重要な役割を持ち、事業会社とスタートアップのオープンイノベーションを引き続き促進するとともに、スタートアップへの投資を後押しする措置が必要である。 制度創設初年度である令和 5 年度において、一定の活用実績があったものの、我が国の事業会社によるスタートアップの M&A の金額規模は、未だ諸外国に比して小さく、またその数も小さい。スタートアップの出口の多様化に向けて、引き続き取り組みが必要な状況である。 加えて、現在スタートアップ・エコシステムが拡大するかどうかの重要なタイミングであり、グロース市場の上場維持基準の見直しも検討されている中、スタートアップや投資家の出口の多様化は極めて優先度の高い事項である。ことから引き続き措置を講じる必要がある。
これまでの 要望経緯		令和 2 年度 創設 令和 4 年度 2 年間延長及び拡充 令和 5 年度 拡充（M&A 型の創設） 令和 6 年度 2 年間延長

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 G X グループ環境金融室、環境経済室）

項 目 名	脱炭素成長型経済構造移行推進機構に係る税制上の所要の措置		
税 目	○所得税（所得税第 11 条第 1 項） ○法人税（法人税第 2 条第 6 号、法人税法施行令第 5 条第 1 項第 3 号） ○消費税（消費税法第 60 条第 8 項） ○印紙税（印紙税法第 5 条第 3 号） ○登録免許税（登録免許税法第 4 条第 2 項）		
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 令和 7 年 5 月 28 日に改正された脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和 5 年法律第 32 号）において、脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）が新たに排出枠取引市場の運営等のカーボンプライシング業務などを担うことが法制化されたことに伴い、所得税、法人税、消費税、印紙税及び登録免許税について、税制上の所要の措置を講ずるもの。 ○特例措置の内容 ・ 所得税（公共法人等（所得税法別表第一））として引き続き非課税措置を適用 ・ 法人税（公益法人等（法人税法別表第二））として引き続き非課税措置を適用するとともに、対象となる業務の範囲を拡充 ・ 消費税（消費税法別表第三に掲げる法人）として引き続き課税の特例措置を適用 ・ 印紙税（印紙税法別表第三に掲げる者）として引き続き非課税措置を適応するとともに、対象となる業務の範囲を拡充 ・ 登録免許税（登録免許税法別表第三に掲げる者）として引き続き非課税措置を適用		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	平年度の減収見込額		
	（制度自体の減収額）		
	（改正増減収額）		
			－ 百万円
			（ － 百万円）
			（ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 機構が担う化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を通じて、今後 10 年間で 150 兆円超の G X 投資を実現する。 (2) 施策の必要性 世界規模でグリーン・トランスフォーメーション（以下「G X」という。）実現に向けて投資競争が加速する中で、我が国でも 2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長を同時に実現していくためには、今後 10 年間で 150 兆円を超える官民の G X 投資が必要である。 令和 4 年 12 月に G X 実行会議で取りまとめられた「G X 実現に向けた基本方針」（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）及び「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（以下「G X 推進法」という）」（令和 5 年 5 月 12 日成立）により、機構の設立含め「成長志向型カーボンプライシング構想」等の新たな政策が具体化されることとなった。 その後、令和 7 年 5 月 28 日に改正された G X 推進法において、機構が排出枠取引市場の運営等のカーボンプライシング業務などを担うことが法制化された。当該業務を円滑に実施するため、今般、税制上の措置を設けることを要望するものである。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 【背景となる法律・閣議決定】 ○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和5年法律第32号） （機構の目的） 第七十七条 脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「機構」という。）は、化石燃料賦課金及び特定事業者負担金の徴収に係る事務、特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務、脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当てに係る事務、脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引の機会の提供、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動を行う者に対する債務保証その他の支援等を行うことにより、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進することを目的とする。 （業務の範囲） 第一百十一条 機構は、第七十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 一 化石燃料賦課金の徴収に係る事務 二 特定事業者排出枠の割当て及び入札の実施に関する業務 三 特定事業者負担金の徴収に係る事務 四 法人等保有口座の開設、法人等保有口座名義人に係る事項の記録の変更、脱炭素成長型投資事業者排出枠の振替及び排出枠口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付に関する業務 五 脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当て、脱炭素成長型投資事業者排出枠の量の通知、脱炭素成長型投資事業者排出枠の償却、未償却相当負担金及び延滞金の徴収並びに法人等保有口座に係る記録の訂正等に係る事務 六 脱炭素成長型投資事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引（イにおいて「排出枠取引」という。）の機会の提供に関する次に掲げる業務 イ 排出枠取引を行うための市場（第一百十三条第三項第一号において「排出枠取引市場」という。）の設置及び運営 ロ 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動に係る指標等の情報の提供 七 脱炭素成長型投資事業者排出枠の取引価格の調整のための脱炭素成長型投資事業者排出枠の買入れに関する業務 八 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務 イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証 ロ 対象事業活動に必要な資金の出資 ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け ニ 対象事業活動に関する専門家の派遣 ホ 対象事業活動に関する必要な助言 九 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に資する投資その他の事業活動に関する調査研究、知識の普及及び啓発並びに当該事業活動を担う人材の養成及び資質の向上に関する業務 十 前各号に掲げる業務に附随する業務 ○GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂（令和7年2月18日閣議決定） （2）成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置 1）排出量取引制度の本格稼働 ① 基本的考え方 成長志向型カーボンプライシング構想では、排出量取引制度を段階的に発展させることとしている。第1段階として2023年度から開始したGXリーグは、参加企業のリー
-----------------------------	------------	--------------------------	---

			ダシッブに基づく自主参加型の枠組みであり、自主的に目標設定することで、企業に説明責任が発生し、強いコミットメント・削減インセンティブを高める設計であった。 このGXリーグでの取組状況を基礎に、企業のGXのための取組を加速させていくため、2026年度からは制度に係る公平性・実効性を高めつつ対象企業の業種特性や脱炭素への道筋等を考慮する柔軟性を有する形で、排出量取引制度を本格稼働させる。このため、GX推進法の改正案を国会に提出し、以下のような要素を基本枠組みとして備えた排出量取引制度を導入する。なお、当該制度の執行に係る事務の一部については、GX推進機構が担う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進 (1) GX ②成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展 ii) 成長志向型カーボンプライシングの具体化 GX2040 ビジョン等に基づき、2026 年度からの排出量取引制度の本格稼働、2028 年度からの化石燃料賦課金の導入等、成長志向型カーボンプライシングの具体化、CDR 等の取組からのクレジット創出に必要な制度整備を進めていく。
		政 策 の 達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間で官民 150 兆円超の GX 投資を実現するため、機構は化石燃料賦課金等の徴収、排出量取引制度の運営等を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	期間の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現。
		政策目標の達成状況	令和 5 年 6 月 30 日 GX 推進法 施行 令和 6 年 7 月 1 日 機構業務開始 令和 7 年 5 月 28 日 GX 推進法 改正 (今後の予定) 令和 8 年度以降 排出量取引市場の本格稼働 令和 10 年度以降 化石燃料賦課金の導入
		要望の措置の適用見込み	1 法人（機構）
	有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に化石燃料賦課金の徴収、排出量取引制度の運営等といった業務を実施することが可能となる。仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	(地方税) ○法人住民税 (地方税法第 24 条第 5 項) (法人税法別表第二の公益法人等として非課税措置を要望) ○事業税 (地方税法第 72 条の 5 第 1 項の非課税の法人として要望) ○地方消費税 ※消費税 (国税) と連動した要望 ○事業所税 ※法人税 (国税) と連動した要望
		予算上の措置等の要求内容及び金額	令和 8 年度予算要求
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	税制上の措置に加えて、国の予算措置を一体的に実施することにより、機構において、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進が可能となる。
		要望の措置の妥当性	機構は、業務運営に係る予算が国費により充当している極めて公共性の高い法人である。 なお、機構と同様の業務を行う認可法人等は税制上の優遇を受けていることから、機構だけ別の扱いをすることは均衡を欠くこととなる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	1 法人 (機構)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び政府以外の者が出資できることとされている極めて公共性の高い法人である機構について、税制上の措置を講ずることにより、限られた予算の中で効率的に金融支援業務といった業務を実施することが可能となる。 仮に税制上の措置を講じない場合、機構に税負担が発生することで、機構の目的である脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に支障を及ぼしかねない。
		前回要望時の達成目標	2050 年カーボンニュートラル等の国際公約及び産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、今後 10 年間で官民 150 兆円超の G×投資を実現するため、機構は債務保証等の金融支援業務等を行う。
		前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	令和6年度 創設
---------------	----------

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省製造産業局素材産業課）

項目名	特定の用途に供する重油、天然ガス、石炭に係る石油石炭税の軽減措置の延長		
税目	石油石炭税 租税特別措置法第 90 条の 3 の 3、第 90 条の 3 の 4		
要望の内容	苛性ソーダ製造業を営む者（当該苛性ソーダ製造業者と特別の関係がある者を含む。）が自家発電（苛性ソーダの製造に使用する電気に係るものに限る。）の用に供する重油、天然ガス、石炭について、地球温暖化対策のための石油石炭税（以下、「温暖化対策税」という。）の特例措置を 3 年間延長する。		
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 国際的なイコールフットिंगの確保及び我が国産業の基盤を支える必要不可欠な製品である苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給の確保 苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で不可欠な基礎化学品の 1 つである。また、強アルカリ性であることから工場からの酸廃液の中和剤、洗浄剤、消毒・殺菌剤としても用いられており、これらの用途は製造業に限らず需要の裾野が広いため、国内で苛性ソーダを低廉かつ安定的に供給することが重要である。 そのため、苛性ソーダの製造に係る課税環境の国際的なイコールフットिंगを図り、我が国苛性ソーダ産業の国際市場における競争環境を維持することによって、引き続き国内苛性ソーダ市場を安定化させ、苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。 (2) 施策の必要性 苛性ソーダは、塩と水を電気分解する「電解法」を用いて製造し、電力は必要不可欠である。電解法は製造過程が単純であるため製品の品質に差がつきにくく、市場では価格面での競争となっている。製造コストの 5～6 割を占める電力調達コストを下げていくことが、苛性ソーダの低廉かつ安定供給のために重要である。 また、諸外国では、苛性ソーダの製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税はなされていないため、本特例措置を廃止すると、苛性ソーダの製造にかかるイコールフットिंगが図れなくなる。国内の苛性ソーダ製造業者は諸外国に輸出することでも収益を得ており、温対税が課されていない諸外国企業との価格競争力の点で劣位に晒される恐れがある。国際的なイコールフットिंगを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保するために、本特例措置を延長する必要がある。		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額） — 百万円 （▲7,000 百万円） （— 百万円）		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展
		政策の達成目標	温暖化対策税の減免措置を図ることにより、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを確保する。これにより、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、よって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	措置期間の3年間の延長（令和11年3月31日まで）
		同上の期間中の達成目標	苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットィングを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。
		政策目標の達成状況	本措置により苛性ソーダ製造に係る国際的なイコールフットィングが確保されている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	苛性ソーダ製造事業者等14社（令和8年度の適用見込み）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	苛性ソーダは、紙・パルプ製造、アルミニウム精錬等の幅広い産業で必要不可欠な基礎化学品の一つであるとともに、酸廃液の中和や洗浄・消毒といった用途もあり、製造業に限らず需要の裾野が幅広く、その安定供給は重要である。 諸外国では苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税がされていないところ、我が国でも同等の本税制措置により、国際的なイコールフットィングを図るとともに製造業者の国際競争力を維持し、もって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する必要がある。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	無し
		予算上の措置等の要求内容及び金額	無し
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	諸外国では苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化関係の課税がされていないところ、我が国でも同等の税制措置を講じ、苛性ソーダ製造にかかる課税環境の国際的なイコールフットィングを図ることが必要である。
と効果に関連する事項	別措置の適用実績	租税特別措置の適用実績	○適用事業者数 令和4年度 16社 令和5年度 16社 令和6年度 14社 ○減収額 令和4年度 1,346百万円 令和5年度 1,263百万円 令和6年度 1,358百万円

		※石炭自家発における免税額（用途証明書の引取数量による推計値）+重油・天然ガス及び石炭の自家発（ソーダ製造会社と特別の関係があるものを含む。）の還付額
	租 特 透 明 化 法 に 基 づ く 適 用 実 態 調 査 結 果	－
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本税制措置を講じることにより、苛性ソーダ製造に係る電力に関して地球温暖化対策関係の税が賦課されていない海外製品に対しても価格競争力が維持され、我が国の苛性ソーダ製造業者の国際競争力の維持、ひいては、国内において低廉かつ安定的な供給を継続することができる。 苛性ソーダは、幅広い産業の原料、反応剤等に不可欠な基礎化学品の 1 つであり、また、消毒・殺菌剤として用いられるなど、需要の裾野が広く、我が国の産業の最上流に位置する必要不可欠な製品である。本措置により、国内における低廉かつ安定的な供給を確保することは、苛性ソーダ製造業者のみならず、ユーザー企業にとっても重要である。
	前回要望時の達成目標	温暖化対策税の減免措置を図ることにより、苛性ソーダ製造に係る課税環境の国際的なイコールフットINGを確保する。これにより、日本企業の苛性ソーダの国際競争力を維持・強化し、よって、国内の苛性ソーダの低廉かつ安定的な供給を確保する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和 4 年度～令和 6 年度の 3 年間の平均輸出比率は 31.11%である。令和元年度～令和 3 年度の 3 年間の平均輸出比率の 22.80%を上回る数値となっており、輸出比率が高まっている。
これまでの要望経緯		平成 24 年度 創設 平成 26 年度 3 年間延長 平成 29 年度 3 年間延長及び拡充 令和 2 年度 3 年間延長 令和 5 年度 3 年間延長

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省製造産業局素材産業課）

項目名	原料用石油製品等の非課税化（原料用途免税の本則化）		
税目	揮発油税、地方揮発油税、石油石炭税		
要望の内容	現行制度上、石油化学製品等の原料用途にかかる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税については、あくまでも租税特別措置として、免税又は還付とされているところ、諸外国においては、特別措置による免税・還付ではなく、非課税措置とされている。 課税環境の国際的なイコールフットINGを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図るため、以下に掲げる揮発油税、地方揮発油税及び石油石炭税について、非課税とする。 ①石油化学製品製造用揮発油の免税等 ・石油化学製品の製造のために消費される揮発油の免税等（租税特別措置法第 89 条の 2、租税特別措置法施行令第 47 条～第 47 条の 6、租税特別措置法施行規則第 38 条～第 38 条の 4） ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 ・移出に係る揮発油の特定用途免税（租税特別措置法第 89 条の 3、租税特別措置法施行令第 47 条の 7～第 47 条の 9、租税特別措置法施行規則第 39 条） ・引取りに係る揮発油の特定用途免税（租税特別措置法第 89 条の 4、租税特別措置法第 47 条の 10） ・移出に係るみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法第 90 条、租税特別措置法施行令第 48 条～第 48 条の 3、租税特別措置法施行規則第 39 条、第 39 条の 2） ・引取りに係るみなし揮発油の特定用途免税（租税特別措置法第 90 条の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 4） ③引取りに係る石油製品等の免税 ・引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税（租税特別措置法第 90 条の 4、租税特別措置法施行令第 48 条の 9） ④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 ・引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税（租税特別措置法第 90 条の 4 の 2、租税特別措置法施行令第 48 条の 10） ⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法第 90 条の 5、租税特別措置法施行令第 49 条、租税特別措置法施行規則第 39 条の 6） ⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付（租税特別措置法第 90 条の 6 の 2、租税特別措置法施行令第 50 条の 2、租税特別措置法施行規則第 39 条の 7～9）		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	- 百万円 （▲3,014,012 百万円） （- 百万円）

(1) 政策目的

諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税環境の国際的なイコールフットィングを確保しつつ、我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。なお、令和 7 年度税制改正大綱において、本措置は検討事項として位置づけられている。

[令和 7 年度 税制改正大綱（与党）]（抜粋）

第三 検討事項

5 原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。

(2) 施策の必要性

石油化学製品等の原料用途への課税が特例として措置とされている我が国においては、原則非課税化されている諸外国とは異なり、予見可能性に乏しいため企業の中長期的な投資判断が困難な状況となっている。

万が一、こうした特例が措置されなくなった場合には、下記のとおり広範な影響を及ぼすことになる。

① 石油化学製品製造用揮発油の免税等

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の製品の原料であり、石油化学産業の基礎となるものである。

仮に、現行の揮発油税（53,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 2.8 兆円もの巨額な追加負担が発生することになる。原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた輸入製品への置き換えを招く可能性がある。また、石油化学産業のサプライチェーンには、中小企業も多く含まれており、こうした中小企業の経営も圧迫することになる（プラスチック製品製造業で約 1 万 4 千事業所）。

② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税

揮発油及びみなし揮発油は、エチレンやプロピレン等の基礎化学品だけではなく、ゴムや接着剤、塗料等の原料にもなる。

仮に、現行の揮発油税（53,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 31 億円の負担増になる。これらの産業は中小企業も多く含まれており（中小企業比率：ゴム製品 94.1%、接着剤 76.0%、塗料 82.7%）、こうした中小企業の経営を圧迫することになる。

③ 引取りに係る石油製品等の免税

揮発油から製造されるエチレンやプロピレン等の基礎化学製品は、プラスチック等の原料になる。仮に、現行の石油石炭税（2,800 円/KL）がそのまま課税されることになれば、全体で約 604 億円の負担増となり、①の揮発油とあわせて巨額な追加負担となる。

原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増により、輸入製品への置き換えやサプライチェーン上の中小企業の経営の圧迫を招く可能性がある。

なお、本措置は輸入されるナフサ等の揮発油に係る石油石炭税の特例であるが、石油化学製品は、国内で原油から連産品として精製される揮発油を原料として使用することもあるので、⑤の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

石炭は、我が国製造業の基盤や社会資本整備に必要不可欠な基礎資材である鉄鋼、コークス、セメントの原料になる。仮に、現行の石油石炭税がそのまま課税された場合には、下記のとおり追加負担が生じることになる。

また、原料用途への課税は世界的にも稀であるため、こうした負担増は、無税の原料により作られた他国の製品との競争力を失わせ、川下産業にも悪影響を及ぼすことになる。

		○鉄鋼 仮に課税された場合、粗鋼１トン当たり約 750 円、全体で約 620 億円の負担増になる。その結果、関連産業含めて 20 万人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○コークス 仮に課税された場合、コークス１トン当たり約 1,800 円、全体で約 56 億円の負担増になる。コークスは製品価格に占める原料価格の割合が高く（約 90%）、関連産業を含めて、約 4,400 人の雇用に重大な影響を及ぼすことになる。 ○セメント 仮に課税された場合、セメント１トン当たり約 90 円、全体で約 38 億円の負担増になる。その結果、関連産業を含めて 1.3 万人の雇用に影響を及ぼすことになる。また、セメント産業は、全国で発生する廃棄物の約 1 割を処理しており、セメント産業の縮小は、こうした地域の廃棄物処理にも波及することになる。 ⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 本措置は③と同様に、石油化学製品の原料になる揮発油にかかる石油石炭税の特例であるが、国内で原油から精製される揮発油にかかるものである。 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 381 億円の追加負担となり、国際競争力の低下や国内化学産業のサプライチェーンへの悪影響を招く可能性がある。 なお、本措置は国内で原油から精製されるナフサ等の揮発油に係る課税の特例であるが、石油化学製品は、輸入される揮発油を原料として使用することもあるので、③の措置とあわせて国内での課税環境を整合させることも必要である。 ⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 現行の石油石炭税（2,800 円/KL）が還付されない場合、全体で約 88 億円の追加負担となり、国際競争力の低下を招く可能性がある。 なお、本措置は、国内で原油から生産される石油アスファルト等に係る課税の特例であるが、石油アスファルト等は輸入されるものもある。輸入の石油アスファルト等には石油石炭税が課税されていない一方で、国産の石油アスファルト等の原料である原油には石油石炭税が課されているため、課税環境を整合させることが必要である。	
今回の要望（租税特別措置）に	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 情報処理の促進並びにサービス・製造産業の発展 6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットィングを確保するとともに我が国製造業の国際競争力の維持・強化等を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	揮発油税法、地方揮発油税法及び石油石炭税法の本則における恒久的な非課税措置
		同上の期間中の達成目標	本則における恒久的な非課税措置を要望するものであり、期間中の達成目標は「政策の達成目標」欄に記載内容と同様である。
		政策目標の達成状況	現行制度においては、租税特別措置法において、あくまで特例として措置されているがゆえに、課税の議論にさらされ易

			い。このため、企業にとっては、事業基盤が安定せず、長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。
有効性	要望の措置の適用見込み	令和7年度の適用事業者数の見込みは下記のとおり。	
			適用事業者数
		①石油化学製品製造用揮発油の免税等	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社 ナフサ製造者 7 社
		②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	ゴム製品製造企業 131 社 接着剤製造企業 8 社 塗料製造企業 113 社
		③引取りに係る石油製品等の免税	エチレン製造者 10 社 芳香族製造者 20 社
		④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税	鉄鋼製造企業 11 社 コークス製造企業 9 社 セメント製造企業 10 社
		⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付	国産ナフサ等製造企業 7 社
		⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付	石油アスファルト等製造企業 7 社
		※経済産業省（①②③④）、石油連盟（⑤⑥）調べ	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置の適用事業者及び適用実績は、ここ数年ほぼ一定であり、特例の適用が受けられる事業者が毎年度安定的に利用している実態がある。 また、本措置は、石油化学製品等の原料に対する課税の国際的なイコールフットィングを確保することで国際競争力の確保・維持を図るものであり、この効果は、直接、本措置が適用される者のみならず、関連産業にも及ぶこととなる。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	無し	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	無し	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—	

		要望の措置 の 妥 当 性	諸外国において、原料用途の揮発油、石油、石炭が非課税とされていることを踏まえ、課税条件の国際的なイコールフットィングを確保するためのものであり、補助金等の代替手段ではなく、税制措置として非課税化することは妥当である。																																																																																				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	① 石油化学製品製造用揮発油の免税等	<table><tr><td></td><td>適用件数 (件)</td><td>適用数量 (千 KL)</td><td>免税額 (億円)</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>851</td><td>60,843</td><td>32,734</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>820</td><td>55,017</td><td>29,599</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>787</td><td>54,339</td><td>29,234</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>819</td><td>48,580</td><td>26,136</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>809</td><td>52,645</td><td>28,323</td></tr></table> ※令和 3～5 年度は国税庁統計年報から経済産業省試算、令和 6 年度は石油化学工業協会ほか業界推計、令和 7 年度は経済産業省試算		適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)	令和 3 年度	851	60,843	32,734	令和 4 年度	820	55,017	29,599	令和 5 年度	787	54,339	29,234	令和 6 年度	819	48,580	26,136	令和 7 年度	809	52,645	28,323																																																												
			適用件数 (件)	適用数量 (千 KL)	免税額 (億円)																																																																																		
		令和 3 年度	851	60,843	32,734																																																																																		
		令和 4 年度	820	55,017	29,599																																																																																		
		令和 5 年度	787	54,339	29,234																																																																																		
		令和 6 年度	819	48,580	26,136																																																																																		
		令和 7 年度	809	52,645	28,323																																																																																		
		② 移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税	○免税額（百万円） <table><tr><td></td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>ゴム</td><td>256</td><td>250</td><td>250</td><td>252</td><td>251</td></tr><tr><td>塗料</td><td>1,848</td><td>1,777</td><td>1,764</td><td>1,796</td><td>1,779</td></tr><tr><td>印刷用 インキ</td><td>112</td><td>85</td><td>83</td><td>93</td><td>87</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>234</td><td>91</td><td>44</td><td>123</td><td>86</td></tr><tr><td>その他</td><td>874</td><td>865</td><td>870</td><td>869</td><td>868</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,324</td><td>3,068</td><td>3,011</td><td>3,134</td><td>3,071</td></tr></table> ○適用数量（KL） <table><tr><td></td><td>令和 3 年度</td><td>令和 4 年度</td><td>令和 5 年度</td><td>令和 6 年度</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>ゴム</td><td>4,767</td><td>4,653</td><td>4,648</td><td>4,689</td><td>4,663</td></tr><tr><td>塗料</td><td>34,357</td><td>33,035</td><td>32,782</td><td>33,391</td><td>33,069</td></tr><tr><td>印刷用 インキ</td><td>2,073</td><td>1,580</td><td>1,545</td><td>1,733</td><td>1,619</td></tr><tr><td>接着剤</td><td>4,355</td><td>1,687</td><td>821</td><td>2,288</td><td>1,599</td></tr><tr><td>その他</td><td>16,241</td><td>16,073</td><td>16,170</td><td>16,161</td><td>16,135</td></tr><tr><td>合計</td><td>61,793</td><td>57,028</td><td>55,966</td><td>58,262</td><td>57,085</td></tr></table> ※令和 3～5 年度は国税庁統計年報、令和 6 年度は業界推計、令和 7 年度は経済産業省試算		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	ゴム	256	250	250	252	251	塗料	1,848	1,777	1,764	1,796	1,779	印刷用 インキ	112	85	83	93	87	接着剤	234	91	44	123	86	その他	874	865	870	869	868	合計	3,324	3,068	3,011	3,134	3,071		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	ゴム	4,767	4,653	4,648	4,689	4,663	塗料	34,357	33,035	32,782	33,391	33,069	印刷用 インキ	2,073	1,580	1,545	1,733	1,619	接着剤	4,355	1,687	821	2,288	1,599	その他	16,241	16,073	16,170	16,161	16,135	合計	61,793	57,028	55,966	58,262	57,085
			令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																																																																																
		ゴム	256	250	250	252	251																																																																																
塗料	1,848	1,777	1,764	1,796	1,779																																																																																		
印刷用 インキ	112	85	83	93	87																																																																																		
接着剤	234	91	44	123	86																																																																																		
その他	874	865	870	869	868																																																																																		
合計	3,324	3,068	3,011	3,134	3,071																																																																																		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度																																																																																		
ゴム	4,767	4,653	4,648	4,689	4,663																																																																																		
塗料	34,357	33,035	32,782	33,391	33,069																																																																																		
印刷用 インキ	2,073	1,580	1,545	1,733	1,619																																																																																		
接着剤	4,355	1,687	821	2,288	1,599																																																																																		
その他	16,241	16,073	16,170	16,161	16,135																																																																																		
合計	61,793	57,028	55,966	58,262	57,085																																																																																		
③ 引取りに係る石油製品等の免税	<table><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">適用者数 (社)</td><td colspan="2">適用数量</td><td rowspan="2">免税額 (億円)</td></tr><tr><td>ナフサ等 (千 KL)</td><td>LPG (千トン)</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>32</td><td>26,622</td><td>353</td><td>755</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>32</td><td>22,374</td><td>410</td><td>634</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>31</td><td>21,118</td><td>347</td><td>598</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>31</td><td>20,522</td><td>310</td><td>580</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>30</td><td>21,338</td><td>356</td><td>604</td></tr></table>		適用者数 (社)	適用数量		免税額 (億円)	ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)	令和 3 年度	32	26,622	353	755	令和 4 年度	32	22,374	410	634	令和 5 年度	31	21,118	347	598	令和 6 年度	31	20,522	310	580	令和 7 年度	30	21,338	356	604																																																						
	適用者数 (社)			適用数量			免税額 (億円)																																																																																
		ナフサ等 (千 KL)	LPG (千トン)																																																																																				
令和 3 年度	32	26,622	353	755																																																																																			
令和 4 年度	32	22,374	410	634																																																																																			
令和 5 年度	31	21,118	347	598																																																																																			
令和 6 年度	31	20,522	310	580																																																																																			
令和 7 年度	30	21,338	356	604																																																																																			

※令和3～5年度は国税庁統計年報、令和6年度は業界推計、令和7年度は経済産業省試算

④ 引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税

（鉄鋼）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和3年度	11	52,504	719
令和4年度	10	47,435	650
令和5年度	10	47,006	644
令和6年度	10	44,632	611
令和7年度	11	45,240	620

（コークス）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和3年度	9	7,065	97
令和4年度	9	5,783	79
令和5年度	9	5,574	76
令和6年度	9	4,453	61
令和7年度	9	4,078	56

（セメント）

	適用件数 (件)	適用数量 (千トン)	免税額 (億円)
令和3年度	13	4,048	55
令和4年度	12	3,845	53
令和5年度	13	3,444	47
令和6年度	11	2,860	39
令和7年度	10	2,752	38

※用途証明申請者提出の実績報告書等。令和7年度は経済産業省試算

⑤ 石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千KL)	還付額 (億円)
令和3年度	7	15,039	421
令和4年度	7	15,939	446
令和5年度	7	15,221	426
令和6年度	7	15,400	431
令和7年度	7	13,596	381

※石油連盟調べ

⑥ 石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付

	適用者数 (社)	適用数量 (千KL)	還付額 (億円)
令和3年度	8	3,651	102
令和4年度	7	4,547	127
令和5年度	7	3,623	101
令和6年度	7	3,616	101
令和7年度	7	3,143	88

※石油連盟調べ

		※本措置は、該当する全ての事業者が適用対象となっているため、適用者数は想定以上に僅少ではなく、また、特定の者に偏ったものでない。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。 非課税化（本則恒久化）が実現されることで、企業の予見可能性が向上し、課税環境の国際的なイコールフットINGが図られることを通じて、我が国企業の国際競争力の維持・強化等に貢献できる。
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	石油化学製品等の原料用途への免税・還付措置は、諸外国との競争環境を整える観点に置いて有効。しかし、あくまでも特例として免税・還付を図る措置であるため、課税の議論にさらされ易く、企業にとって中長期的な視点に立った投資判断が困難な状況となっている。
これまでの要望経緯		①石油化学製品製造用揮発油の免税等 昭和 32 年度 創設 ②移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税 昭和 32 年度 創設（揮発油） 昭和 59 年度 創設（みなし揮発油） ③引取りに係る石油製品等の免税 昭和 52 年度 創設 石油化学製品等製造用輸入ナフサに係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 59 年度 石油化学製品等製造用輸入 LPG に係る免税措置の創設（1 年毎に免税措置を延長） 昭和 61 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 昭和 63 年度 同上 平成 2 年度 同上 平成 4 年度 同上 石油化学製品製造用輸入原油（重質 NGL）に係る免税措置の創設 平成 6 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 8 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 同上

	石油化学製品製造用輸入ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る免税措置の創設 平成 18 年度 石油化学製品製造用輸入ナフサ・LPG・原油（重質 NGL）・ガスオイル（粗製灯油、粗製軽油）に係る本税を 2 年間の免税措置として延長 平成 20 年度 同上 平成 22 年度 同上 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	④引取りに係る特定石炭（鉄鋼、コークス、セメント製造用）の免税 平成 15 年度 創設 平成 17 年度 2 年延長 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の免税が措置
	⑤石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付 平成元年度 創設 （石油化学製品製造用国産ナフサに係る還付制度創設） 平成 2 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 16 年度 拡充・延長（対象に石油化学製品製造用国産ガスオイル（粗製灯油及び粗製軽油）を追加） 平成 18 年度 以降 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置
	⑥石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付 平成 9 年度 創設 平成 11 年度 以後 2 年ごとに延長 平成 24 年度 「当分の間」の還付が措置

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(経済産業省製造産業局自動車課)

項 目 名		車体課税の抜本見直し	
税 目		自動車重量税 自動車重量税法全文 自動車重量税法施行令全文 自動車重量税法施行規則全文 租税特別措置法第 90 条の 10～15 自動車重量譲与税法全文 自動車重量譲与税法施行規則全文	
要 望 の 内 容		令和 7 年度与党税制改正大綱における基本的考え方を踏まえ、米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050 年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。	
		(1) 米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、国内市場を活性化するため、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行う。 (2) カーボンニュートラルに積極的に貢献するため、保有時の課税について、重量及び CO2 排出量削減に資する環境性能に応じた公平・中立・簡素な制度とする。上記の見直しに伴う経過措置として、自動車重量税のエコカー減税、自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例について、延長を行う。 (3) 自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえるとの考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から検討を行う。	
		平年度の減収見込額	一百万円
		(制度自体の減収額)	(一百万円)
		(改正増減収額)	(一百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 令和7年度与党税制改正大綱における基本的考え方を踏まえ、米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。 (2) 施策の必要性 令和7年度与党税制改正大綱において、 「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ①CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする ④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。」とされたところ。 上記を踏まえ、車体課税について米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあ
--	--

		り方について、中長期的な視点に立って検討を行う必要がある。	
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	①自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本産業全体の活性化を図る。 ②環境性能に優れた自動車の普及促進のため、乗用車の新車販売について、2030 年までに次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）、2035 年までに電動車の割合を 100%とすることを目指す。 （関連する与党税制改正大綱、閣議決定等） ○令和 7 年度税制改正大綱（令和 6 年 12 月 20 日） 第一 令和 7 年度税制改正の基本的考え方 4. 自動車関係諸税の総合的な見直し （1）見直しに当たっての基本的考え方 自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ①CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする ④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、使途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。 （2）車体課税の見直し 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとするべく、国・地方の税収中立の下で、取得時

		における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。 （3）利用に応じた負担の適正化に向けた課税の枠組み 異なるパワートレイン間の税負担の公平性や将来に向けた安定的な財源確保、ユーザーの納得感の観点から、利用に応じた負担について、使途、執行・関係技術等を踏まえ検討し、課税の枠組みについて、令和8年度税制改正において結論を得る。 ○未来投資戦略 2018（平成 30 年 6 月 15 日） 第2 具体的な施策 I〔2〕1. エネルギー・環境 （1）KPI の主な進捗状況 《KPI》2030 年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を 5～7 割とすることを目指す。 （参考）次世代自動車戦略 2010（平成 22 年 4 月 12 日） 2030 年の乗用車車種別普及目標（政府目標） <table><tr><td>次世代自動車</td><td>50～70%</td></tr><tr><td>ハイブリッド自動車</td><td>30～40%</td></tr><tr><td>電気自動車 プラグインハイブリッド 自動車</td><td>20～30%</td></tr><tr><td>燃料電池自動車</td><td>～3%</td></tr><tr><td>クリーンディーゼル自動車</td><td>5～10%</td></tr></table> ○エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定） 乗用車については、2035 年までに、新車販売で電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車）100%の実現を目指す。	次世代自動車	50～70%	ハイブリッド自動車	30～40%	電気自動車 プラグインハイブリッド 自動車	20～30%	燃料電池自動車	～3%	クリーンディーゼル自動車	5～10%
次世代自動車	50～70%											
ハイブリッド自動車	30～40%											
電気自動車 プラグインハイブリッド 自動車	20～30%											
燃料電池自動車	～3%											
クリーンディーゼル自動車	5～10%											
	租税特別措置の適用又は延長期間	—										
	同上の期間中の達成目標	—										
	政策目標の達成状況	国内自動車市場はバブル期をピークに縮小している。自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることが必要。 ＜国内自動車販売台数の推移＞ <table><tr><td>令和 2 年度</td><td>466 万台</td></tr><tr><td>令和 3 年度</td><td>422 万台</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>439 万台</td></tr><tr><td>令和 5 年度</td><td>453 万台</td></tr><tr><td>令和 6 年度</td><td>457 万台</td></tr></table>	令和 2 年度	466 万台	令和 3 年度	422 万台	令和 4 年度	439 万台	令和 5 年度	453 万台	令和 6 年度	457 万台
令和 2 年度	466 万台											
令和 3 年度	422 万台											
令和 4 年度	439 万台											
令和 5 年度	453 万台											
令和 6 年度	457 万台											

			エコカー減税等により、環境性能に優れた自動車の普及は進みつつあるものの、2030 年までに乗用車の新車販売台数に占める次世代自動車の割合を 5～7 割（うち、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車を合わせた割合を 2～3 割）とすることを目指す、2035 年までに乗用車新車販売で電動車 100%を実現するという政府目標の達成に向け、更なる普及促進を図る必要がある。 ＜新車販売台数に占める電動車の割合＞ 令和 2 年度 37.2% 令和 3 年度 41.7% 令和 4 年度 46.6% 令和 5 年度 53.2% 令和 6 年度 55.0%
	有効性	要望の措置の適用見込み	国内の自動車販売台数は 400～500 万台前後で推移しており、これらの自動車ユーザーの負担軽減となる。 ＜国内自動車販売台数の推移＞ 令和 2 年度 466 万台 令和 3 年度 422 万台 令和 4 年度 439 万台 令和 5 年度 453 万台 令和 6 年度 457 万台
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	令和 7 年度与党税制改正大綱において、「自動車関係諸税については、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望等を踏まえるとともに、「2050 年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、 ① CASE に代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性、地域公共交通のニーズの高まり等を踏まえつつ、自動車関係諸税全体として、国・地方を通じた安定的な財源を確保することを前提とする ②わが国のマルチパスウェイ戦略の下で、多様な動力源（パワートレイン）が併存していくことを踏まえた税制とする また、わが国の自動車産業を取り巻く国際環境の変化を踏まえ、補助金等も活用しつつ、市場活性化や産業基盤の維持発展に配慮するとともに、電費改善等のイノベーションを促し、質の高い電気自動車等の普及に資する税制とする ③二酸化炭素排出量抑制により、脱炭素化に向けた取組に積極的に貢献するものとする ④自動車関係諸税を負担する自動車ユーザーの理解にも資するよう、受益者負担・原因者負担といった課税の考え方や、これまでの沿革等を踏まえつつ、用途の明確化を図るとともに、受益と負担の対応関係を分かりやすく説明していく その際、中長期的には、データの利活用による新たなモビリティサービスの発展等、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等も踏まえる

			との考え方を踏まえつつ、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点から、車体課税・燃料課税を含め総合的に検討し、見直しを行う。 車体課税については、カーボンニュートラルの実現に積極的に貢献するものとすべく、国・地方の税収中立の下で、取得時における負担軽減等課税のあり方を見直すとともに、自動車の重量及び環境性能に応じた保有時の公平・中立・簡素な税負担のあり方等について、関係者の意見を聴取しつつ検討し、令和8年度税制改正において結論を得る。」とされており、この方針の実現を図る。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 —令和6年度補正予算額：1,100億円 —電気自動車等の購入者に対し、車両価格の一部を補助 環境・エネルギー制約への対応の観点から、優れた環境性能を有する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の普及促進を図る。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本税制改正要望は、自動車市場の拡大を通じて、自動車産業、ひいては日本経済全体の活性化を図ることに加え、ハイブリッド自動車等を含む環境性能に優れた自動車の普及促進を目的としている。 一方で、上記補助金は、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の環境性能が特に優れ、従来車との価格差が大きい自動車に対して、購入補助を行うことで、初期需要を喚起するために行うものである。
		要望の措置の妥当性	令和7年度与党税制改正大綱における基本的考え方を踏まえ、米国追加関税等の国内自動車産業への影響も踏まえつつ、市場の活性化に寄与し、2050年カーボンニュートラルの実現にも積極的に貢献するものとすべく、環境性能割の廃止等取得時の負担の軽減を行い、保有時において重量及びCO2排出量削減に資する環境性能に応じて負担を決定する公平・中立・簡素な制度とするとともに、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行等を踏まえつつ、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	<新車販売に占めるエコカー減税対象車の割合> 令和2年度 62.7% 令和3年度 68.8% 令和4年度 67.2% 令和5年度 69.8% 令和6年度 67.3% <エコカー減税（自動車重量税（財務省試算））> 令和2年度 ▲600億円 令和3年度 ▲510億円

		令和４年度 ▲４００億円 令和５年度 ▲３８０億円 令和６年度 ▲５００億円
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	適用要件を満たす全ての自動車の対象であるため特定の者に 偏ってはいない。
	前回要望時 の達成目標	—
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要望経緯		—

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部資源開発課）

項 目 名		海外投資等損失準備金の延長	
税 目		法人税 租税特別措置法第 55 条 租税特別措置法施行令第 32 条の 2 租税特別措置法施行規則第 21 条	
要 望 の 内 容	適用期限を 2 年間延長し、令和 10 年 3 月 31 日までとする。		
	平年度の減収見込額		－ 百万円
	(制度自体の減収額)		(▲3, 500 百万円)
	(改 正 増 減 収 額)		(ー 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 エネルギー政策において、石油・天然ガスは 2040 年度の一次エネルギー供給においても合計約 4 割以上を占める見通しであり、重要な燃料である。他方、世界的な脱炭素化によりダイベストメントが進行し、気候変動対策への社会的な関心・要請の高まりにより事業者のリスクテイクが乏しくなっている。また、世界的なカーボンニュートラルの流れを受けて、石油・天然ガスに関する供給国の政策予見性の低下や、価格ボラティリティの増大等が生じている。 こうした中、ロシアによるウクライナ侵略によって世界の供給余力は減少し、世界的にも油価・ガス価格の高騰等が生じた。我が国においても、燃料価格や電気料金等の高騰、これらに伴う物価高騰など大きな影響を受けている。これらにより、エネルギー・セキュリティの重要性が再認識されたところ。 我が国においても、いかなる情勢変化へ柔軟に対応するための基盤をより強固なものとするため、石油・天然ガスの権益取得や調達先の多角化を進め、自主開発比率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 また、金属鉱物についても、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であるが、同様にほぼ全量を海外からの輸入に依存していることや、国際市況の不安定化、探鉱開発プロジェクトの奥地化・深部化、資源国におけるナショナリズムの高まり等によるサプライチェーンの脆弱性に加え、国内外での脱炭素化の動きに伴う金属鉱物資源を巡る各国の資源獲得競争が激化するなど、安定供給確保においてリスクを抱えている。 サプライチェーン最上流における鉱物資源の自律性確保は、国内製造業全体にとって重要な課題であり、近年の中国の輸出管理措置等の長期的な供給途絶リスクの高まりを受け、グローバルなサプライチェーンの維持・強化に向けて、自給率を可能な限り高めていくことがこれまで以上に重要となっている。 エネルギー・資源の自主開発等の推進を通じて、これら課題を克服し、我が国の石油・天然ガス及び金属鉱物資源等の長期かつ持続的な安定供給を維持・確保する必要がある。		
	(2) 施策の必要性 資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う自主開発の推進を図ることが極めて重要である。 他方で、石油・天然ガスや鉱山における探鉱・開発といった資源開発事業は、多い場合は数兆円規模の巨額の資金が必要となる上、数多くのリスクが存在する。例えば、探鉱を開始したにもかかわらず資源が見つからないといった探鉱リスク、コスト上昇やスケジュール遅延といった操業リスク、政情不安や為替変動といったカントリーリスクが代表的なものである。 国営企業を持たない我が国において、エネルギーの安定供給と鉱物資源の供給源確保を実現するためには、リスクの高い資源開発事業に対する民間企業の投資を促進することが不可欠である。このため、民業補完として独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構や株式会社国際協力銀行による出資や融資等の量的支援を行うことに留まらず、本制度により事業失敗等の将来損失に備えるとともに、民間企業のキャッシュフローを改善することで、継続的な探鉱・開発活動を後押しすることが引き続き必要である。		
今回の要望（	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） 第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 （1）GX の推進

		(中略) エネルギー安全保障については、強靱なエネルギー需給構造への転換を進める。需要面では、徹底した省エネと製造業の燃料転換や電化を進めるとともに、供給面では、エネルギー自給率向上に貢献し、脱炭素効果の大きい再エネ、原子力等の電源を最大限活用する。 石油やレアメタル等の重要鉱物の安定供給を確保するため、十分な備蓄を確保するとともに、天然ガスと併せて、海外での上流開発を通じたサプライチェーンの強靱化を、国の主体的な取組を含め推進する。戦略的に余剰LNGを確保する。 国産海洋資源の確保に向け、総合海洋政策本部及び総合海洋政策推進事務局が司令塔機能を抜本的に強化し、社会実装・産業化支援に向け、メタンハイドレート、マンガン団塊、レアアース泥等の技術開発・実証に取り組む。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版 (令和7年6月13日閣議決定) Ⅲ. 投資立国の実現 3. GX・DXの着実な推進 (1) GX (中略) ① 2040年を視野に入れたGX・エネルギー政策の展開 DXやGXの進展に伴い、電力需要の増加が見込まれる中、脱炭素電源の確保が国力を左右する状況にある。データセンター等大規模需要の省エネを推進するとともに、データセンターの適地誘導等につながる電力と通信の効果的な連携(ワット・ビット連携)、系統整備に係る費用の公平性確保等のための仕組みや発電や送配電などの電力分野における脱炭素投資に向けた事業環境整備やファイナンス円滑化の方策等を検討する。 また、GX投資の進捗状況、グローバルな動向や経済への影響、技術開発の動向なども踏まえて、必要な見直しを効果的に行った上で、民間事業者の予見性を高め、公正な移行の観点を踏まえてGXを推進し、10年間で、20兆円規模の先行投資支援策により150兆円規模の官民投資を呼び込むための成長志向型カーボンプライシング構想を実行していく。 あわせて、革新的なエネルギー技術について、明確な国際戦略を産学官で共有しながら開発を加速させ、非連続なイノベーションと早期の社会実装を実現させていく。 上記のような観点も踏まえ、以下のような取組等を推進する。 ・再生可能エネルギーの導入拡大 ・洋上風力の導入拡大 ・地域と共生した再生可能エネルギーの普及 ・系統整備と蓄電池等の促進 ・原子力の活用 ・水素の活用等 ・石油・天然ガス、重要鉱物等の資源の安定供給確保 ・事業者間連携の促進 ・次世代航空機等のモビリティ関連の脱炭素化 ○エネルギー基本計画(令和7年2月18日閣議決定) 5. 化石資源の確保/供給体制 (1) 基本的考え方 化石燃料は、我が国のエネルギー供給の大宗を担い、世界的な需要は減少の見通しであるが程度には幅があり、そのサプライチェーンは一度途絶すれば復元は相当困難であり、安定供給を確保しつつ現実的なトランジションを進める必要がある。これらを踏まえ、化石燃料について、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に勘案しつつ、資源外交、国内外の資源開発、供給源の多角化、危機管理、サプライチェーンの維持・強靱化等に取り組む。
--	--	--

特に、LNGの安定供給確保は、電力の安定供給の確保を大前提に非効率な石炭火力の発電量を減らしていく中、現実的なトランジションの手段としてLNG火力を活用する必要があることに加え、都市ガスの安定供給の観点から重要である。価格高騰や供給途絶等のリスクに備え、官民一体となって必要なLNGの長期契約を確保する必要がある。加えて、災害の多い我が国では、エネルギーの強靱性の観点から、可搬かつ貯蔵可能な石油製品やLPガスの安定調達と供給体制確保は重要である。

将来的な脱炭素燃料・技術を含む資源獲得競争を勝ち抜くべく、国際競争力のある「中核的企業」の創出や、これらの企業が「総合エネルギー産業」に変革し2050年カーボンニュートラル社会実現のメインプレイヤーとなることも目指す。

(2) 天然ガス

① 総論

天然ガスは、熱源として効率性が高く、地政学的リスクも相対的に低く、足下、電源構成の約3割を占める。また、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少なく、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たすと同時に、燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことで環境負荷低減にも寄与する。さらに、将来的な技術の進展によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれ、水素等の原料としての利用拡大も期待される等、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源である。

他方、ロシアによるウクライナ侵略等によりエネルギー安定供給の不確実性が生じ、引き続きLNG市場は構造的にタイトである。こうした中でも、自主開発を推進し、市場拡大や供給源多角化にあたっては、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に判断し、安定供給性・強靱性を向上させる必要がある。内閣総理大臣を筆頭とした資源外交やJOGMECによるリスクマネーの供給、LNG産消会議の継続等により、安定調達と供給体制の確保に取り組む。

日本の石油・天然ガス開発企業には、脱炭素燃料・技術の供給分野等で、メインプレイヤーであり続けることが期待される。

② 自主開発の更なる推進

石油・天然ガスの輸入依存による交渉力の限界や中東情勢等の影響の受けやすさといった構造的課題のある我が国が、様々な情勢変化のもとでも安定供給を確保するためには、日本企業が直接開発・生産に携わる上流権益確保と国内資源開発による自主開発を進めることが極めて重要である。石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年に60%以上に引き上げることを目指す。

7. 重要鉱物の確保

(1) 基本的考え方

① 総論

鉱物資源は、あらゆる工業製品の原材料として、国民生活及び経済活動を支える重要な資源であり、DXやGXの進展や、それに伴い見込まれる電力需要増加への対応に必要不可欠である。また、エネルギーの有効利用の鍵となり、今後、製品としても日本企業の競争力を左右する蓄電池、モーター、半導体等の製造にあたっては、銅や、レアメタル等の重要鉱物の安定的な供給確保が欠かせない。他方、重要鉱物は、鉱種ごとに埋蔵・生産地の偏在性、中流工程の寡占度、価格安定性等の状況が異なり、上流の鉱山開発から下流の最終製品化までに多様な供給リスクが存在している。

(中略)

こうした状況の中で、これまで国は、JOGMECを通じて海外権益確保へのリスクマネージメントへの助成、資源探査等を支えるべく、我が国企業による重要鉱物の安定的な供給確保を支援してきたところである。今後、供給途絶が懸念される鉱種の安定的な供給確保に向けて、供給途絶に備えた十分な備蓄量の確保に加え、有志国との連携による上流開発プロジェクトの組成やリサイクルを通じた供給源の多角化、中下流での価格転嫁も含む長期調達コミットメントも踏まえ、競争力のある価格での供給などの総合的な取組が重要となり、鉱種ごとのサプライチェーンリスクの分析を踏まえ、経済安全保障の観点、産業政策の観点の両面から今後のあるべき政策を更に進めていく。

③ 供給源の多角化等

供給源の多角化に向けては、経済安全保障推進法に基づく助成金も活用した国内製錬所等への投資支援に加え、国内製錬ネットワークの維持・強化を図るとともに、リサイクル資源の活用にも資する方策を検討する。また、フロンティア地域の中長期的にポテンシャル拡大が見込める案件への日本企業の参加を促進する。具体的には、日本企業による、フロンティア地域における上流権益の獲得の後押し、将来の種まきとしての「資源ジュニア」等への出資の促進に向けた官民の役割分担や具体的な参画の在り方、長期安定供給が見込める海外からの調達も含めたりサイクル資源の活用にも資する方策を検討する。

これらの取組と併せて、資源外交に関しては、米国、豪州、カナダ等の同志国と連携した鉱物資源開発や、南部アフリカ諸国などのカントリーリスク・探鉱リスクを有するフロンティア地域やチリ等の資源国との関係の強化を実施するとともに、首脳・閣僚レベルを始めとする包括的・総合的な資源外交政策を展開する。（中略）

（２）レアメタル

レアメタルについては、需要の増加が見込まれるものの、特定国からの輸入に大きく依存している状況である。さらに、資源ナショナリズムの高まりや開発条件の悪化等により、資源開発リスクも引き続き上昇傾向にあり、一部のレアメタルについては、上流のみならず中流工程についても特定国による寡占化が進みつつある。

特に、日本が多くのレアメタルの鉱山・製錬工程を特定国に依存している中、一部物資の輸出管理の実施に伴い、輸出に政府の許可が必要な物資が増加している。半導体材料に用いられるガリウム及びゲルマニウム関連品目や、蓄電池に用いられる黒鉛関連品目については2023年に、アンチモン等の関連品目は2024年に輸出管理が開始されたところであり、レアアース等他品目も含めてサプライチェーンの不確実性が増している。

こうした中で、レアメタルについては、ベースメタル生産の副産物であることが多いこと、権益比率とは関係なくオフテイク権が設定されることが多いことから、一律の自給率目標は設けず、鉱種ごとに安定供給確保に取り組んでいくが、2050年カーボンニュートラル実現にとって不可欠なバッテリーメタル・レアアース・ウランについては、「重要鉱物に係る安定供給確保を図るための取組方針」も踏まえ、2030年時点で国内への供給に必要な需要量の確保を目指し、対応を進めていく。

（３）ベースメタル

ベースメタルについて、特に、非鉄金属の代表的なベースメタルである銅は、DXやGXの進展により、世界的な需要は増える見込みであるが、鉱山開発費用の高騰や、これまでの最大の生産国であるチリの鉱山の品位の低下が進む中で、供給が需要に追いつかず、新規鉱山開発やリサイクルの進展を考慮して

			も、銅価格の一層の上昇へつながる可能性がある。実際に、2000年代初頭に1トン当たり2,000ドル程度で推移していた銅地金価格は、2024年には、約10,000ドルと5倍程度の水準になっている。加えて、急速に銅製錬所の設備投資を進める中国に銅鉱石の輸出の65%が集中する中で、各国の政府資本の入る企業も含めて権益確保を進めており、安定的で低廉な長期調達を確保するための権益確保を巡る状況は厳しさを増している。 こうした中で、2022年度時点で37.7%にとどまっているベースメタルの自給率について、2030年までに80%以上を達成することを目指し、対応を進めていく。
		政 策 の 達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に50%以上、2040年には60%以上に引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する（金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年までに80%以上に引き上げる」を設定）。 ※石油・天然ガスの自主開発比率 輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。 ※鉱物資源（ベースメタル）の自給率 金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「金属需要量」については、鉄鉱・非鉄金属・金属製品統計（経産省）及び貿易統計（財務省）による。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、事業者からの聞き取り調査による。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）
		同上の期間中の達成目標	○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を引き上げる。 ○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱石の輸入を促進する。
		政策目標の達成状況	○石油・天然ガスの自主開発比率 令和元年度：34.7% 令和2年度：40.6% 令和3年度：40.1% 令和4年度：33.4% 令和5年度：37.2% ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率 令和元年度：52.1% 令和2年度：50.4% 令和3年度：46.0% 令和4年度：37.0% 令和5年度：34.2%

	有 効 性	要 望 の 措 置 の 適用見込み	今後、中東、東南アジア、北米・中南米等の地域で本税制を活用した探鉱・開発が行われる見込み。 ○適用件数（見込み） 令和８年度：２社 令和９年度：２社 ○適用事業者（法人）の範囲 令和８年度：鉱業、石油製品製造業等 令和９年度：鉱業、石油製品製造業等
		要望の措置 の効果見込み (手段としての有効性)	本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。 租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第217回国会提出）によると、本制度の適用事業者（法人）数は、令和３年度～令和５年度の平均で２社、また、本制度の適用額は、令和３年度～令和５年度の平均で約164億円となっている。この間、法人実効税率は約30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、１社あたり年間で約25億円ものキャッシュフロー改善効果が生じることが見込まれる。 資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト（生産段階）からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならないフェーズであるが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては上昇傾向にあり、本制度は政策目標の達成に関して有効であると考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○石油・天然ガス ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出資（令和７年度予算額：563億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構海外の天然ガス資産開発・液化等出資（令和７年度予算額：858億円） ○金属鉱物・ウラン ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外探鉱等事業への出融資（令和７年度予算額：180億円） ・独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の海外ウラン探鉱支援事業（補助金）（令和７年度予算額：10億円）

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。 一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。
		要望の措置の妥当性	予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で確な政策手段となっている。 また、海外投資等損失準備金制度では、プロジェクトが失敗した場合は一括で取崩し（益金算入）、プロジェクトが失敗することなく据置期間（5年）を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し（益金算入）をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。 なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○適用事業者（法人）数	令和元年度：3社 令和2年度：2社 令和3年度：2社 令和4年度：1社 令和5年度：2社
		○損金算入額	令和元年度：6,620百万円 令和2年度：1,253百万円 令和3年度：8,473百万円 令和4年度：25,920百万円 令和5年度：14,932百万円
		○減収額	令和元年度：1,536百万円 令和2年度：291百万円 令和3年度：1,966百万円 令和4年度：6,013百万円 令和5年度：3,464百万円
		○適用事業者（法人）の範囲	令和元年度：鉱業、石油製品製造業等 令和2年度：鉱業、石油製品製造業等 令和3年度：鉱業等 令和4年度：鉱業等 令和5年度：鉱業等
		※適用事業者（法人）数、損金算入額、適用事業者（法人）の範囲については、租税特別措置の適用実態調査の結果に	

		関する報告書（第217回国会提出）における令和3年度～令和5年度実績をもとに作成。 ※減収額については、上記損金算入額に対して各年度の法人税率を乗じることで算出。
	租税透明化法に基づく適用実態調査結果	租税特別措置法第55条 適用件数：2件 適用額：14,932百万円 ※令和5年度の適用状況
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	石油・天然ガスの自主開発比率は、令和元年度の34.7%から、令和5年度には37.2%に上昇している。 鉱物資源（ベースメタル）の自給率は、令和元年度は52.1%であり、令和5年度は34.2%となっている。2010年代後半の資源価格低迷により上流権益獲得が進まず、直近の自給率が低下している。 石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。
	前回要望時の達成目標	我が国企業による探鉱・開発事業のため投資活動の促進を図ることにより自主開発比率を引き上げる。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○石油・天然ガスの自主開発比率の達成度 令和5年度時点で74.4%（＝37.2%／50%） ○鉱物資源（ベースメタル）の自給率の達成度 令和5年度時点で42.8%（＝34.2%／80%） ※資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまで最低でも10年程度を要する。また、資源の輸入量は景気動向や資源価格の変動の影響を受ける場合がある。したがって、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率の推移については、このような事象を考慮する必要がある。 ※いずれにせよ、石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、上昇傾向にある。
これまでの要望経緯		【年度】 【要望等の内容】 昭和39年度 「海外投資損失準備金」創設（3年間） 昭和42年度 延長（2年間） 昭和44年度 延長（2年間） 昭和45年度 「石油開発投資損失準備金」創設（2年間） 昭和46年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組（3年間） 昭和48年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組 昭和49年度 延長（2年間） 昭和51年度 延長（2年間）（開発の積立率：50%→40%） 昭和53年度 延長（2年間） 昭和55年度 延長（2年間） 昭和57年度 延長（2年間） 昭和59年度 延長（2年間） 昭和61年度 延長（2年間）

昭和 63 年度	延長 (2 年間)	
平成 2 年度	延長 (2 年間)	
平成 4 年度	延長 (2 年間)	
平成 6 年度	延長 (2 年間)	
平成 8 年度	延長 (2 年間)	
平成 10 年度	延長 (2 年間)	(開発の積立率 : 40%→30%)
平成 12 年度	延長 (2 年間)	
平成 14 年度	延長 (2 年間)	
平成 16 年度	延長 (2 年間)	
平成 18 年度	延長 (2 年間)	
平成 20 年度	延長 (2 年間)	
平成 22 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 100%→90%)
		(石炭、木材を除外)
平成 24 年度	延長 (2 年間)	
平成 26 年度	延長 (2 年間)	
平成 28 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 90%→70%)
平成 30 年度	延長 (2 年間)	(探鉱の積立率 : 70%→50%)
		(開発の積立率 : 30%→20%)
令和 2 年度	延長 (2 年間)	
令和 4 年度	延長 (2 年間)	
令和 6 年度	延長 (2 年間)	(経済安保法に基づく JOGMEC の 助成金による株式取得・出資を除外)

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力産業・市場室）

項 目 名		特定原子力施設炉心等除去準備金の延長	
税 目		法人税 租税特別措置法第 5 7 条の 4	
要 望 の 内 容	事故が発生した原子力発電施設（以下「事故炉」）の廃炉の安全かつ着実な実施を確保するため、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（以下「事故事業者」）に対して、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」）に積み立てることを義務づける等の措置を講じた「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律」が平成 29 年 5 月に成立（10 月施行）し、あわせて、租税特別措置法において「特定原子力施設炉心等除去準備金」（以下「準備金」）が設けられたところ。		
	廃炉の安全かつ着実な実施を引き続き確保する観点から、準備金の期限を延長する。		
	平年度の減収見込額		-百万円
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	（制度自体の減収額）	（	-百万円）
	（改 正 増 減 収 額）	（	-百万円）
	(1) 政策目的 事故事業者が、廃炉に必要な資金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に積み立てていくことにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。		
(2) 施策の必要性 事故事業者が廃炉の実施責任を果たし、安全かつ着実な廃炉を実施していく上で必要な措置。			

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進
		政策の達成目標	安全かつ着実な廃炉の実施の確保
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年度～10年度
		同上の期間中の達成目標	事故炉の安全かつ着実な廃炉の実施
		政策目標の達成状況	事故炉の廃炉を着実に実施している。 ※現在は「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における第3期に移行。
	有効性	要望の措置の適用見込み	適用件数：1件 適用事業者：1者
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	準備金を延長することにより、事故事業者による確実な事故炉廃炉の実施を確保することができる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	－
		予算上の措置等の要求内容及び金額	－
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	－
		要望の措置の妥当性	長期にわたる事故炉の廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入（支出時に益金に算入）できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	適用件数：1件 適用事業者：1者 損金算入額： 令和4年度 0億円 令和5年度 91億円 令和6年度 112億円 減収額： 令和4年度 0億円 令和5年度 21億円 令和6年度 26億円																			
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<table><tr><th>年度</th><th>適用件数</th><th>適用法人数</th><th>適用金額(百万円)</th></tr><tr><td>令和3年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1</td><td>1</td><td>9,169</td></tr></table>				年度	適用件数	適用法人数	適用金額(百万円)	令和3年度	-	-	-	令和4年度	-	-	-	令和5年度	1	1	9,169
	年度	適用件数	適用法人数	適用金額(百万円)																	
	令和3年度	-	-	-																	
	令和4年度	-	-	-																	
令和5年度	1	1	9,169																		
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として有効。																				
前回要望時の達成目標	適正かつ着実な廃炉の実施の確保																				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	事故炉の廃炉を着実に実施している。 ※現在は「東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」における第3期に移行。																				
これまでの要望経緯	平成29年度 創設 令和2年度 延長(3年間) 令和5年度 延長(3年間)																				

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省産業・保安グループ、資源エネルギー庁資源・燃料部、電力・ガス事業部）

項 目 名	電力システムの脱炭素化の実現及び安定的なエネルギー需給構造の確立に向けた所要の措置		
税 目	—		
要 望 の 内 容	最近の我が国のエネルギーを巡る情勢変化を踏まえ、電力システムの脱炭素化の実現及び安定的なエネルギー需給構造の確立に向けた所要の措置を検討する。 —	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	一百万円 (一百万円) (一百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システム及び安定的なエネルギー需給構造の構築へ向けた取組を推進する。 (2) 施策の必要性 電力システム改革の狙いに対して一定の進捗があったが、供給力の確保や、国際燃料価格の急騰等による電気料金の高騰といった課題に直面している。また、カーボンニュートラルの必要性の高まり、DXやGXの進展による電力需要の増加の可能性などへの対応も求められている。そうした中で、産業競争力強化の観点から、脱炭素電源の確保、燃料費の抑制等による国際的に遜色ない価格での電気の供給の重要性も高まっている。これらを踏まえれば、「国際情勢の変化や需要増大の可能性に対応できる安定的な電力供給の実現」、「電力システムの脱炭素化の推進」、「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電力を供給できる環境の整備」という三つの大きな課題へ対応していくことが、これからの電力システムが目指すべき方向性であり、その実現に向けて所要の措置を講じる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○エネルギー基本計画（令和7年2月閣議決定） 8. エネルギーシステム改革 （2）脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システムの構築へ向けた取組 ①これからの電力システムが目指すべき方向性 電力システム改革の狙いに対して、広域融通の仕組みの構築や小売自由化による価格の抑制、事業機会の創出といった点で、電力システム改革の狙いに対して一定の進捗があったが、供給力の確保や、国際燃料価格の急騰等による電気料金の高騰といった課題に直面している。また、カーボンニュートラルの必要性の高まり、DXやGXの進展による電力需要の増加の可能性などへの対応も求められている。そうした中で、産業競争力強化の観点から、脱炭素電源の確保、燃料費の抑制等による国際的に遜色ない価格での電気の供給の重要性も高まっている。これらを踏まえれば、「国際情勢の変化や需要増大の可能性に対応できる安定的な電力供給の実現」、「電力システムの脱炭素化の推進」、「安定供給や脱炭素化、物価上昇等による価格への影響を抑制しつつ、需要家に安定的な価格水準で電力を供給できる環境の整備」という三つの大きな課題へ対応していくことが、これからの電力システムが目指すべき方向性である。
		政策の達成目標	脱炭素と安定供給を実現する持続的な電力システム及び安定的なエネルギー需給構造の構築へ向けた取組を推進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—

		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯			—

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項 目 名		小規模企業等に係る税制のあり方の検討	
税 目		所得税	
要 望 の 内 容	経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。 なお、令和7年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。」とされている。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	- 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 例えば、法人の場合は、一定の条件を満たす事業主給与の損金算入が認められ、かつ給与所得控除の額が所得金額に応じて逦増する仕組みになっていることに比べ、個人の場合は、青色申告特別控除は所得金額に関わらず定額の控除であり、事業所得を得るために要する個人事業主の「勤労」への評価を反映していないとの指摘がある。 そのため、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。		
	(2) 施策の必要性 上記「政策目的」に同じ。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	シャウブ勧告においては、当時給与所得者に認められていた勤労控除について、「所得の大部分が財産の所有に起因するのではなく、個人の努力によって得られたという点において、農業所得および中小商工所得にも同様に適用されるべきである」とされている。 また、令和7年度税制改正大綱においても、「小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化や、同族会社や給与所得者との課税のバランスを踏まえ、個人事業主の勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討を進める」とされており、妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯		—	

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 中小企業庁 事業環境部 金融課、経営支援部 小規模企業振興課）

項 目 名	東日本大震災に関する特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税の延長		
税 目	印紙税（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 47 条第 1 項、同法施行令第 37 条第 1 項第 3 号・第 4 号・第 5 号、第 2 項第 2 号・第 4 号・第 6 号）		
要 望 の 内 容	【株式会社日本政策金融公庫等に係る措置】 （措置対象） 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等 （措置内容） 株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等を対象に、特別貸付けを行う場合の印紙税を非課税とするものであるが、「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）」を踏まえ、当該適用期限を 5 年間（令和 12 年度まで）延長することを要望する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	— 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫等が「東日本大震災復興特別貸付」等による資金繰り支援を行うこと等で、被災中小企業者等の資金繰りの円滑化及び事業の復興を支援する。		
	(2) 施策の必要性 令和 7 年 6 月 20 日に閣議決定された「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」において、株式会社東日本大震災事業者支援機構や産業復興機構による二重ローン対策については、金融機関等と連携し、支援決定した事業者の再生に全力で取り組むこととされたところ。また、グループ補助金に関連する貸付制度については、引き続き、独立行政法人中小企業基盤整備機構、被災各県等と連携し、返済に関する相談や償還猶予の申請に対して、被災事業者に寄り添いつつ、柔軟な対応を行うよう取り組むこととされている。		
	東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業の復興を支援するには、引き続き、被災地域の事業者の負担軽減を図り、個別の中小企業の復興状況にあわせて、被災地の資金需要に適切に応えていく必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付け等を行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。（指標：貸付実績）
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）
		同上の期間中の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の資金繰りを支援する。
	有効性	政策目標の達成状況	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の資金繰り円滑化に寄与している。
		要望の措置の適用見込み	○令和8年度適用件数見込み 1件／事業年度（中小企業事業） 26件／事業年度（被災中小企業施設・設備支援事業等）
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減が見込まれる。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 令和8年度予算要求（経産省計上分） （東日本大震災復興特別会計） ・株式会社日本政策金融公庫出資金：10,000千円 ② 令和8年度予算要求 ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業（グループ補助金）：606,093千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記①の予算上の措置等に基づいて、株式会社日本政策金融公庫等が、東日本大震災により被害を受けた中小企業者に対して、「東日本大震災復興特別貸付」による資金繰り支援を行っている。 また、上記②の予算上の措置は、被災事業者の施設・設備の復旧にあたり3/4を補助するものであり、被災中小企業施設・設備支援事業は当該補助事業の自己負担分に係る貸付となっている。

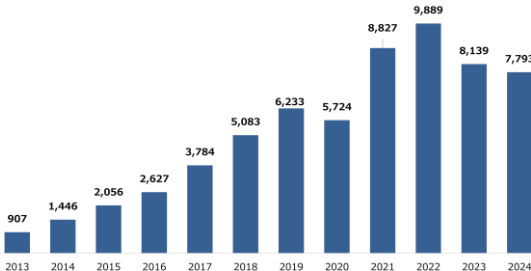
		要望の措置 の 妥 当 性	当該措置は、東日本大震災の被災者等に対する印紙税の負担軽減を図る上で有効な措置である。また、非課税対象も東日本大震災に関する特別貸付け等に限定されていることから、必要最低限の特例措置であり、妥当である。				
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○平成 23 年 3 月 11 日以降の減収額（推計）					
		減収額（推計）（単位：件・百万円）					
			H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
		適用件数	6,513	2,449	1,989	1,402	1,043
		減収額	367	136	110	76	59
			H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
		適用件数	1,153	554	211	85	76
減収額		66	30	11	4	3	
		R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	累計	
適用件数		37	14	13	9	15,548	
減収額	1	1	0	0	864		
（※1）日本政策金融公庫中小企業事業、商工中金及び支援事業に係るものの合計額 （※2）H23 年度実績には、H23 年 3 月 11 日～3 月末までの実績を含む。							
租 特 透 明 化 法 に 基 づ く 適 用 実 態 調 査 結 果	—						
租税特別措置の適用による効果 （手段としての有効性）	非課税措置の適用により、東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等の租税負担の軽減に寄与した。						
前回要望時の達成目標	株式会社日本政策金融公庫等が東日本大震災により直接・間接の被害を受けた中小企業者等に対して、必要かつ十分な特別貸付け等を行うことにより、当該中小企業者等の資金繰りを支援する。 （指標：貸付実績）						
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—						
これまでの要望経緯	本措置は、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図る目的で平成 23 年 4 月に成立した「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が施行される際に、令和 3 年 3 月末を期限として措置された。 令和 3 年度税制改正においては、令和 3 年 3 月末となっていた期限を令和 8 年 3 月末まで延長すること要望し、要望どおり延長された。						

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省 イノベーション・環境局 イノベーション創出新事業推進課）

項 目 名	外国組合員に対する課税の特例の見直し		
税 目	所得税 租税特別措置法第 41 条の 21 租税特別措置法施行令第 26 条の 30、第 26 条の 31 租税特別措置法施行規則第 19 条の 12、第 19 条の 13 所得税基本通達 164-4 法人税 租税特別措置法第 67 条の 16 租税特別措置法施行令第 39 条の 33、第 39 条の 33 の 2 租税特別措置法施行規則第 22 条の 19 の 2、第 22 条の 19 の 3		
要 望 の 内 容	海外投資家が、日本に無限責任組合員 (GP) がいるファンドに有限責任組合員 (LP) として出資する際、一定の要件を満たす場合は、ファンドを通じて得た国内源泉所得に対して非課税とする措置について、その要件及び手続きの見直しを行う。		
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改 正 増 減 収 額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する。 (2) 施策の必要性 我が国のスタートアップのスケール化は諸外国と比べて低い水準にあるところ、我が国からグローバルに活躍するスタートアップを生み出すためには、グローバル・エコシステムとの連結を促進し、投資金額が大きくグローバルなネットワークを有する海外投資家の日本への呼び込む環境及び体制を強化することが重要である。 他方で、海外投資家による国内ファンドへのLP出資に係る所得に対する課税について、米国・英国・シンガポールでは、通常、非課税とされており、日本の課税制度との間に差異がある。 本措置の適用要件や手続きとしては以下のようなものが挙げられる。 ・投資組合の有限責任組合員であること ・投資組合の組合財産に対する持分割合が25%未満であること ・投資組合の業務執行行為を行わないこと ・投資組合の無限責任組合員と特殊の関係にないこと ・この投資組合契約に基づいて恒久的施設を通じて事業を行っていないとした場合には、恒久的施設帰属所得を有しないこととなること ・LPである海外投資家自身が特例申告手続きを行うこと ・本措置と事業譲渡類似株式の譲渡益課税の特例の適用を受ける場合には、それぞれの申告手続きを行うこと これらの要件や手続きにつき、海外投資家による投資の障害にならないように、諸外国の制度とのイコールフットィングを確保することが重要であり、本措置について、実態に沿わない要件や手続きを見直すことが有効であると考えられる。		
今 回 の 要 望 （ 租 税 特 別 措 置 ） に 関 連 す る	合 理 性	政 策 体 系 に お け る 政 策 目 的 的 位 置 付 け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和7年6月閣議決定） 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 （5）スタートアップへの支援 外国組合員特例税制（PE課税特例）についての政策ニーズや課題を踏まえた措置の検討 ○新しい資本主義の グランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版 IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化 2. 資金供給の強化と出口戦略の多様化 スタートアップへの成長資金供給を加速させる観点から、国内VCへの投資の障壁となっているとの指摘がある外国組合員特例税制（PE（恒久的施設）課税特例）等について、諸外国の運用の実態を踏まえつつ、税制の在り方について必要な措置を検討する。 我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資を増加させ、その効果も含め、「スタートアップ育成5か年計画」（令和4年11月28日新しい資本主義実現会議決定）において掲げている、「スタートアップへの投資額について「5年後の2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）」とする目標を達成すること。

	租税特別措置の適用又は延長期間	—							
	同上の期間中の達成目標	—							
	政策目標の達成状況	(単位:億円) <table><tr><td></td><td>令和4年</td><td>令和5年</td><td>令和6年</td></tr><tr><td>スタートアップの資金調達額</td><td>9,889</td><td>8,139</td><td>7,793</td></tr></table>  (出所) Japan Startup Finance 2024		令和4年	令和5年	令和6年	スタートアップの資金調達額	9,889	8,139
	令和4年	令和5年	令和6年						
スタートアップの資金調達額	9,889	8,139	7,793						
有効性	要望の措置の適用見込み	—							
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要件や手続きを見直すことを通じ、我が国におけるスタートアップ等に係る組合経由の投資を増加させる。本措置の改正による効果を含め、スタートアップ等への投資が増加することで、我が国におけるスタートアップの創出・育成等が促進される。							
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—							
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—							
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—							
	要望の措置の妥当性	海外とのイコールフットィングを図り、スタートアップの創出・育成等に向けて、我が国スタートアップ等への海外からの組合経由の投資を促進する観点から、本措置の要件や手続きを見直すことは妥当である。							

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	各年度の適用件数及び適用額のとりまとめデータは無く把握は困難。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	金融事業者及び高度金融人材を呼び込むことで、国際金融センターとしての地位を確立する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	国際金融センターの地位確立に向けては、道半ばであり、引き続き所要の措置が必要。
これまでの要望経緯		平成 21 年度 創設。 平成 22 年度 本特例の適用要件における「業務の執行」から、金融商品取引法に規定する自己取引等に対して投資組合の有限責任組合員が同意することを含まない、とされた。 令和 3 年度 ファンド・オブ・ファンズの場合の持分割合要件の判定上、一定の要件を満たす場合に、ファンド・オブ・ファンズ単位で判定されるのではなく、組合員単位で判定されることとされた。

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省 イノベーション・環境局 研究開発課）

項目名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長
税目	所得税（租税特別措置法第 10 条、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、租税特別措置法施行規則第 20 条）
要望の内容	我が国の成長力・国際競争力を高めるには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化が必要。特に、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化の時代」が到来しており、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資の拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコールフッティングな投資環境の整備等に向けた見直しを行う。 ○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型を創設 ○オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究を追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合の控除率及び控除上限の上乗措置の適用期限を延長（3 年間延長（令和 10 年度末まで）） ○中小企業等における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ 等

		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		(精査中) 百万円 (▲947,900) 百万円 (23,000) 百万円
新設・拡充又は延長を必要とする理由		(1) 政策目的 我が国の研究開発投資総額（令和5年度：22.0兆円）の大層を占める民間企業の研究開発投資（同：18.0兆円）を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 我が国の民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約8割を担っており、イノベーション創出にあたって中核的な機能を果たしている。我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進していく必要がある。 一般的に、研究開発投資は、企業にとっては「今すぐには稼げない」投資であり、その経済効果も後から生まれるものであることから、短期的に見た場合には優先順位が低くなる。 また、研究開発投資は、一企業による投資が経済社会全体に波及し好影響を与える（スピルオーバー効果）いわゆる外部経済性を有するため、社会的に望ましい水準を下回り過小投資となりやすい性質も持つ。そのため、我が国の成長力・国際競争力の源泉となる研究開発活動を適正水準へと促し、さらに加速させるために政府による支援が必要である。 革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 加えて、近年、科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」の時代が到来し、各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフットイングな投資環境の整備等に必要な税制措置を講じることが必要である。		
今回の要望（租税	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○科学技術・イノベーション基本計画〔令和3年3月26日閣議決定〕 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】（主要指標） ・ 2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模：約30兆円	

			・ 2021 年度より 2025 年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額：約 120 兆円（政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○経済財政運営と改革の基本方針 2025 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （中堅・中小企業による賃上げの後押し） 中堅企業の研究開発や大規模設備投資を支援するとともに、ファンド等からの出資を通じ、資金調達環境を整備する。～略～100 億円超えの売上げを目指すことを宣言する企業の設備投資支援等を行うとともに、中小・小規模事業者の新事業進出・事業構造転換、研究開発及び新製品・サービス開発を支援する。 3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 ～略～ （4）先端科学技術の推進 我が国の国力に直結する科学技術・イノベーション力を強化し、国際競争を勝ち抜くため、官民が連携して大胆な投資を行い、多様で豊富な「知」を生み出すエコシステムを活性化。このため、社会課題解決の原動力となるAI、量子、フュージョンエネルギー、マテリアル、バイオ、半導体、次世代情報通信基盤（Beyond 5G）、健康・医療等について、分野をまたいだ技術融合による研究開発・社会実装を一気通貫で推進する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版 [令和 7 年 6 月 13 日閣議決定] Ⅲ. 投資立国の実現 2030 年度 135 兆円、2040 年度 200 兆円という新たな国内投資目標を官民で必ず実現する。 1. 中堅企業の創出・成長加速 ②中堅企業の研究開発・輸出の促進 ～略～ 同時に、中堅・中小企業による大学等との連携も含めた研究開発を大胆に促すための仕組みを検討する。 V. 科学技術・イノベーション力の強化 1. 産業競争力を高めることを軸とした戦略的に重要な技術領域への一気通貫での支援 研究開発を通じた日本企業の産業競争力の向上の観点から、各国が戦略的に重要な技術領域を見極めて、予算や税制等のインセンティブ制度を通じ、人材育成・研究開発・成長する大学などの拠点形成・設備投資・スタートアップ育成・ルール形成等の政策を一気通貫で講じる中、我が国において戦略的な重要技術領域でのイノベーションを誘発していくための取組を強化していく。 このためにも、重要技術領域での企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進等に加え、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するため、これまで実施してきた施策の振り返りも踏まえつつ、研究開発税制等の税制によるメリハリあるインセンティブを検討する。
--	--	--	--

			○産業構造審議会経済産業政策新機軸部会 第4次中間整理 ～成長投資が導く2040年の産業構造～〔令和7年6月3日〕 IV. 長期目標に向けた施策の進捗と今後検討が必要となる政策 (10)イノベーション・スタートアップ ③今後必要な施策 【国として重要な技術領域への一気通貫での集中支援】 (研究開発投資インセンティブの重点化・強化) ・研究開発税制について、戦略的に重要な技術への企業の研究開発投資の拡大や、企業と大学等の研究開発の重要拠点との連携強化、企業の博士人材等の活用促進、製造業のみならず非製造業における研究開発の促進、中堅企業の成長につながる研究開発投資の拡大に関するインセンティブの強化を検討する。 ・研究開発税制等について、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブの強化を検討する。 ○産業構造審議会イノベーション・環境分科会イノベーション小委員会中間とりまとめ～「科学とビジネスの近接化」時代のイノベーション政策～〔令和7年4月17日〕 3. 政策の方向性と具体的施策 (1) 戦略技術領域の特定と一気通貫支援 ① 研究開発投資インセンティブの重点化・強化 有望な先端的な科学領域への巨額の投資競争が進む現状を踏まえ、戦略的に重要な技術について、国が一步前に出て、企業によるリスク投資の呼び水としてのインセンティブ措置の強化を検討する。あわせて、国内外の企業による我が国での研究開発・イノベーション投資の加速に向け、国際情勢も踏まえつつ、研究開発拠点としての立地競争力を強化すべく、中長期目線での投資環境の整備、大学やスタートアップとの連携強化、産業界から資金を得た大学等の研究力強化、知財や博士を含む人材の有効活用促進等、川上から川下までの一貫した戦略的措置の充実化とともに、研究開発のポテンシャルを有する中堅企業へのインセンティブ措置の強化を検討する。 <具体的施策> ・量子、AI、バイオ等の戦略的に重要な技術について、企業が研究開発投資を拡大するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・戦略技術領域に関する重要拠点の特定と企業が中長期目線で連携を深めていくためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・企業における博士を含む人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等） ・中堅企業の成長につながる研究開発投資のインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ・国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保するためのインセンティブ施策の強化（予算、研究開発税制等） ③ 人材高度化・多様化とグローバル・タレントの獲得 イノベーションを進めるためには、多様な高度人材を育成・確保すると同時に、こうした人材が産学官を超えて共働することを促進する必要がある。そこで、トップクラスのエンジニア等も含めたイノベーションを支える高度人材を確保するため、産学官連携による人材育成の強化、企業における博士人材の活用促進、高度外国人材の呼び込みを進めるとともに、多様な経験によるイノベーションの加速に向けた産学間や大企業とスタートアップ間の人材交流を加速する。 <具体的施策> ～略～
--	--	--	---

			・企業における博士人材の活用促進のインセンティブの強化（予算、研究開発税制等）、博士人材の活用促進に向けたガイドブックの普及
		政 策 の 達成目標	○2021 年度～2025 年度までの目標 官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。 （政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案） ○2026 年度以降の目標 2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本特例措置の目標についても同計画を踏まえて設定。 《成果指標》 国内研究開発投資の総額 《目標値》 官民合わせた研究開発投資の総額を 2026 年度より 2030 年度までに約 120 兆円（5 年間）にする。（2026 年度（令和 8 年度）以降の研究開発投資額の目標については、内閣府科学技術・イノベーション推進事務局において、令和 7 年度中を目途に第 7 期科学技術・イノベーション基本計画に向けた検討が進められており、本措置についても同計画を踏まえ設定する。）
		租税特別措置の適用又は延長期間	○既存の一般型等とは別に、日本の戦略技術領域を対象とした戦略技術領域型の創設 ○ オープンイノベーション型の中に、特定大学等戦略研究拠点との共同・委託研究の追加 ○大学等との共同・委託研究時の対象費用の明確化、手続き合理化 ○税額控除の繰越制度の導入 ○高度研究人材の活用に関する試験研究費の拡充 ○中堅企業に対するインセンティブの強化 ○試験研究費の範囲の明確化 ○中小企業凍雨における控除率の見直し ○中小企業者等の手続きの明確化（試験研究費の算出に必要な証憑類の周知） ○オープンイノベーション型における中小企業者向けの控除率の上乗せ （以上、適用期限の定めなし） ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○増減試験研究費割合に応じた税額控除額の上限の変動特例の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の 10%を超える場合の上乗措置の延長 ○中小企業者等について、試験研究費が 12%超増加した場合に控除率及び控除上限の上乗措置の延長 （以上、令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間））

	同上の期間中の達成目標	第7期「科学技術・イノベーション基本計画」改定作業において精査中																											
	政策目標の達成状況	○官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にするとの達成目標に対して、2021年度～2023年度の研究開発投資総額の合計は約62.5兆円となっている。 研究費の推移（兆円） <table><tr><td></td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td><td>2024年度※</td><td>2025年度※</td><td>合計</td><td>目標値 (2021～2025年度)</td></tr><tr><td>総額</td><td>19.7</td><td>20.7</td><td>22.0</td><td>－ (23.4)</td><td>－ (24.9)</td><td>62.5 (110.7)</td><td>120</td></tr></table> ※2024年度は科学技術研究調査による統計データが公表されておらず、2025年度は事業年度中であり実績の把握ができないため、2023年度の研究費の対前年度伸び率を前提とした予測値を記載。 企業の自己負担研究費（兆円） <table><tr><td></td><td>2021年度</td><td>2022年度</td><td>2023年度</td><td>2024年度</td><td>2025年度</td></tr><tr><td>企業</td><td>15.7</td><td>17.0</td><td>18.0</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> [出典：2024年（令和6年）科学技術研究調査（総務省）]		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)	総額	19.7	20.7	22.0	－ (23.4)	－ (24.9)	62.5 (110.7)	120		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	企業	15.7	17.0	18.0	－
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度※	2025年度※	合計	目標値 (2021～2025年度)																						
総額	19.7	20.7	22.0	－ (23.4)	－ (24.9)	62.5 (110.7)	120																						
	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度																								
企業	15.7	17.0	18.0	－	－																								
有効性	要望の措置の適用見込み	○令和8年度適用件数見込み ・一般型 9,650件／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,016件／事業年度 ・オープンイノベーション型 2,941件／事業年度																											
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	研究論文（Kasahara et al. (2014)）によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0～3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー（池内(2022)）によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。 以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。																											
相当	当該要望項目以外の税制上の措置	なし																											

		予算上の措置等の要求内容及び金額	政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く、中立的に促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 なお、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。 民間研究開発投資に対する政府支援の割合 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>研究開発税制等</th><th>補助金等</th><th>合 計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td><td>5.89%</td><td>1.85%</td><td>7.74%</td></tr> <tr> <td>米国</td><td>5.20%</td><td>3.90%</td><td>9.10%</td></tr> <tr> <td>英国</td><td>15.05%</td><td>5.13%</td><td>20.18%</td></tr> <tr> <td>独国</td><td>0.19%</td><td>3.52%</td><td>3.71%</td></tr> <tr> <td>仏国</td><td>19.48%</td><td>9.39%</td><td>28.87%</td></tr> <tr> <td>韓国</td><td>5.65%</td><td>4.91%</td><td>10.56%</td></tr> <tr> <td>中国</td><td>12.54%</td><td>2.40%</td><td>14.94%</td></tr> <tr> <td>OECD 平均</td><td>6.5%</td><td>4.81%</td><td>11.31%</td></tr> </tbody> </table> (出典：OECD Government direct funding and tax support for business R&D, 2023 As a percentage of BERD) ※独国は従来税制支援制度が無かったが、研究開発に係る税制上の優遇措置に関する法律 Research Allowance Act (RAA) を 2019 年可決、2020 年 1 月から施行。		研究開発税制等	補助金等	合 計	日本	5.89%	1.85%	7.74%	米国	5.20%	3.90%	9.10%	英国	15.05%	5.13%	20.18%	独国	0.19%	3.52%	3.71%	仏国	19.48%	9.39%	28.87%	韓国	5.65%	4.91%	10.56%	中国	12.54%	2.40%	14.94%	OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%	
	研究開発税制等	補助金等	合 計																																				
日本	5.89%	1.85%	7.74%																																				
米国	5.20%	3.90%	9.10%																																				
英国	15.05%	5.13%	20.18%																																				
独国	0.19%	3.52%	3.71%																																				
仏国	19.48%	9.39%	28.87%																																				
韓国	5.65%	4.91%	10.56%																																				
中国	12.54%	2.40%	14.94%																																				
OECD 平均	6.5%	4.81%	11.31%																																				
	要望の措置の妥当性	・革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。 ・研究開発税制については、平成 29 年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和 3 年度税制改正、令和 5 年度改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。 ・しかしながら、2021 年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする」ことが目標として示されており、官民合わせた研究開発投資（名目）は増加傾向にあるが、目標（第 6 期基本計画中に約 120 円）とは乖離がある状況（第 1 回 総合科学技術・イノベーション会議基本計画専門調査会（令和 6 年 12 月 24 日））。このため、引き続き、企業の研究開発投資を増加させていくことが必要な状況であり、所要の重点化等を図った上で図った上で延長をすることが妥当。 ・科学に対する官民の投下資本が巨大化し、科学からビジネスに至るまでのスピードが加速する「科学とビジネスの近接化」																																					

			の時代が到来。各国は、戦略的な科学技術領域を選定し、政策リソースを重点投下している。また、各国においてイノベーション拠点の獲得に向けた、政策的な競争が激化している。このため、現行の一般型を土台として民間の創意工夫を分野を問わず支えた上で、戦略技術領域に対する研究開発投資を拡大、大学等における戦略研究拠点との産学連携の促進、中長期的な研究開発投資を促し国際的にイコルフットイングな投資環境の整備等が必要。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	① 減収額実績（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型> 令和 3 年度 6,120 億円（159 億円） 令和 4 年度 7,255 億円（422 億円） 令和 5 年度 8,994 億円（542 億円） <中小企業技術基盤強化税制> 令和 3 年度 256 億円（254 億円） 令和 4 年度 241 億円（237 億円） 令和 5 年度 258 億円（250 億円） <オープンイノベーション型> 令和 3 年度 151 億円（ 6 億円） 令和 4 年度 141 億円（12 億円） 令和 5 年度 226 億円（14 億円） ② 適用件数（うち、資本金 1 億円以下の法人分） <一般型> 令和 3 年度 3,556 件（1,005 件） 令和 4 年度 8,014 件（4,091 件） 令和 5 年度 9,047 件（4,910 件） <中小企業技術基盤強化税制> 令和 3 年度 5,558 件（5,542 件） 令和 4 年度 5,636 件（5,624 件） 令和 5 年度 5,638 件（5,624 件） <オープンイノベーション型> 令和 3 年度 593 件（ 287 件） 令和 4 年度 2,752 件（1,728 件） 令和 5 年度 3,120 件（1,974 件） （出典：財務省「租税特別措置の適用実態調査」）	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項 42 条の 4 ② 令和 5 年度適用件数（うち、資本金 1 億円以下の企業分） （1）一般型 : 9,047 件（4,910 件） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 5,638 件（5,624 件） （3）オープンイノベーション型 : 3,120 件（1,974 件） ③ 令和 5 年度適用額（うち、資本金 1 億円以下の企業分） （1）一般型 : 8,994 億円（542 億円） （2）中小企業技術基盤強化税制 : 258 億円（250 億円） （3）オープンイノベーション型 : 226 億円（14 億円）	

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	○企業の自己負担研究費の推移（うち、資本金 1 億円未満の企業分） 平成 26 年度 147,388 億円（4,887 億円） 平成 27 年度 147,727 億円（4,061 億円） 平成 28 年度 143,075 億円（4,419 億円） 平成 29 年度 149,863 億円（3,849 億円） 平成 30 年度 154,369 億円（3,585 億円） 令和 元年度 154,473 億円（4,010 億円） 令和 2 年度 152,236 億円（4,358 億円） 令和 3 年度 156,567 億円（4,815 億円） 令和 4 年度 169,982 億円（7,570 億円） 令和 5 年度 180,151 億円（5,466 億円） （出典：総務省「科学技術研究調査」）
	前回要望時の達成目標	官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円にする。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	目標期間中であるが、官民合わせた研究開発投資の総額を 2021 年度より 2025 年度までに約 120 兆円（5 年間）にするとの達成目標に対して、2021 年度～2023 年度の研究開発投資総額の合計は約 62.5 兆円（3 年間）。
これまでの要望経緯		昭和 42 年度 創設 増加した試験研究費の 25%税額控除 昭和 43 年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分………25%税額控除 昭和 49 年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分………25%税額控除 昭和 51 年度 縮減 増加した試験研究費の 20%税額控除 昭和 60 年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和 63 年度 拡充 特定株式の取得価額の 20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 （共同試験研究促進税制の創設） 平成 6 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （国際共同試験研究促進税制の創設） 平成 7 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を追加） 平成 9 年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 （大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加） 平成 11 年度 拡充 比較試験研究費の額を過去 5 年間の各期の試験研究費の額の多い方から 3 期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の 15%相当額を税額控除する制度へ改組。

		特別税額控除限度額を当期の法人税額の 12% 相当額（特別試験研究の額がある場合には、その支出額の 15% 相当額を加算することとし、当期の法人税額の 14% 相当額）に変更。
	縮減	基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。
平成 13 年度	拡充	特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を追加。
	縮減	伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。
平成 15 年度	拡充	試験研究費総額の一定割合の税額控除制度（総額型）の創設。
平成 18 年度	拡充	試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。
	縮減	税額控除率の 2% 上乘せ措置の廃止。
平成 20 年度	拡充	試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設。
		売上高の 10% を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設。
平成 21 年度	拡充	産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。
	拡充	（経済対策）総額型等について①控除上限の引上げ（20%→30%）、②税額控除限度超過額の平成 23、24 年度への繰越控除を措置（22 年度末まで）。
平成 22 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（23 年度末まで）。
平成 23 年度	縮減	総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置について、適用期限延長せず。
	延長	（平成 23 年 6 月再つなぎ法） 総額型の控除上限を 20% から 30% に引き上げる措置を延長（23 年度末まで）。
平成 24 年度	延長	増加型・高水準型の適用期限を 2 年間延長（25 年度末まで）。
平成 25 年度	拡充	総額型の控除上限の引上げ（20%→30%）（26 年度末まで）
平成 26 年度	拡充	増加型・高水準型の適用期限を 3 年間延長（28 年度末まで） 増加型を、試験研究費の増加割合に応じて控除率が高くなる仕組み（最大 30% まで）に改組。
平成 27 年度	拡充	総額型と特別試験研究費税額控除制度（OI 型）をあわせ、控除上限を 30%（総額型 25%、OI 型 5%）にするとともに、両制度を適用期限の定めのない措置に改組。

		0I 型について、①控除率の引上げ（12%→20%/30%）、②対象費用の拡大（中小企業者等からの知財権の使用料の追加）。
	縮減	繰越控除制度の廃止。
平成 29 年度	拡充	増加型を廃止した上で、試験研究費の増減率に応じて総額型の控除率の変動する仕組みを導入（控除率の一部は 30 年度末まで）。 売上高試験研究費割合が 10%超の場合、その割合に応じて控除上限を上乗せできる仕組みを導入（30 年度末まで）。 中小企業者等について、試験研究費が 5%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組みを導入（30 年度末まで）。 試験研究費の定義を見直し、サービスの開発を支援対象に追加。
	延長	0I 型の要件を緩和。
	延長	高水準型の適用期限を 2 年間延長（30 年度末まで）。
令和 元年度	拡充	特別試験研究費税額控除制度の控除上限引上げ（5%→10%）、支援対象の拡大及び一部控除率の引上げ 総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。 高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設（令和 2 年度末まで）。 ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 2 年度末まで）
令和 3 年度	拡充	一般型（総額型から改名）の控除上限を 25%から 30%に引き上げ（2 年間） ※2020 年 2 月 1 日より前に終了する事業年度と比較し一定の要件を満たした場合。 一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。 自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。 特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。
	縮減	特別試験研究費について、50 万円超の共同研究に限定。
	延長	控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長（令和 4 年度末まで）
令和 5 年度	拡充	一般型試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する仕組みを導入するとともに、控除率の傾きを見直し増加インセンティブを強化。

	ビッグデータやA I等を活用したサービス開発において、データの収集だけでなく、既存データを利活用する場合も対象に追加。特別試験研究費におけるスタートアップの定義を見直すとともに、高度研究人材の活用を促す措置を追加。 延長 控除率及び控除上限の上乗せ措置を3年間延長（令和7年度末まで） 令和6年度 縮減 試験研究費の額の範囲から、居住者が国外事業所等を通じて行う事業に係る費用の額を除外。一般型について、増減試験研究費割合が0に満たない場合の税額控除割合を適用年分の区分に応じて見直すとともに、税額控除割合の下限を1%から0%に引き下げ。
--	--

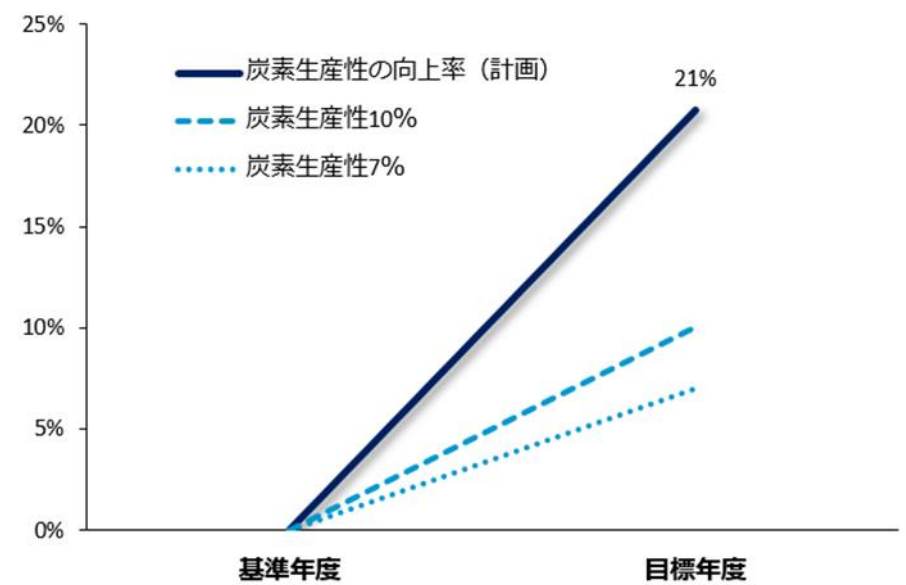
令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（経済産業省 GX グループ環境政策課 GX 推進企画室）

項 目 名		カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等		
税 目		所得税 租税特別措置法第十条の五の五 租税特別措置法施行令第五条の六の五 租税特別措置法施行規則五条の十二の二 法人税 租税特別措置法第四十二条の十二の六 租税特別措置法施行令第二十七条の十二の六 租税特別措置法施行規則第二十条の十の二		
要 望 の 内 容		・適用期限を 2 年間延長する。（令和 9 年度末まで） ・2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （▲10,300 百万円の内数） （ 百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必		(1) 政策目的 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換する GX の実現を通して、温室効果ガスを 2030 年 46%減（2013 年度比）、2050 年カーボンニュートラルの達成と産業競争力の強化の両立に向けて、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入を促進することで、脱炭素と産業競争力の強化を両立する効果の高い投資を後押しするとともに、脱炭素分野で新たな需要・市場を創出し、産業競争力を強化する。 (2) 施策の必要性 足下、我が国の温室効果ガスの排出・吸収量は、2013 年度比 27.1%減少しており、2030 年 46%減、2050 年カーボンニュートラルの達成に向けて減少傾向を継続しているものの、製造業などの生産活動の低下が要因の一つとなっており、経済成長と脱炭素の同時実現を目指すためには、企業の省エネ・脱炭素化の取組を促進し、これまで以上に排出原単位を改善させる必要がある。		
今 回 の 要 望	合 理 性	政 策 体 系 における 政策目的の 位置 付け	6. 資源エネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進 ○ 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日） 2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資につい	

			ても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。 具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。																																		
	政策の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。																																			
	租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間延長（令和 9 年度末まで）																																			
	同上の期間中の達成目標	2030 年度 46%削減目標等を達成すること。																																			
	政策目標の達成状況	<table border="1"><caption>温室効果ガス排出・吸収量実績と目標</caption><thead><tr><th>年次</th><th>排出量 (億トンCO₂換算)</th><th>吸収量 (億トンCO₂換算)</th><th>排出・吸収量 (億トンCO₂換算)</th><th>2013年度比 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2013</td><td>14.0</td><td>0.0</td><td>14.0</td><td>100%</td></tr><tr><td>2023</td><td>10.2</td><td>0.0</td><td>10.2</td><td>72.9%</td></tr><tr><td>2030</td><td>7.8</td><td>0.0</td><td>7.8</td><td>55.7%</td></tr><tr><td>2035</td><td>6.0</td><td>0.0</td><td>6.0</td><td>42.9%</td></tr><tr><td>2040</td><td>4.2</td><td>0.0</td><td>4.2</td><td>30.0%</td></tr><tr><td>2050</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0.0</td><td>0%</td></tr></tbody></table> 2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。 （出典）環境省報道発表資料「2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）」より抜粋		年次	排出量 (億トンCO ₂ 換算)	吸収量 (億トンCO ₂ 換算)	排出・吸収量 (億トンCO ₂ 換算)	2013年度比 (%)	2013	14.0	0.0	14.0	100%	2023	10.2	0.0	10.2	72.9%	2030	7.8	0.0	7.8	55.7%	2035	6.0	0.0	6.0	42.9%	2040	4.2	0.0	4.2	30.0%	2050	0.0	0.0	0.0
年次	排出量 (億トンCO ₂ 換算)	吸収量 (億トンCO ₂ 換算)	排出・吸収量 (億トンCO ₂ 換算)	2013年度比 (%)																																	
2013	14.0	0.0	14.0	100%																																	
2023	10.2	0.0	10.2	72.9%																																	
2030	7.8	0.0	7.8	55.7%																																	
2035	6.0	0.0	6.0	42.9%																																	
2040	4.2	0.0	4.2	30.0%																																	
2050	0.0	0.0	0.0	0%																																	
有効性	要望の措置の適用見込み	精査中																																			
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進される。今回、本措置の適用期限を令和 9 年度末まで 2 年間延長し、要件の見直しを図ることで、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しする。																																			

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	【適用件数】 令和3年度：6件 令和4年度：53件 令和5年度：86件 令和6年度：5件 【減収額】 令和3年度：1億円 令和4年度：45億円 令和5年度：102億円 令和6年度：0.3億円 ※令和6年度は、事業適応計画の実施状況報告書より推計。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 根拠条文：租税特別措置法第四十二条の十二の六 ② 適用件数：（特別償却）2件 （税額控除）84件 ③ 適用総額：（特別償却）0.4億円 （税額控除）102億円
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	

		炭素生産性向上率（計画ベース）  21% 炭素生産性の向上率（計画） 炭素生産性10% 炭素生産性7% 基準年度 目標年度 事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均 21%向上させる見込み。（2024 年 3 月末までに事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出）
	前回要望時の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。
	前回要望時から達成度及び目標に達していない場合の理由	2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。
これまでの要望経緯	令和 3 年度 創設 令和 6 年度 延長、拡充（炭素生産性等の要件や対象資産の見直し、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化）	

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省）

項 目 名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長等		
税 目	所得税 （租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5） 法人税 （租税特別措置法第 67 条の 5、租税特別措置法施行令第 39 条の 28）		
要 望 の 内 容	【要望事項】 適用期限を 2 年延長する。（令和 10 年 3 月 31 日まで） 昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえて、所要の見直しを行う。 【制度概要】 中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	精査中 （▲40,900 百万円） （ - 百万円）

(1) 政策目的

中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、加えて、昨今の物価高、インボイス制度や電子帳簿保存法への対応に迫られていることから、中小企業の事務負担の軽減を図ることが必要。また、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることも図る。

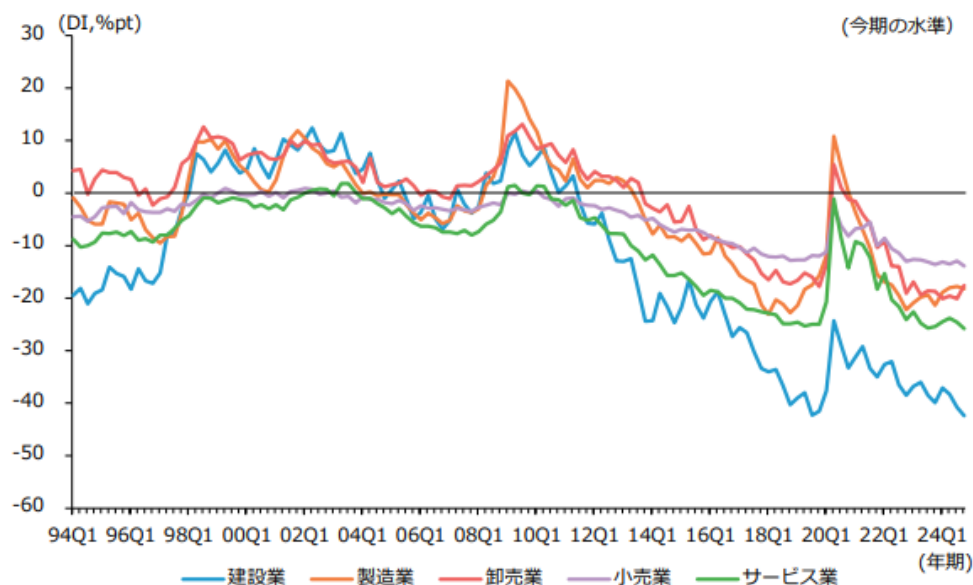
(2) 施策の必要性

中小企業は人員確保が困難な中でバックオフィスに十分な人員を割けないことが多く、また、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することは困難であることから、本税制措置により減価償却資産の管理等に係る経理事務の負担軽減を図ることは不可欠である。

中小企業庁が実施した委託調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、60.6%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備の取得も一定程度あり、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。

そのため、本税制措置により、減価償却資産の管理や納税等に係る事務負担の軽減、事務処理能力の向上に資する少額資産の取得を促進することによる事業効率の向上を図ることが必要不可欠である。

<参考> 中小企業の従業員数過不足 DI の推移



資料：中小企業庁・（独）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」

（注）従業員数過不足DIは、従業員数の今期の水準について、「過剰」と答えた企業の割合（%）から、「不足」と答えた企業の割合（%）を引いたもの。

（出典）中小企業景況調査

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	本税制措置が中小企業の事務負担に配慮して創設された経緯を踏まえ、中小企業全体の事務処理能力・事業効率の向上に係る指標として、間接部門にかかる費用の増減を計測する観点から売上高に対する販売費及び一般管理費の比率をメルクマールとする。また、中小企業における当該比率が 30%程度、それ以外の企業における当該比率が 16%程度であることを踏まえ、中小企業における当該比率が 20%以下の水準に到達することを目指す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで（2 年間）
		同上の期間中の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準に到達することを目指す。
	有効性	政策目標の達成状況	売上高に対する販売費及び一般管理費（資本金 1 億円未満の企業）の比率 平成 29 年度 26.5% 平成 30 年度 27.8% 令和元年度 28.5% 令和 2 年度 29.7% 令和 3 年度 29.7% 令和 4 年度 29.8% 令和 5 年度 29.5% （参考）資本金 1 億円以上の企業における当該比率の状況 平成 29 年度 16.0% 平成 30 年度 15.1% 令和元年度 16.0% 令和 2 年度 16.9% 令和 3 年度 16.5% 令和 4 年度 15.5% 令和 5 年度 16.0% （出典）財務省「法人企業統計調査（年次別）」より試算
		要望の措置の適用見込み	（適用期間内における適用件数見込み） 令和 7 年度 法人：706,749 社、個人：31,726 者 令和 8 年度 法人：732,898 社、個人：32,899 者 令和 9 年度 法人：760,016 社、個人：34,117 者 ※なお、昨今の経済状況等やインボイス制度の対応状況を踏まえた所要の見直しに関して、増減させる要素が明確でないことから、見込みの推計値には加味していない。

		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。																				
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	—																					
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																					
	要望の措置の妥当性	中小企業は従業員数が少ないことが多く、一定のスキルが必要な経理人材を十分に確保することが困難であることを踏まえれば、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算を認めることにより、減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減、パソコン等の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上等の効果が得られることから、措置として妥当である。																					
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○主な少額減価償却資産の特例の利用業種（令和 5 年度） <table><thead><tr><th>業種</th><th>割合</th></tr></thead><tbody><tr><td>サービス業</td><td>31.4%</td></tr><tr><td>建設業</td><td>18.9%</td></tr><tr><td>製造業</td><td>12.0%</td></tr><tr><td>不動産業</td><td>9.3%</td></tr><tr><td>小売業</td><td>8.2%</td></tr><tr><td>卸売業</td><td>7.5%</td></tr><tr><td>料理飲食旅館業</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>運輸通信公益事業</td><td>3.2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>5.3%</td></tr></tbody></table> （出典）財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和 7 年 2 月国会提出）」		業種	割合	サービス業	31.4%	建設業	18.9%	製造業	12.0%	不動産業	9.3%	小売業	8.2%	卸売業	7.5%	料理飲食旅館業	4.2%	運輸通信公益事業	3.2%	その他	5.3%
	業種	割合																					
サービス業	31.4%																						
建設業	18.9%																						
製造業	12.0%																						
不動産業	9.3%																						
小売業	8.2%																						
卸売業	7.5%																						
料理飲食旅館業	4.2%																						
運輸通信公益事業	3.2%																						
その他	5.3%																						
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	① 租税特別措置法の条項：第 67 条の 5 ② 適用件数：657,884 件（令和 5 年度） ③ 適用額：3,728 億円（令和 5 年度）																						

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本税制措置は、取得価額 30 万円未満の少額減価償却資産の全額損金算入を認めることによる減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や事務処理能力・事業効率の向上を図ることを目的としているところ、本税制措置創設以降、中小企業庁が実施した委託調査によると、税務申告書類の作成等について、平均約 3 時間の事務負担の軽減につながっている。
	前回要望時の達成目標	売上高に対する販売費及び一般管理費の比率 20%以下の水準に到達することを目指す。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本税制措置による事務負担の軽減により、中小企業における間接部門にかかる費用は一定程度軽減に寄与していると考えられる。しかし、人手不足等に直面している中小企業において、人件費の増加等により、売上高に対する販売費及び一般管理費比率は 20%を上回る状況であり、目標達成には至っていない。 (上記「政策目標の達成状況」参照)
これまでの要望経緯		平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長（平成 20 年 3 月末まで） 平成 20 年度 2 年間の延長（平成 22 年 3 月末まで） 平成 22 年度 2 年間の延長（平成 24 年 3 月末まで） 平成 24 年度 2 年間の延長（平成 26 年 3 月末まで） 平成 26 年度 2 年間の延長（平成 28 年 3 月末まで） 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（平成 30 年 3 月末まで） 平成 30 年度 2 年間の延長（令和 2 年 3 月末まで） 令和 2 年度 適用対象を従業員 500 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長（令和 4 年 3 月末まで） 令和 4 年度 対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除外した上で 2 年間の延長（令和 7 年 3 月末まで） 令和 6 年度 対象法人から電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税の確定申告書等に記載すべきものとされる事項を提供しなければならない法人のうち常時使用する従業員の数が 300 人を超えるものを除外したうえで 2 年間の延長（令和 8 年 3 月末まで）

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

項目名	事業承継税制に係る特例承継計画の期限延長等		
税目	相続税 贈与税 租税特別措置法第 70 条の 6 の 8 から第 70 条の 7 の 8 まで 租税特別措置法施行令第 40 条の 7 の 8 から第 40 条の 8 の 8 まで 租税特別措置法施行規則第 23 条の 8 の 8 から第 23 条の 12 の 5 まで		
要望の内容	経営者の高齢化の進展等を鑑み、中小企業の事業承継を一層後押しし、生産性向上・成長を支援する観点から、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例（法人版事業承継税制）・個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（個人版事業承継税制）について、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限活用できるよう、承継計画の申請期限の延長を行うとともに、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方について検討する。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （▲141,000 百万円） （－ 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。 (2) 施策の必要性 法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（2018 年）には、経営者年齢のピークは 60 代後半であったが、2024 年時点の経営者年齢のピークは 50 代後半になり、なだらかになりつつある。 一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、物価高やトランプ関税等の不透明な経営環境の中で、制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、未だ事業承継が必要となる 70 代以上の事業者が多く存在している。加えて、今後承継が本格的に必要となる 60 代の層も多く存在している。 このような状況等を踏まえ、適用期限が到来するまでの間、本税制を最大限に活用できるよう、法人版（特例措置）・個人版事業承継税制の承継計画の申請期限の延長を行うことが必要。加えて、事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方について検討が必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025～「今日より明日はよくなる」と実感できる社会へ～（令和7年6月13日） 第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現 1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～ （1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行 事業承継税制（特例措置）に関し、令和7年度与党税制改正大綱の記載に鑑み、事業承継に係る政策の在り方の検討を進めるとともに、後継者の経営能力の育成に取り組む。																																																										
		政策の達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。																																																										
		租税特別措置の適用又は延長期間	法人版事業承継税制（一般措置）期限の定めなし。 （特例措置）令和9年末まで。 個人版事業承継税制 令和10年末まで。																																																										
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ																																																										
		政策目標の達成状況	法人版事業承継税制（特例措置）の創設当時（2018年）には、経営者年齢のピークは60代後半であったが、2024年時点の経営者年齢のピークは50代後半になり、なだらかになりつつある。 一定程度事業承継が進展していることが示唆されるものの、制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、未だ事業承継が必要となる70代以上の事業者が多く存在している。加えて、今後承継が本格的に必要な60代の層も多く存在している。 経営者の年齢割合の変化 <table border="1"><caption>経営者の年齢割合の変化 (推定値)</caption><thead><tr><th>年齢層</th><th>2009年</th><th>2014年</th><th>2019年</th><th>2024年</th></tr></thead><tbody><tr><td>30～34</td><td>0.7%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>35～39</td><td>2.2%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>40～44</td><td>5.3%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>45～49</td><td>9.8%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>50～54</td><td>14.7%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>55～59</td><td>15.0%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>60～64</td><td>14.4%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>65～69</td><td>12.5%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>70～74</td><td>10.9%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>75～79</td><td>8.8%</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>80～</td><td>5.6%</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	年齢層	2009年	2014年	2019年	2024年	30～34	0.7%				35～39	2.2%				40～44	5.3%				45～49	9.8%				50～54	14.7%				55～59	15.0%				60～64	14.4%				65～69	12.5%				70～74	10.9%				75～79	8.8%				80～	5.6%	
年齢層	2009年	2014年	2019年	2024年																																																									
30～34	0.7%																																																												
35～39	2.2%																																																												
40～44	5.3%																																																												
45～49	9.8%																																																												
50～54	14.7%																																																												
55～59	15.0%																																																												
60～64	14.4%																																																												
65～69	12.5%																																																												
70～74	10.9%																																																												
75～79	8.8%																																																												
80～	5.6%																																																												

		法人版事業承継税制は、2018 年度の特例措置創設後に急激に活用件数が増加したものの、2020 年度～2022 年度はコロナ禍の影響で件数が減少した。2023 年度は特例承継計画の提出期限の延長前により、駆け込み需要等で大幅に増加したものの、その反動により 2024 年度の申請件数が減少した。 税制活用の推移 <table><caption>税制活用の推移 (単位: 件)</caption><thead><tr><th>年度</th><th>件数</th></tr></thead><tbody><tr><td>2008年度</td><td>141</td></tr><tr><td>2009年度</td><td>262</td></tr><tr><td>2010年度</td><td>133</td></tr><tr><td>2011年度</td><td>133</td></tr><tr><td>2012年度</td><td>170</td></tr><tr><td>2013年度</td><td>213</td></tr><tr><td>2014年度</td><td>257</td></tr><tr><td>2015年度</td><td>480</td></tr><tr><td>2016年度</td><td>446</td></tr><tr><td>2017年度</td><td>264</td></tr><tr><td>2018年度</td><td>2,936</td></tr><tr><td>2019年度</td><td>3,451</td></tr><tr><td>2020年度</td><td>2,808</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>2,661</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>2,690</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>5,531</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>1,671</td></tr></tbody></table> ※法人版について、2017 年度以前は計画認定件数、2018 年度以降は特例承継計画申請件数をカウント。（2025 年 3 月末時点集計）	年度	件数	2008年度	141	2009年度	262	2010年度	133	2011年度	133	2012年度	170	2013年度	213	2014年度	257	2015年度	480	2016年度	446	2017年度	264	2018年度	2,936	2019年度	3,451	2020年度	2,808	2021年度	2,661	2022年度	2,690	2023年度	5,531	2024年度	1,671
年度	件数																																					
2008年度	141																																					
2009年度	262																																					
2010年度	133																																					
2011年度	133																																					
2012年度	170																																					
2013年度	213																																					
2014年度	257																																					
2015年度	480																																					
2016年度	446																																					
2017年度	264																																					
2018年度	2,936																																					
2019年度	3,451																																					
2020年度	2,808																																					
2021年度	2,661																																					
2022年度	2,690																																					
2023年度	5,531																																					
2024年度	1,671																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	制度の適用を受ける全ての中小企業者が適用対象となりうる。適用見込み約 3,000 件／年（2018 年度実績と同程度の水準で特例承継計画の提出があるものと仮定）																																				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	制度の適用を受ける中小企業者の準備期間が確保されること等により、制度活用のより一層の促進に繋がる。																																				
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法第 69 条の 4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法第 9 条の 7）																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	事業承継円滑化のための総合的支援策として、下記の予算措置等を講じている。 ・事業承継・M&A 推進事業（令和 6 年度補正予算 中小企業生産性革命推進事業 3,400 億円の内数） ・事業承継総合支援事業（令和 6 年度第補正予算 中小企業活性化・事業承継総合支援事業 61 億円の内数、令和 7 年度当初予算 144 億円の内数）																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。																																				

		要望の措置 の 妥 当 性	制度の期限まで手続や後継者育成が終わらず、事業承継の具体的な検討が遅れている経営者の状況を踏まえ、引き続き、円滑かつ早期の事業承継を実現させる必要がある。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	<平成 30 年度> 特例承継計画の申請件数：2,936 件 <令和元年度> 特例承継計画の申請件数：3,451 件 <令和 2 年度> 特例承継計画の申請件数：2,808 件 <令和 3 年度> 特例承継計画の申請件数：2,661 件 <令和 4 年度> 特例承継計画の申請件数：2,690 件 <令和 5 年度> 特例承継計画の申請件数：5,531 件 <令和 6 年度> 特例承継計画の申請件数：1,671 件 ※令和 7 年 3 月末時点	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	—	
	租税特別措置 の適用に よる効果 (手段としての有効性)	中小企業の後継者が先代の経営者から当該中小企業の株式等の贈与・相続等を受けた場合に、一定の要件を満たしたときは、その株式等に係る贈与税・相続税が猶予及び免除されるため、後継者の税負担の軽減が図られ、事業承継に寄与する。	
	前回要望時の 達成目標	相続税・贈与税の負担が障害となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業・小規模事業者の経営者について、税負担を軽減することにより円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化や雇用の維持を図る。	
	前回要望時 からの達成度 及び目標に達 していない場 合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		平成 14 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設 平成 15 年度改正	

	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用 平成 16 年度改正 取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ 平成 18 年度改正 物納手続の改善 平成 19 年度改正 種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設 平成 20 年度改正 平成 21 年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱） 平成 21 年度改正 平成 20 年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 の創設 平成 22 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等 平成 23 年度改正 相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等 平成 25 年度改正 親族外承継の対象化、雇用の 5 年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退 任要件に変更等 平成 27 年度改正 猶予継続贈与による免除規定の設置 平成 29 年度改正 雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等 平成 30 年度改正 猶予割合・猶予対象株式数の見直し、対象者の拡充、雇用要件の弾力化、経営環境変化があった場合の免除制度、相続時精算課税制度との併用者の拡充 令和元年度改正 贈与税の納税猶予における年齢要件の引下げ、資産管理型会社への該当要件の一部緩和、一定の場合における贈与税の納税湯世の免除届出の添付書類の不要、個人版事業承継税制の創設 令和 2 年度改正 常時使用する従業員の定義の見直し 令和 3 年度改正 後継者の役員要件の見直し、個人版事業承継税制において対象となる特定事業用資産の見直し 令和 4 年度改正 法人版事業承継税制の特例承継計画の確認申請（提出）の期限を 1 年延長 令和 6 年度改正
--	--

	法人版事業承継税制の特例承継計画及び個人版事業承継税制の個人事業承継計画の確認申請（提出）の期限を2年延長 令和7年度改正 法人版事業承継税制の特例措置において役員就任要件の見直し、個人版事業承継税制の事業従事要件の見直し
--	---

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経済産業政策局企業行動課）

項 目 名	長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	【制度の概要】 長期保有（10 年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合における、譲渡した事業用資産の譲渡益に対する課税の繰延措置（繰延率 80%（一部 90%・75%・70%・60%））。 【要望の内容】 上記の特例措置の適用期限を 3 年間（令和 11 年 3 月 31 日まで）延長する。 【関係条文】 （所得税） 租税特別措置法第 37 条第 1 項第 3 号、第 37 条の 4 租税特別措置法施行令第 25 条、第 25 条の 3 租税特別措置法施行規則第 18 条の 5 （法人税） 租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項第 3 号、第 65 条の 8、第 65 条の 9 租税特別措置法施行令第 39 条の 7 租税特別措置法施行規則第 22 条の 7		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	— 百万円 （▲109,400 百万円の内数） （ — 百万円）

新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 長期保有土地等の譲渡益を活用した事業再編や新たな国内設備投資を喚起し、更なる民間投資の呼び水とすることで、生産性向上や内需の拡大を通じた持続的な経済成長の実現を図る。 (2) 施策の必要性 我が国経済は、緩やかに回復している一方で、米国の関税措置に見られる「自由で開かれた貿易・投資体制」の不安定化や、近年の資材価格や人件費の高騰による事業費の上昇は、企業の投資マインドの慎重化を通じ、我が国経済全体の下振れリスクとなっている。「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）においては、「国内投資の拡大（中略）等に取り組むとともに、内需の拡大を含め外的環境の変化に強い経済構造を構築する」こととされている。 また、バブル期以降一貫して低下してきた土地市場は、地価の回復傾向が見られるものの、土地取引件数はリーマンショック後に急落して以降、低い水準で横ばいに推移している状況にある。 このような状況の中で、経済活動の基盤である不動産（土地、建物等）の需要を喚起し、より有効に活用する担い手への移転を促進することで、民間事業者が積極的に設備投資や人材育成を行う環境を整備していくことが、持続的な経済成長の実現のために必要である。 本特例措置は、不動産（土地、建物等）取引を通じて生じる譲渡益を活用し、事業再編や新たな国内設備投資を喚起することで、更なる民間投資につなげるものである。 また、本特例措置では、東京23区から三大都市圏外に本社を移転する場合の繰延割合を高く設定するなど、企業の地方移転へのインセンティブを高め、地方創生2.0の掲げる「人や企業の地方分散」の実現にも寄与するものとなり、引き続き措置する必要がある。
--	--

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	- 法人の長期保有土地の取引件数（令和5年：6.4万件→令和10年：6.9万件） ※法人の長期保有土地の取引件数は、今回要望から、比較を容易にするため、対象を変更し、10年以上保有する土地の取引の中でも、地価水準の比較から譲渡益が出る取引に限定しないこととした。 - 法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合（令和元年：91%→令和10年：おおむね解消）
		租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日～令和11年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	- 法人の長期保有土地の取引件数（令和5年：6.4万件→令和10年：6.9万件） - 法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合（令和元年：91%→令和10年：おおむね解消）
		政策目標の達成状況	- 法人の長期保有土地の取引件数は、令和5年に6.4万件となっている。 - 法人が所有する事業用資産面積に対する、未利用地以外の面積の割合は、令和6年に95.1%となっている。
	有効性	要望の措置の適用見込み	令和8年度～令和10年度の各年度：835件（令和3年～令和5年の適用件数の平均値）
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用した更なる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用が促進される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、かつ、措置の内容は課税の直接的な減免ではなく、課税の繰延であることから、土地の有効利用を促進し、事業再編や新たな設備投資を行うインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別 措 置 の 適用実績	令和３年度 適用件数 777 件 損金算入額 4,194 億円 減収額 800 億円 令和４年度 適用件数 870 件 損金算入額 4,311 億円 減収額 817 億円 令和５年度 適用件数 857 件 損金算入額 4,894 億円 減収額 966 億円 (前回要望時の令和５年～７年度中の適用見込み件数：平年度 971 件) (前回要望時の令和５年～７年度中の損金算入額見込み：平年度 4,504 億円) (前回要望時の令和５年～７年度中の減収見込み：平年度 858 億円) ※適用件数及び損金算入額は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和７年２月国会提出）」から引用。減収額は推計値。
		租特透明化 法に基づく 適用実態 調査結果	① 租税特別措置法の条項 65 の 7 ～ 65 の 9 ② 適用件数 令和３年度 : 777 件 令和４年度 : 870 件 令和５年度 : 857 件 ③ 適用総額 令和３年度 : 4,194 億円 令和４年度 : 4,311 億円 令和５年度 : 4,894 億円
		租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	本特例措置は、土地等の事業用資産の譲渡益に係る特例であるが、その適用要件を、長期保有土地等を買換え、新たに取得した土地等を事業の用に供する場合に限っており、企業に土地等の譲渡益を活用した更なる設備投資のインセンティブを与えることから、土地取引の活性化を通じた土地の有効利用が促進される。
		前回要望時 の達成目標	- 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低未利用地（空き地等）の面積（平成 30 年：18.9 万 ha→令和 5 年：20.6 万 ha、令和 7 年：21.3 万 ha） - 法人の長期保有土地の取引件数（平成 29 年度：2.7 万件→令和 7 年度：2.9 万件）

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	・低未利用地の面積は5年に1度行われる調査により数値が明らかになるものであり、最新の値は平成30年度の実績値（18.9万ha）である。そのため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。なお、平成30年度の実績値は平成15年（初期値）・平成25年度の実績値に比べて増加しているものの、低未利用地のうち法人所有土地の面積については、本特例措置をはじめとした各種施策の効果もあり、6.3万ha（平成15年）→5.7万ha（平成25年）→5.3万ha（平成30年）と減少している。 ・法人の長期保有土地の取引件数は、今回要望から、比較を容易にするため、対象を変更し、10年以上保有する土地の取引の中でも、地価水準の比較から譲渡益が出る取引に限定しないこととした。なお、前回要望時の対象においては、令和4年：2.7万件→令和5年：2.6万件→令和6年2.8万件と推移している。
これまでの要望経緯	平成6年度 創設 平成7年度 延長 平成8年度 延長・拡充 平成9年度 延長・拡充 平成10年度 延長・拡充 平成13年度 延長 平成16年度 延長 平成19年度 延長 平成21年度 延長 平成24年度 延長・縮減 平成27年度 延長・縮減 平成29年度 延長・縮減 令和2年度 延長 令和5年度 延長・見直し	

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省経済産業政策局産業構造課）

項目名	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長		
税目	法人税		
要望の内容	企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため、及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。撤廃に至らない場合、課税停止措置の延長を行う。 （参照条文） 法人税法第 7 条、第 9 条、第 83 条、第 84 条、第 87 条、第 145 条の 2、第 145 条の 3 及び第 145 条の 4 地方税法第 51 条第 1 項及び第 314 条の 4 第 1 項、地方法人税法第 10 条 租税特別措置法第 68 条の 5		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業年金・個人年金は、公的年金と相まって高齢期の所得確保を図るための制度であり、また、勤労者財産形成給付金・基金制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図るための制度であり、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、これらの充実を図る。 (2) 施策の必要性 企業年金等に関する税制は、掛金拠出時は非課税、資産運用時は積立金に特別法人税課税（課税凍結中）、給付時は課税（公的年金等控除及び退職所得控除等の対象）となっている。 そうした中で特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し（特に、個人が運用指図を行う確定拠出年金では、個人ごとに区分された資産額が減少することとなる。）、積立状況の悪化につながり、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、さらに財政状況の悪化を招く可能性があるなど、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。このため、運用時の特別法人税課税を撤廃し、又は撤廃に至るまで課税停止措置を延長し、企業年金等の健全な育成及び適正な運営を図る必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置を要望
		同上の期間中の達成目標	企業年金・個人年金制度の充実・普及を図ることにより、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保を図るとともに、勤労者の財産形成を促進することにより、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定を図る。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	企業年金等の制度の加入者（約 2,094 万人（令和 6 年 3 月末時点））に影響がある。 なお、企業年金等に係る信託、生命保険等の業務を行う内国法人（主に信託会社、生命保険会社）が特別法人税の納税義務者である。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。 なお、企業年金等については、掛金等の拠出時及び給付時等において、税制上の所要の措置が講じられている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	企業年金等の積立金の確保ないし普及の促進により、公的年金と相まって国民の高齢期の所得確保が図られるとともに、勤労者の現役期間中及び老後における生活の安定が図られる。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度及び令和 2 年度税制改正要望において、特別法人税撤廃を要望し、平成 11 年度、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 17 年度、平成 20 年度、平成 23 年度、平成 26 年度、平成 29 年度、令和 2 年度及び令和 5 年度において、課税停止が延長されている。

令和 8 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡 充 ・ 延 長)

(経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室、経済産業政策局産業資金課)

項 目 名	金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 1 投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、損益通算の範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 2 損益通算範囲の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 3 制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 個人投資家の市場参加を促し、株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進するといった経済の好循環の維持・拡大を図ること。 (2) 施策の必要性 わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は、限定的である。 こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備（損益通算の拡大）を進めていく必要がある。	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	
		▲12,500 百万円 （ — 百万円） （ — 百万円）	

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	金融商品に係る課税関係を簡素で中立的なものとしつつ、投資リスクの軽減を図ることにより、証券・商品市場への個人投資家の参加を促す。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とすること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	デリバティブ取引等を行う個人投資家が適用対象。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、個人投資家の市場参加を促し、企業の投資活動を通じた経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図るうえで有効である。 ・日本証券業協会加盟金融機関によるデリバティブ取引：94万口座（日本証券業協会調べ） ・株式取引：1,606万口座（証券保管振替機構「株式等振替制度株式5属性別株主数」）
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予算その他の措置では投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を実現することはできないことから、税制面で整備することが妥当である。

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 17 年度からの継続要望。

令和 8 年度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省経営支援部経営支援課）

項 目 名	生命保険料控除制度の拡充の恒久化等		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	令和 8 年分所得税において講じられた、23 歳未満の扶養親族を有する場合の一般生命保険料控除枠の所得控除限度額に対する 2 万円の上乗せ措置を恒久化するなど所要の措置を講ずること。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改 正 増 減 収 額）	精査中 （ — 百万円） （ — 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 生命保険料控除制度の拡充により、国民一人ひとりのニーズに沿った多様な生活保障の準備を推進し、安心かつ豊かでゆとりのある国民生活を確保する。 (2) 施策の必要性 人生 100 年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。 こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっているほか、特に子どもを扶養している世帯においては、遺族の生活資金の備え等として、生命保険の遺族補償としての役割が高まっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	7. 中小企業の発展
		政策の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	約 4,000 万人 ^(※) (出典：国税庁「令和 5 年分民間給与実態統計調査」及び「令和 5 年分申告所得税標本調査」) ※生命保険料控除適用者数に、制度拡充後（見込）の影響を加味した数字を記載
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	遺族の生活困窮の防止や子どもの教育機会の確保に向けた遺族保障の充実に繋がる見込み。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	国民一人ひとりのニーズに沿った、生活保障の充実が求められている。一方で、生命保険については、「遺族保障」として年間約 3 兆円の死亡保険金が支払われているところであるが、子を扶養する国民が加入している死亡保険金額は平均 1,348 万円であり、遺族の生活資金の備えとして（国民が）必要と考え

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		る死亡保険金額 2,289 万円に比べて6割程度に留まっている(※)。 このため、今後も、個々人の多様な生活保障の準備を税制面から支援・促進する生命保険料控除制度を拡充していく措置が必要になるものとする。 本要望は、こうした趣旨を実質的に担保しようとするものであり、国民生活の安定に寄与するために妥当な措置と考える。 (出典：生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」) ※扶養する子どもの有無を加味した金額を記載																																																																																										
	租税特別措置の適用実績	(給与所得者数に占める保険料控除適用者数の割合※(％)) <table><tr><td></td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>74.0</td><td>74.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>69.7</td><td>69.5</td><td>69.1</td><td>68.3</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>47.5</td><td>51.3</td><td>50.0</td><td>53.0</td><td>52.2</td><td>54.3</td><td>56.1</td><td>57.0</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>17.1</td><td>17.9</td><td>17.8</td><td>17.6</td><td>17.0</td><td>16.9</td><td>16.5</td><td>16.2</td></tr><tr><td>全体</td><td>76.5</td><td>77.2</td><td>76.7</td><td>77.2</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.5</td><td>73.2</td></tr></table> (出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) (一人当たりの保険料控除額※(万円)) <table><tr><td></td><td>平成28年</td><td>平成29年</td><td>平成30年</td><td>令和元年</td><td>令和2年</td><td>令和3年</td><td>令和4年</td><td>令和5年</td></tr><tr><td>一般生命</td><td>4.1</td><td>4.0</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.9</td><td>3.8</td><td>3.7</td><td>3.6</td></tr><tr><td>介護医療</td><td>2.9</td><td>3.0</td><td>3.0</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>3.2</td><td>3.2</td></tr><tr><td>個人年金</td><td>4.4</td><td>4.4</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td><td>4.3</td></tr><tr><td>全体</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.7</td><td>6.7</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td><td>6.8</td></tr></table> (出典：国税庁「民間給与実態統計調査」) ※年末調整対象者のうち納税者を対象として算定		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	一般生命	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3	介護医療	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0	個人年金	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2	全体	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	一般生命	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6	介護医療	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2	個人年金	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	全体	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8
			平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																		
	一般生命	74.0	74.2	73.5	73.5	69.7	69.5	69.1	68.3																																																																																			
	介護医療	47.5	51.3	50.0	53.0	52.2	54.3	56.1	57.0																																																																																			
個人年金	17.1	17.9	17.8	17.6	17.0	16.9	16.5	16.2																																																																																				
全体	76.5	77.2	76.7	77.2	73.5	73.5	73.5	73.2																																																																																				
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年																																																																																				
一般生命	4.1	4.0	3.9	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6																																																																																				
介護医療	2.9	3.0	3.0	3.1	3.1	3.1	3.2	3.2																																																																																				
個人年金	4.4	4.4	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3																																																																																				
全体	6.7	6.8	6.7	6.7	6.8	6.8	6.8	6.8																																																																																				
租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—																																																																																											
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	民間調査会社によるアンケート調査によれば、回答者の約6割が、生命保険料控除制度が拡充された場合、生命保険への加入もしくは加入を検討したいと回答(※)しており、制度の拡充によって生命保険への加入インセンティブは高まることが予想される。 (※) 生命保険料控除制度拡充に対する意識調査結果 <table><tr><td>質問</td><td>回答</td><td>回答割合</td></tr><tr><td rowspan="3">仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。</td><td>新規加入・増額をしたい</td><td>8.0%</td></tr><tr><td>新規加入・増額を前向きに検討したい</td><td>21.5%</td></tr><tr><td>新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい</td><td>26.9%</td></tr></table> (出典：日経リサーチ「生保関連税制に関するアンケート調査 2025」) 生命保険料控除制度の拡充により、今後の加入率増加や加入金額の上乗せによる生活保障の促進が見込まれ、有効である。	質問	回答	回答割合	仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	8.0%	新規加入・増額を前向きに検討したい	21.5%	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	26.9%																																																																																	
質問	回答	回答割合																																																																																										
仮に、生命保険料控除制度の控除限度額が拡充されたとすれば、今後の生命保険・年金保険についてどう考えるか。	新規加入・増額をしたい	8.0%																																																																																										
	新規加入・増額を前向きに検討したい	21.5%																																																																																										
	新規加入・増額をどちらかと言えば検討したい	26.9%																																																																																										

	前回要望時の達成目標	個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進することにより、国民生活の安定に資すること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 24 年に一般生命・介護医療・個人年金の 3 つの控除からなる制度に改組された（平成 23 年までは生命・個人年金の 2 つの控除）。 本制度の拡充については、平成 27（2015）年度税制改正より継続して要望しており、令和 6 年度要望においては、子育て世帯に対する控除を手厚くするよう要望したところ、令和 6 年度税制改正では手当されず、税制改正大綱において、令和 7 年度税制改正で検討し結論を得ることとされ、令和 7 年度税制改正では、令和 8 年中の 1 年間の時限的な措置とされた。

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁長官官房総務課）

項 目 名	第 1 次国土強靱化実施中期計画等を踏まえた財源確保方策の検討の開始		
税 目	—		
要 望 の 内 容	第 1 次国土強靱化実施中期計画及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 において、「実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。」と記載されたことを踏まえて財源確保方策の検討を関係府省庁（注）において開始する。 （注）関係府省庁は、内閣府、警察庁、こども家庭庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的		
	国土強靱化を推進するに当たり、安定的な財源を確保すること。		
	(2) 施策の必要性		
	気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から、国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組を切れ目なく推進する必要がある。 「第 1 次国土強靱化実施中期計画」（令和 7 年 6 月 6 日閣議決定）においては、令和 8 年度からの令和 12 年度までの計画期間内に実施すべき施策（全 326 施策）を位置付けるとともに、そのうち推進が特に必要となる施策（全 114 施策）及びその事業規模（おおむね 20 兆円強程度）を定めている。 国土強靱化の取組を安定的に推進するためには、財源確保が重要であることから、財源確保方策の検討を開始するものである。		
		平年度の減収見込額	— 百万円
		（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
		（改正増減収額）	（ — 百万円）

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	○「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定） 第5章 フォローアップと計画の見直し さらに、今後の実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。 ○「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定） 第2章 4. 国民の安心・安全の確保 （1）防災・減災・国土強靱化の推進 国土強靱化実施中期計画の実施に際しては、真に必要な財政需要に安定的に対応するため、地方の実情も踏まえ、受益者による負担の状況を念頭に置きつつ、事業の進捗管理と財源確保方策の具体的な検討を開始する。
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		新規要望	

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課）

項 目 名		既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する標準的費用額等の工事实績を踏まえた見直し										
税 目		所得税										
要 望 の 内 容	【要望の内容】 一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化）をした場合の所得税の控除額の算定の基礎となる標準的な工事費用相当額等について、工事实績を踏まえて見直しを行う。 【関係条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3											
	<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>—</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（</td><td>— 百万円）</td></tr></table>				平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	所得税の控除額の算定の基礎となる標準的な工事費用相当額及び省エネリフォームの標準的な工事費用相当額に係る単位について、工事实績等を踏まえて見直しを行う。											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		平成 21 年度：標準的な工事費用相当額制度を導入 平成 25 年度：工事实績を踏まえて全部改定 平成 31 年度：工事实績を踏まえて全部改定 令和 4 年度：工事实績を踏まえて一部改定

令和 8 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課）

項目名	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・子育て対応リフォームに係る特例措置の延長		
税目	所得税		
要望の内容	【制度の概要】 一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・子育て対応）を含む増改築等を行った場合、以下の額（①＋②）を工事年分の所得税額から控除する。 ①一定の改修工事（耐震・バリアフリー・省エネ・三世代同居・長期優良住宅化・子育て対応）を行った場合、標準的な工事費用相当額の合計（耐震・省エネ※¹・三世代同居・長期優良住宅化※²・子育て対応：限度額 250 万円、バリアフリー：限度額 200 万円）の 10% ※1 省エネ：太陽光発電設備設置時は 350 万円 ※2 長期優良住宅化：耐震及び省エネ改修を併せて行った場合は 500 万円 ②上記工事に係る標準的な工事費用相当額の合計のうち限度額超過分及びその他増改築等工事の費用に要した額の合計額分※³の 5% ※3 最大対象工事限度額は標準的な工事費用相当額と同額、かつ①と②の合計 1,000 万円が限度 【要望の内容】 特例措置の適用期限を 2 年間（令和 9 年 12 月 31 日まで）延長する。 【関係条文】 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2、第 41 条の 19 の 3 租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 4、第 26 条の 28 の 5 租税特別措置法施行規則第 19 条の 11 の 2、第 19 条の 11 の 3		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）
	（改正増減収額）	（ —	百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 性能向上リフォームを推進することにより、耐震性、バリアフリー性、省エネルギー等に優れた良質で次の世代に資産として承継できるような住宅ストックを形成し、既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図る。また、子育て世代の出産・子育てへの不安・負担軽減の観点から、三世帯同居や子育てに対応した住宅を希望する者が、実際に希望を実現できるような環境整備を図る。これらを通じて、豊かな住生活の実現と経済の活性化を目指す。 (2) 施策の必要性 我が国の住宅ストックは戸数的には充足する一方で、今後は総世帯数が減少傾向となっていくことが見込まれており、ストック活用型社会への転換が求められている。このためには、性能向上リフォームの適切な実施等により、既存住宅を安全で質の高い住宅ストックに更新するとともに、家族において世代間で助け合いながら子や孫を育てることができるよう三世帯同居に対応した優良な住宅や、家事負担の軽減等に資する子育てに対応した優良な住宅の整備・リフォームを行い、資産として次の世代に承継されていく新たな流れを創出することが重要である。 この点、「住生活基本計画」（令和３年３月１９日閣議決定）において、「耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックの更新」や「子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進」に取り組むこととされている。 このため、既存住宅の改修を行う者に対し、適切なインセンティブを与え、性能向上リフォームを促進することで、住宅ストックの質の向上を図り、リフォーム市場を活性化していく必要がある。		
今回の要望（租税特別措置）に関する	合理性	政策体系における政策目的の位置付け ○住生活基本計画（全国計画）（令和３年３月１９日閣議決定） ・子育てしやすく家事負担の軽減に資するリフォームの促進 ・長期優良住宅の維持保全計画の実施など、住宅の計画的な点検・修繕及び履歴情報の保存を推進 ・耐震性・省エネルギー性能・バリアフリー性能等を向上させるリフォームや建替えによる安全・安心で良好な温熱環境を備えた良質な住宅ストックへの更新 ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクル CO2 排出量が少ない長期優良住宅ストックや ZEH ストックを拡充 ○こども大綱（令和５年１２月２２日閣議決定） ・子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 ○こども未来戦略（令和５年１２月２２日閣議決定） ・こどもや子育て世帯の目線に立った「こどもまんなかまちづくり」を加速化させる。	

		・子育て支援の現場からも子育て世代の居住環境の改善を求める声があることから、子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・家庭における省エネへの支援を進める ・子育て世帯への住宅支援に取り組む ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ・家庭における断熱性能に優れた窓への改修やヒートポンプ等の高効率給湯器の導入～に対する支援 （政策評価体系における位置づけ） 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する 業績指標 6 既存住宅流通及びリフォームの市場規模 <耐震化> 政策目標 4 水害等災害による被害の軽減 施策目標 11 住宅・市街地の防災性を向上する 業績指標 36 ①住宅の耐震化率 <バリアフリー> 政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績指標 11 高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 <省エネ> 政策目標 3 地球環境の保全 施策目標 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う 業績指標 24 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 <長期優良化> 政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 施策目標 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る 業績指標 4 認定長期優良住宅のストック数 <三世帯同居・子育て>（こども家庭庁より） 政策目標 こども政策の推進 施策目標 こども政策の総合的な推進
--	--	---

			具体的な目標 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服
		政策の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 14 兆円（令和 12 年） ・住宅の耐震化率 耐震性が不十分なものをおおむね解消（令和 17 年） ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 25%（令和 12 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 30%（令和 12 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約 250 万戸（令和 12 年度） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%（令和 10 年）
		租税特別措置の適用又は延長期間	2 年間（令和 8 年 1 月 1 日～令和 9 年 12 月 31 日）
		同上の期間中の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約 13.3 兆円（令和 9 年） ・住宅の耐震化率 95%（令和 12 年） ※期間中の達成目標は設定されていないが、期間後の直近の達成目標として上記が設定されている。 ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約 22.4%（令和 9 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 26.3%（令和 9 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約 212 万戸（令和 9 年度） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%（令和 10 年）
		政策目標の達成状況	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3 兆円（令和 5 年） ・住宅の耐震化率 90%（令和 5 年）

責 任 的 な 政 策 的 な 実 績 と 効 果	有 効 性		・ 高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和 5 年度） ・ 省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19%（令和 5 年度） ・ 認定長期優良住宅のストック数 約 174 万戸（令和 6 年度） ・ 「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和 5 年）
		要 望 の 措 置 の 適用見込み	令和 8 年 耐震：2,480 件、バリアフリー：1,079 件、省エネ：3,118 件、三世代同居：2,383 件、長期優良住宅化：68 件、子育て：1,244 件 令和 9 年 耐震：2,577 件、バリアフリー：1,121 件、省エネ：3,240 件、三世代同居：2,476 件、長期優良住宅化：71 件、子育て：1,293 件
		要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)	耐震性、バリアフリー性、省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導することや三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームを促進することは、政策目標等の達成のために有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	既存住宅の耐震・バリアフリー・省エネ・長期優良住宅化リフォームに係る特例措置（固定資産税）
		予算上の措置等の 要求内容及び金額	○住宅・建築物安全ストック形成事業（令和 8 年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数） ○環境・ストック活用推進事業（省エネ関係） （令和 8 年度予算概算要求額：47.79 億円の内数） ○住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 （令和 8 年度予算概算要求額：333.6 億円の内数）
		上記の予算上の措置等と 要望項目との関係	上記措置と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、性能向上リフォーム等を推進する。
		要望の措置の 妥 当 性	耐震性・バリアフリー性・省エネ性等の向上に資する性能向上リフォームを広く誘導するため、また、三世代同居対応リフォームや子育て対応リフォームの促進を図るため、その工事に係る負担を税制上軽減することは効果的である。
	置 租 こ の 税 れ 適 特 ま 用 別 での 実 施 措	租税特別 措 置 の 適用実績	《令和 4 年》（適用件数、適用額） ・ 耐震 : 2,843 件 ▲ 1,068 百万円 ・ バリアフリー : 814 件 ▲ 147 百万円 ・ 省エネ : 1,761 件 ▲ 331 百万円 ・ 三世代同居 : 1,291 件 ▲ 432 百万円

		・長期優良住宅化：49 件 ▲ 9 百万円 ≪令和 5 年≫（適用件数、適用額） ・耐震 : 2,215 件（2,859 件） ▲ 539 百万円 ・バリアフリー : 1,136 件（818 件） ▲ 331 百万円 ・省エネ : 1,684 件（1,772 件） ▲ 396 百万円 ・三世代同居 : 1,930 件（1,298 件） ▲ 680 百万円 ・長期優良住宅化：42 件（50 件） ▲ 13 百万円 ≪令和 6 年≫（適用件数、適用額） ・耐震 : 2,297 件（2,876 件） ▲ 783 百万円 ・バリアフリー : 999 件（823 件） ▲ 248 百万円 ・省エネ : 2,888 件（1,782 件） ▲ 665 百万円 ・三世代同居 : 2,207 件（1,306 件） ▲ 334 百万円 ・長期優良住宅化：63 件（50 件） ▲ 12 百万円 ・子育て対応 : 1,151 件（782 件） ▲ 307 百万円 ※いずれも推計値 （括弧内の数値は前回要望時の適用見込み件数） （前回要望との乖離の理由） 前回要望時よりも、積算の元となる固定資産減額措置の適用件数に増減があったため。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	租税特別措置の適用件数は堅調に推移しており、本特例措置は、性能向上リフォーム等の促進に寄与している。
	前回要望時の達成目標	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 約 13 兆円（令和 7 年度） ・住宅の耐震化率 耐震性の不足するものをおおむね解消（令和 12 年） ・高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 約 21.7%（令和 7 年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 約 22%（令和 7 年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約 186 万戸（令和 7 年度） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合

		27.8%（令和5年）→70%（令和10年）
	前回要望時から の達成度及び目標 に達していない場合の 理由	・既存住宅流通及びリフォームの市場規模 12.3兆円（令和5年） ・住宅の耐震化率 90%（令和5年） ・高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー性能及び断熱性能を有する住宅の割合 19%（令和5年度） ・省エネ基準に適合する住宅ストックの割合 19%（令和5年度） ・認定長期優良住宅のストック数 約174万戸（令和6年度） ・「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合 27.8%（令和5年） 政策目標の達成のためには、本特例措置を延長することで、既存の住宅ストックを有効活用し、その質の向上に資する改修を広く誘導していくことが必要である。なお、目標期間が満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。
これまでの 要望経緯		●耐震（投資型） 平成18年度：創設 平成21年度：5年延長・拡充・縮減 平成23年度：拡充・縮減 平成25年度：4年延長・拡充 平成27年度：1年半延長 平成28年度：2年半延長・拡充 令和4年度：2年延長・統合 令和6年度：2年延長 ●バリアフリー（投資型） 平成21年度：創設 平成23年度：2年延長・縮減 平成25年度：5年延長・拡充・縮減 平成27年度：1年半延長 平成28年度：2年半延長・拡充 令和4年度：2年延長・統合 令和6年度：2年延長 （ローン型） 平成19年度：創設 平成21年度：5年延長 平成25年度：4年延長・縮減 平成27年度：1年半延長

	平成 28 年度：2 年半延長・拡充 令和 4 年度：統合 ●省エネ (投資型) 平成 21 年度：創設 平成 23 年度：2 年延長・縮減 平成 25 年度：5 年延長・拡充・縮減 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：2 年延長・統合 令和 6 年度：2 年延長 (ローン型) 平成 20 年度：創設 平成 21 年度：5 年延長 平成 23 年度：拡充・縮減 平成 25 年度：4 年延長・拡充・縮減 平成 27 年度：1 年半延長 平成 28 年度：2 年半延長・拡充・縮減 平成 29 年度：拡充 令和 4 年度：統合 ●三世代同居 (投資型) 平成 28 年度：創設 令和 4 年度：2 年延長・統合 令和 6 年度：2 年延長 (ローン型) 平成 28 年度：創設 令和 4 年度：統合 ●長期優良住宅化 (投資型) 平成 29 年度：創設 令和 4 年度：2 年延長・統合 令和 6 年度：2 年延長 (ローン型) 平成 29 年度：創設 令和 4 年度：統合 ●子育て対応 令和 6 年度：創設 令和 7 年度：1 年延長
--	---

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室）

項 目 名	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の拡充及び延長
税 目	所得税、法人税

【現行制度の概要】

令和 8 年 3 月 31 日までに、新産業創出等推進事業促進区域^{※1}内において、福島県知事の認定を受けた新産業創出等推進事業^{※2}を実施する事業者が、当該新産業創出等推進事業の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。

※ 1 福島国際研究産業都市区域内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施の促進が、産業集積の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域（福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）第 84 条第 2 項第 2 号）

※ 2 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興庁令で定めるもの（福島特措法第 84 条第 1 項）

（1）機械等に係る特別償却等^{※3}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置、器具・備品	即時償却	15%
建物・構築物	25%	8%

※ 3 特別償却と税額控除は選択適用。

（2）避難対象雇用者等又は特定雇用者^{※4}を雇用した場合の税額控除

新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する避難対象雇用者等又は特定雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 15%を税額控除できる。

※ 4 特定雇用者とは、次の者（避難対象雇用者等を除く。）をいう。

イ 平成 23 年 3 月 11 日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者

ロ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者（上記イの者を除く。）

（3）開発研究用資産に係る特別償却等

開発研究用資産を即時償却できることに加え、当該特別償却の対象となる開発研究用資産の償却費について研究開発税制を適用する場合には、特別試験研究費とみなして、税額控除できる。

（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。

【要望の内容】

本特例措置を 3 年間延長するとともに、新たな技術を活用し又は産業の発展に寄与する事業であって福島国際研究産業都市区域における産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となるものについては、以下の特例措置を講ずる。

（1）機械等に係る特別償却等^{※5}

対象資産	特別償却	税額控除
機械・装置	45%	14%
建物・構築物	23%	7%

※ 5 特別償却と税額控除は選択適用。

（2）避難対象雇用者等を雇用した場合の税額控除

		新産業創出等推進事業促進区域内の事業所に勤務する、一定の要件を満たす雇用者に対して、税額の 20%を限度として、給与等支給額の 9 %を税額控除する。 【関係条文】 福島特措法 第 84 条～第 85 条の 7 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 10 条の 2 第 1 項第 3 号、第 10 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号、第 11 条、 第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 3 号、第 17 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号、第 18 条	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲440 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする		(1) 政策目的 裾野の広いサプライチェーンを含む産業集積の構築等を通じた福島イノベーション・コースト構想（以下「イノベ構想」という。）の実現に至るにはなお途上の段階。新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、浜通り地域等（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯舘村の 15 市町村をいう。以下同じ。）における産業集積の形成及び活性化を、設備・雇用等の面からより広く下支えし、自立的・持続的な産業発展の促進を図る。 (2) 施策の必要性 浜通り地域等においては、イノベ構想のこれまでの取組により、企業進出やそれに伴う雇用創出など一定の成果が出ているものの、建設業を除いた域内総生産や製造品出荷額等については、依然として全国水準の伸び率を下回っている（浜通り地域等：▲4.4%、全国：+9.9%）※。 これまで、本特例措置によって自立的・持続的な産業発展を後押ししてきたが、イノベ構想を実現するには、現行で対象になっている事業者に加え、産業集積の形成及び活性化を図る上で中核となる事業も一体となって取組を進めることが重要である。そのため、本特例措置について、適用期限を 3 年間延長するとともに、対象事業を拡充することで、さらに支援を強力に進めていく必要がある。 ※（福島県）福島県市町村民経済計算、（全国）国民経済計算により、建設業を除いた域内総生産を算出。	
今回の要望（租税特別	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	■経済産業省の政策体系 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 ■東日本大震災復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 4 日総理手交）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 (2) 福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和 7 年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和 7 年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。

		■「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和7年6月20日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）原子力災害被災地域 ⑤ 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建 （福島イノベーション・コースト構想） - 福島浜通り地域等が産業復興を果たして、2030年頃までの自立的・持続的な産業発展につながるよう、また、福島浜通り地域等には企業進出や産業集積が一定程度進んだ地域もある一方で、避難指示解除から日の浅い地域をはじめ事業環境が依然として厳しい地域もあることから、産業発展のビジョンとして本年6月に改定した「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」に基づく取組を国、県、市町村や関係機関が一体となって、適切なフォローアップを行いながら進めることにより、地域経済の持続的な発展、暮らしや公共コミュニティサービスへの裨益、新たな活力の呼び込みの連鎖を第3期復興・創生期間で推進していく。 - その際、地元事業者による新たな事業展開や新たな取引拡大と、域外からの新たな活力の呼び込みの両輪で進めることが重要であるとの考えの下、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つを取組の柱として、「実証の聖地」を目指して、廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の重点分野を中心に、食に関する新技術（フードテック）も含め、企業立地補助金等を効果的に活用し、産業集積や社会課題解決に資する取組を進める。								
	政策の達成目標	新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化を図ることで、イノベ構想の実現を通じた自立的・持続的な産業発展を目指す。								
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。								
	政策目標の達成状況	令和6年度までの福島特措法第85条の2に基づく認定の件数は7件								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>令和8年度</td><td>28件</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>29件</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>30件</td></tr><tr><td>計</td><td>87件</td></tr></table> ※令和3～6年度の本特例措置における認定件数及び拡充により適用が見込まれる件数を基に推計	令和8年度	28件	令和9年度	29件	令和10年度	30件	計	87件
	令和8年度	28件								
令和9年度	29件									
令和10年度	30件									
計	87件									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、新産業創出等推進事業を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等といった、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組が、一層促進され、自立的・持続的な産業発展につながる。								

	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の措置	-
		予算上の措置等の要求内容及び金額	-
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
		要望の措置の妥当性	本特例措置は、新産業創出等推進事業促進区域において、産業集積の形成及び活性化に資する新たな取組である新産業創出等推進事業を実施する事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○令和3～6年度の実績（認定件数）	
		令和3年度	1件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	令和4年度	1件
		令和5年度	1件
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	令和6年度	4件
		計	7件
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、認定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、浜通り地域等における産業集積の形成及び活性化につながることで、自立的・持続的な産業発展に資することができる。
		前回要望時の達成目標	-
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
		これまでの要望経緯	令和2年度 福島特措法税制に関する所要の措置 令和3年度 福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例措置（新産業創出等推進事業促進区域で新産業創出等推進事業を行う事業者に対する機械等の特別償却等）の創設

令和 8 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 （ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ）

（経済産業省 大臣官房福島復興推進グループ 福島広報戦略・風評被害対応室）

項 目 名	福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の延長											
税 目	所得税、法人税											
要 望 の 内 容	【現行制度の概要】 令和8年3月31日までに、福島県内において、福島県知事の指定を受けて特定風評被害※ ¹ がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動※ ² （以下「特定事業活動」という。）を実施する事業者が、当該特定事業活動の用に供する設備投資等を行う場合に以下の特例措置を適用する。 ※1 放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに観光客の数の低迷（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号。以下「福島特措法」という。）第7条第5項第3号） ※2 個人事業者又は法人であって復興庁令で定める事業分野に属するものが、特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動（福島特措法第74条第1項）											
	（1）機械等に係る特別償却等※ ³											
	<table><tr><td>対象資産</td><td>特別償却</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>機械・装置、器具・備品</td><td>即時償却</td><td>15%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>25%</td><td>8%</td></tr></table>			対象資産	特別償却	税額控除	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%	建物・構築物	25%	8%
	対象資産	特別償却	税額控除									
	機械・装置、器具・備品	即時償却	15%									
	建物・構築物	25%	8%									
	※3 特別償却と税額控除は選択適用。											
	（2）特定被災雇用者等※ ⁴ を雇用した場合の税額控除 福島県内の事業所に勤務する特定被災雇用者等に対して、税額の20%を限度として、給与等支給額の10%を税額控除できる。 ※4 平成23年3月11日において福島県の区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島県の区域内に居住していた者。											
	（注）（1）機械等に係る特別償却等と（2）特定被災雇用者等を雇用した場合の税額控除は選択適用。											
	【要望の内容】 本特例措置の適用期限を3年間延長する。											
【関係条文】 福島特措法 第74条～第75条の5 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第10条の2第1項第2号、第10条の3の2第1項第2号、 第17条の2の2第1項第2号、第17条の3の2第1項第2号												
<table><tr><td>平年度の減収見込額</td><td>▲247</td><td>百万円</td></tr><tr><td>（制度自体の減収額）</td><td>（ -</td><td>百万円）</td></tr><tr><td>（改正増減収額）</td><td>（ -</td><td>百万円）</td></tr></table>			平年度の減収見込額	▲247	百万円	（制度自体の減収額）	（ -	百万円）	（改正増減収額）	（ -	百万円）	
平年度の減収見込額	▲247	百万円										
（制度自体の減収額）	（ -	百万円）										
（改正増減収額）	（ -	百万円）										

新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 福島県においては、農林水産業や観光業等への風評被害がいまだ根強く残る状況。特定風評被害がその経営に及ぼす影響に対処するための事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することによって、農林水産物及びその加工品の販売等や県内への観光誘客の促進につなげ、原子力災害からの産業の復興及び再生を図る。 (2) 施策の必要性 放射性物質を理由に福島県産品の購入をためらう人の割合は 6.2%（令和 7 年 1 月）となっており、東北 6 県の産品の購入をためらう人の割合（2.3%（同））と比較すると、依然として高い割合で推移している※⁵。また、福島県産品と全国平均の価格差についても、依然として震災前の水準に戻っていない品目（牛肉：全国平均との価格差▲4.3%（平成 22 年度）→同▲9.3%（令和 6 年度）、桃：同▲5.9%（平成 22 年度）→同▲11.6%（令和 6 年度））がある※⁶。 加えて、観光目的の宿泊者が 50%以上の施設における延べ宿泊者数について、福島県の震災前（平成 22 年）と比較した令和 6 年の伸び率は、全国の水準を大きく下回る（福島県 71%、全国：148%）※⁷など、農林水産業や観光業等においては、風評被害がいまだ根強く残る状況。 引き続き福島県内において農林水産業や観光業等への風評被害に対応するため、本特例措置の 3 年間延長を要望する。 ※ 5 「風評被害に関する消費者意識の実態調査（第 18 回）」（令和 7 年 3 月消費者庁取りまとめ） ※ 6 「風評の影響の払拭に向けた農林水産省の取組について」（令和 7 年 4 月農林水産省取りまとめ） ※ 7 宿泊旅行統計調査「観光目的の宿泊者が 50%以上の施設における延べ宿泊者数」における各年結果の平成 22 年結果比
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性 政策体系における政策目的の位置付け ■東日本大震災 復興加速化のための第 14 次提言（令和 7 年 6 月 4 日総理手交）（抄） I. 原子力事故災害被災地域 4 事業・なりわいの再建、新産業の創出、農林水産業の再建 （2）福島イノベーション・コースト構想のさらなる具現化等による新産業の創出となりわいの再建 ○ 復興特区税制が令和 7 年度の適用期限を迎えた後も、福島県においては、産業集積の形成及び活性化を促進する観点から、必要な税制上の特例措置を検討するとともに、福島特措法税制のうち令和 7 年度末に適用期限を迎えるものについて、実態や効果等をよく見ながら延長も含めて検討すること。 ■「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和 7 年 6 月 20 日閣議決定）（抄） 1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組 （1）原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等（交流・関係人口の拡大、観光の振興） ・ 観光については、福島県は「自然、気候、文化、食」といった魅力ある観光資源を有しており、また、「復興の地 ふくしま」を実際に訪れ見てもらうことにより交流人口の拡大のみならず風評の払拭にもつながる効果も期待できる。しかしながら、訪日外国人延べ宿泊者数や教育旅行等の回復に課題が残ることから、持続的な観光を推し進めるため、課題を分析し、復興を軸とした観光振興策を戦略的に推進する。 ⑦風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 ・ 福島県のみならず被災地全体の農林水産や観光等における風評の払拭、いわれのない偏見・差別の解消に向けて、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」等に基づき、政府一体となって国内外に向けた情報発信等に引き続き取り

		組む。また、科学的かつ客観的な議論に基づくフォローアップを実施し、各施策がより整合的・合理的・効果的な取組となるよう不断の見直しを行う。 ■経済産業省の政策体系 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展								
	政策の達成目標	福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等								
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和8年4月1日から令和11年3月31日まで）								
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。								
	政策目標の達成状況	令和6年度までの福島特措法第75条の2に基づく指定の件数は17件								
有効性	要望の措置の適用見込み	<table><tr><td>令和8年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和9年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>令和10年度</td><td>4件</td></tr><tr><td>計</td><td>12件</td></tr></table> ※令和3～6年度の指定件数より推計	令和8年度	4件	令和9年度	4件	令和10年度	4件	計	12件
	令和8年度	4件								
令和9年度	4件									
令和10年度	4件									
計	12件									
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を延長することにより、特定事業活動を行う事業者の課税の負担を軽減することで、設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。								
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	-								
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-								
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-								
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、福島県内にいまだ残る風評被害を受ける農林水産業及び観光業等に係る事業者に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。								

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	○令和3～6年度の実績（指定件数）	
		令和3年度	6件
		令和4年度	2件
		令和5年度	4件
		令和6年度	5件
		計	17件
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	-	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、指定を受けた事業者による設備投資や雇用機会の確保等が促進され、福島県の農林水産物等の信頼回復、付加価値向上及び販路回復・開拓並びに観光資源の魅力増進及び観光誘客・交流の促進等に資することができる。	
	前回要望時の達成目標	-	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-	
これまでの要望経緯	令和2年度 令和3年度	福島特措法税制に関する所要の措置 福島における特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例措置の創設	

(経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課)

項 目 名	特定復興産業集積区域における機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の特別償却等の特例措置の廃止														
税目（条文番号）	所得税、法人税														
見 直 し の 内 容	（１）現行制度の概要 令和８年３月３１日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が特定復興産業集積区域において取得等し事業の用に供した機械・装置及び建物等について、特別償却又は税額控除ができる。														
	<table><tr><td></td><td>特別償却率</td><td>税額控除</td></tr><tr><td>投資時期</td><td>R7.4.1～R8.3.31</td><td>R7.4.1～R8.3.31</td></tr><tr><td>機械・装置</td><td>45%</td><td>14%</td></tr><tr><td>建物・構築物</td><td>23%</td><td>7%</td></tr></table>				特別償却率	税額控除	投資時期	R7.4.1～R8.3.31	R7.4.1～R8.3.31	機械・装置	45%	14%	建物・構築物	23%	7%
		特別償却率	税額控除												
	投資時期	R7.4.1～R8.3.31	R7.4.1～R8.3.31												
	機械・装置	45%	14%												
建物・構築物	23%	7%													
（２）要望の内容 令和８年３月３１日の適用期限の到来をもって、本特例措置を廃止する。															
【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第 37 条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条、第 17 条の 2 ○同政令第 12 条の 2、第 17 条の 2		平年度の増収見込額 (制度自体の減収額)	+377 百万円 (ー 百万円)												
		(改 正 増 減 収 額)	(ー 百万円)												
廃止又は縮減の理由	本特例措置は令和３年度以降、内陸地域に比べ復興が遅れている、地震・津波等により直接の被害が生じた沿岸地域の産業復興を重点的に行うために岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域に対象区域を重点化し措置を講じてきた。 本特例措置の創設以降、地震・津波等により直接被害を受けた地域の産業の復興について一定の役割を果たしてきたことから、令和７年度までとされている第２期復興・創生期間の終了をもって、本特例措置を廃止することとしたい。														

令和 8 年 度 税 制 改 正 見 直 し 事 項 （ 廃 止 ・ 縮 減 ）

（経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課）

項 目 名	被災代替償却資産に係る特別償却の特例措置の廃止					
税目（条文番号）	所得税、法人税					
見直しの内容	（１）現行制度の概要 個人又は法人が、令和８年３月３１日までの間に、東日本大震災に起因して当該個人または法人の事業の用に供することのできなくなった船舶（漁船）に代わるもので、その製作後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これらの資産を事業の用に供した場合に、その取得価額の 24%（中小企業者等以外の法人の場合 20%）の特別償却ができる。 （制度経緯） ・平成 23 年度 創設 ・平成 26 年度 特別償却割合の引き上げの適用期間を 2 年間（平成 26 年 4 月 1 日～28 年 3 月 31 日）延長 ・平成 28 年度 特別償却割合を引き下げるとともに、対象範囲から航空機、鉄道車両等を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（平成 31 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和元年度 対象範囲から内航船舶・作業船を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年 間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和 3 年度 対象範囲から車両運搬具（四輪車及び軽四輪車）を除外する見直しをした上で適用期限を 2 年間（令和 5 年 3 月 31 日まで）延長 ・令和 5 年度 対象範囲から機械及び装置並びに建物及び構築物（増築部分を含む）を除外する見直しをした上で適用期限を 3 年間（令和 8 年 3 月 31 日まで）延長 （２）要望の内容 適用期限（令和 8 年 3 月 31 日）の到来をもって、本特例措置を廃止する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。 <table><tr><td>【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2</td><td>平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</td><td>— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</td></tr></table>			【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)
【関係条文】 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律 第 11 条の 2、第 18 条の 2 ○同政令 第 13 条の 2、第 18 条の 2	平年度の増収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)				
廃止又は縮減の理由	東日本大震災から 14 年あまりが経過し事業用資産の買い替えが進み、近年の適用実績が僅少である。今後も被災した償却資産の代替となる資産を取得するケースはほとんど見込まれないことから、本特例措置の廃止を要望する。ただし、令和 8 年度末までに取得等したのものについては、なお従前の例によることとする経過措置を設ける。					